

シン・子育て王国とっとり計画



令和6年3月
鳥取県

目 次

	ページ
1 はじめに	1
2 基本的方針	1
(1) 基本的な考え方	1
(2) 政策決定過程への子ども・若者、子育て世帯の参画促進	2
(3) 子ども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革	2
(4) 計画の評価・見直し	2
3 シン・子育て王国とっとりの推進体制	2
(1) 施策の推進体制	2
(2) 数値目標と指標の設定	4
4 子どものライフステージに応じた切れ目のない支援	4
(1) 子どものライフステージを通じた取組	4
(2) 子どもの誕生前から幼児期までの取組	5
(3) 学童期・思春期の取組	8
(4) 青年期の取組	15
5 子育て当事者への支援	18
(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	18
(2) 地域における子育て支援、家庭教育の支援	21
(3) 安心して子育てできるための職業生活と家庭生活の両立	23
(4) ひとり親家庭への支援	24
6 特に支援が必要な子どもの健やかな生活の支援	26
(1) 孤独・孤立への対応	26
(2) 子どもの貧困対策	28
(3) 慢性疾病・難病を抱える子ども・若者への支援	31
(4) 障がいのある子ども、医療的ケアが必要な子どもへの支援	31
(5) 児童虐待防止対策等の推進	34
(6) 社会的養護施策の推進	36
(7) 子ども・若者の自死対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組	38
参考資料	
1 シン・子育て王国とっとり計画の全体像	41
2 シン・子育て王国とっとりの推進体制	42
3 シン・子育て王国とっとり計画の目標指標一覧	43
4 子育て王国とっとり条例第10条に定める子育て支援等に関する施策	46
5 鳥取県の出生数及び合計特殊出生率の推移	47
6 推進する施策に対応した令和6年度の事業	48
7 子ども・若者に関する主な相談機関	59
別添 教育・保育の提供体制	64

1 はじめに

本県では、平成22年の「子育て王国とっとり」建国以来、妊娠・出産・育児に関する様々な不安や困難に寄り添い、不妊治療費助成、産後ケアの無償化、小児医療費の助成対象の拡大、多子世帯の保育料軽減、中山間地域市町村保育料無償化への支援など全国に先行して切れ目のない子育て支援施策を展開してきました。

令和4年の人口動態統計では、全国で唯一出生数が増加し、合計特殊出生率も1.60に回復しましたが、少子化傾向に歯止めをかけるためには更なる対策が必要であり、子ども・若者¹、子育て中の方を尊重し、その意見を聴き、最善の利益を考えた取組を一層進めなければなりません。

国においては、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、また同年12月には「こども大綱」及び「こども未来戦略」が示されるなど、子どもに係る施策を総合的かつ強力に推進しようとしています。

本県においても地域一体となって子どもや子育て中の方を応援する機運を醸成しようと、令和5年7月から「シン・子育て王国とっとり運動」²として、とっとり子育てプレミアムパートナー³の登録や子育て応援駐車場⁴の設置促進などの取組を開始しました。

また、子ども・若者、子育て中の方との意見交換や広く意見募集を行い、当事者の意見を取り入れた施策展開を図ろうとしているところであり、まずは令和6年4月から小児医療費の完全無償化を始めます。

子どもは地域の未来を担う存在であるとともに今を生きているかけがえのない存在です。鳥取県ならではのお互いの顔が見える関係の中で、地域全体で子育てを支え、全ての子どもが伸び伸びと育ち、子育て中の誰もが喜びを感じ、若者が将来に夢や希望が持てる全国一子育てしやすい鳥取県を、「シン・子育て王国とっとり」として実現していきます。

なお、本計画は、こども基本法に基づき、こども大綱を勘案し、既存の子ども関連3計画（子育て王国とっとり推進指針、とっとり若者自立応援プラン、鳥取県子どもの貧困対策推進計画）を包括的に見直し、一体のものとして策定⁵するものです。

2 基本的方針

（1）基本的な考え方

○「シン・子育て王国とっとり」の実現に向けて、子ども・若者を権利の主体として認識し、まんなかに据えた施策を展開するために、子ども・若者の意見を聴き共に進めていきます。

○子ども・若者の良好な成育環境の実現と、多様な価値観・考え方を前提とした若い世代の結婚、子育てへの希望が叶うよう施策に取り組んでいきます。

○子育て王国とっとり条例（平成26年鳥取県条例第5号）第10条に定める子育て支援等に関する施策⁶を市町村と協力して展開していきます。

¹ 子どもは、こども基本法並びに子育て王国とっとり条例で定義する「心身の発達の過程にある者」をいう。若者は、そのうち思春期（概ね中学生から18歳まで）から概ね30歳までの方を示し、施策によっては40歳未満を含む。なお、法令等で「子供」、「こども」と表記されている場合を除き、本計画では、「子ども」と表記している。

² 地域や社会全体で「こどもまんなか社会」の機運を高める取組を官民一体となって推進する本県独自の運動。「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

³ 子育て支援のモデルとなる優良な取組を横展開し、地域における子育てを応援する機運を醸成するため、妊娠・出産・子育てを応援する団体や企業を新たに登録する本県独自の制度

⁴ 妊娠中の方や就学前の乳幼児等を連れた方等が駐車時に安心して乗り降りできるよう、優先する駐車区画を設置する本県独自の取組

⁵ とっとり若者自立応援プラン（令和5年4月改訂）は令和5年度から令和9年度まで、鳥取県子どもの貧困対策推進計画（第二期計画）は令和2年度から令和6年度までをそれぞれ計画期間として策定したが、いずれの計画も令和6年度から「シン・子育て王国とっとり計画」に統合し、従前の計画は令和6年3月31日をもって終了する。

⁶ 参考資料として計画の末尾に掲載

計画期間

この計画の期間は、令和6年度から令和10年度の5年間とします。

計画の位置づけ

この計画は、こども基本法第10条の規定に基づく「こども計画」として位置づけるとともに、子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する計画、子ども・子育て支援法第62条に基づく子ども・子育て支援事業支援計画及び次世代育成支援対策推進法第9条に基づく行動計画と一体のものとして策定します。

(2) 政策決定過程への子ども・若者、子育て世帯の参画促進

こども基本法第3条に基づき、全ての子どもがその年齢や発達の程度に応じて、自分に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会を確保し、その意見を尊重するとともに、多様な社会的活動に参画する機会を作っていきます。また、子育て王国とっとり会議等への若者委員の参画を促進します。

(3) 子ども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

「こどもまんなか」⁷の考えの下で、これから生まれてくる子どもや今を生活している子どもと、結婚や子育て当事者となる若者を真ん中に据えていくことが求められています。

「シン・子育て王国とっとり運動」を核として推進し、こどもまんなか応援サポーター宣言の拡大推進、こどもファスト・トラック⁸及び子育て応援駐車場の設置促進、とっとり子育てプレミアムパートナーの登録者拡大、男性の育児休業取得率の向上 など、地域全体で子育てを応援する意識を高めていきます。

(4) 計画の評価・見直し

この計画に掲げる施策の実施状況を継続的に点検して計画の進行・評価を行い、その内容についてインターネットなどにより公表します。

子ども・若者、子育て中の方等の意見、本計画の達成状況及び各種実態調査の結果等を踏まえ、毎年度、見直しを行います。

3 シン・子育て王国ととりの推進体制

(1) 施策の推進体制

子育てを地域全体で支えるためには、行政や県民、事業者が連携して子育て支援等に取り組んでいくことが大切です。そのため、県、市町村、保護者、子育て支援者⁹・団体、県民、事業者の責務や役割を、子育て王国とっとり条例に基づき次のとおり明確にし、互いに連携して推進していきます。

また、推進の方向性を子育て王国とっとり会議、鳥取県青少年問題協議会等で審議していきます。

なお、子ども・若者の育ちの大きな柱である教育の推進については、本計画に掲げる事項のほか、「鳥取県の『教育に関する大綱』」及び「鳥取県教育振興基本計画」に沿って取組を推進します。

⁷ こどもまんなか（社会）については、脚注2を参照のこと。

⁸ こどもまんなか応援サポーター宣言、こどもファスト・トラック：国が進める子育て応援の機運醸成の取組であり、「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、自らが考える「こどもまんなか」につながる行動を実行してSNS等で情報発信する宣言、及び子ども連れや妊娠中の方が長時間並ばずに入場できる優先窓口（専用レーン）を設置する取組。

⁹ 子育てを経験された方が、個人で子育て支援事業を起業される事例があり、子育て中の方の支えとなっている。

①責任と役割分担

県の責務

- ① 子育て王国とっとり条例に掲げる基本的な考え方（以下「基本方針」という。）に基づき、子育て支援等に関する施策を総合的に推進する。
- ② 子育て支援等に関し専門性の高い施策及び広域的な対応が必要な施策を実施するとともに、子育て支援等に取り組む人材の確保及び育成に努める。
- ③ 市町村及び子育て支援者・団体がそれぞれの役割を果たし、県、市町村及び子育て支援者・団体が連携協力して子育て支援等を行うことができるよう必要な助言及び適切な援助に努める。
- ④ 基本方針に対する保護者、県民及び事業者の理解を深め、県民及び事業者が子育て支援等に協力するよう努める。

市町村の責務

- ① 子育てしやすい地域社会の形成に関し重要な役割を担っていることから、基本方針に基づき、子育て支援等に取り組む人材の確保及び育成を図り、適切な子育て支援等に関する施策を実施するよう努める。
- ② 県、保護者、子育て支援者・団体、県民及び事業者と連携協力して子育て支援等に取り組む体制を整備するよう努める。

保護者の役割

- ① 自らが子育てについての第一義的責任¹⁰を有することを自覚して、子どもを大切にし、子どもに生活に必要な習慣を身に付けさせるとともに、子どもが心身共に健やかに成長するよう努める。
- ② ①の役割を果たすため、保護者・親として学び成長していくこと及びそれぞれの子どもに応じた最良の子育て支援等を受けるよう努める。

子育て支援者・団体の役割

- ① 基本方針にのっとり、子育て支援等に関する専門的な知識及び経験を活かすとともに、子育て支援等を積極的に行うことにより、県民及び事業者の子育て支援等への関心と理解を深めるよう努める。
- ② 県、市町村、保護者、県民及び事業者と連携協力して子育て支援等に取り組むよう努める。

県民の役割

基本方針にのっとり、子ども及び子育てに対する関心を高め、地域における子育て支援等に協力し、子どもを産み、育てやすい環境の整備に努める。

事業者の役割

- ① 基本方針にのっとり、その事業の継続及び発展に努めることに併せ、労働者の職業生活と家庭生活との調和及び両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に努めるとともに、地域における子育て支援等に協力するよう努める。
- ② 職場の慣行、雰囲気その他の事情により職場における出産及び子育てを支援する制度の活用が妨げられることのないよう、労働者の意識啓発及び労働者相互の理解促進に特に配慮し、希望する全ての女性が安心して子どもを産むことができる条件整備を行うとともに、男女を問わず子育てしやすい職場とするよう努める。

② 施策推進に係る審議会

シン・子育て王国とっとり計画を策定・改訂するときは、子育て王国とっとり会議、鳥取県青少年問題協議会において意見を聴いて行うこととする。

また、シン・子育て王国として、子ども・若者、子育て当事者等に関する施策の重要事項や課題の調査審議を一元的に行うため、新たに児童福祉審議会の設置を検討し、児童福祉分野等の有識者による専門的かつ客観的な審議の充実を図り、施策の課題解決に向けた推進体制を構築する。

¹⁰ 最も大切に根本的な責任

(2) 数値目標と指標の設定

この計画の進捗状況を的確に把握するため、関連事業の遂行に際しては、「P (Plan) -D (Do) -C (Check) -A (Action) サイクル」を取り入れて進行管理を行うとともに、事業の進捗状況や調査分析等を踏まえ、毎年度、施策や数値目標等の検証・評価等を行い、継続的な施策等の点検と見直しを行っていきます。

4 子どものライフステージに応じた切れ目のない支援

(1) 子どものライフステージを通した取組

子ども・若者、子育て世帯にとって、それぞれのライフステージに特有の課題と、ライフステージ全体を通して対処すべき課題があります。ライフステージを通じて、悩んだり困ったり、情報を知りたい時に、どこに相談すれば良いか分かっていることは大きな安心感につながります。また、家庭、地域が子ども・若者、子育て当事者にとって安心して過ごせる場所であることは、シン・子育て王国として最も大切なことです。

① 情報提供、相談体制の充実

【現状と課題】

子どもの悩みや心配ごと、性や健康に関すること、子育て当事者の悩み等に対応する様々な相談窓口を設置し、とりネット、子育て王国とっとりサイト、各種広告媒体及び子育て王国とっとりアプリにより情報掲載と広報を行っているが、情報が必要な方に十分に認知されていない状況がある。また、対面や電話相談のほか気軽に相談できる LINE (ライン) の相談窓口を求める声もある。

【取組の方向性】

- 既存の相談窓口に加え、スマートフォンでいつでも気軽に相談できる LINE 等の相談窓口の設置を検討する。
- SNS や子育て王国とっとりアプリのプッシュ機能を活用し、適時に複数の媒体で広報を行うことにより、相談を必要とする方に相談窓口が十分に認知されるよう周知を行う。

② 家庭・地域での子どもの育成

【現状と課題】

乳児健診会場でのブックスタート事業¹¹や、地域子育て支援センター、放課後児童クラブ、放課後子供教室などで遊びや学習、生活の場が提供されているが、価値観の変化や核家族化などを背景に、住民の地域社会への帰属意識や地縁的なつながりが弱まり、地域の教育力の低下が課題となっている。また、少子化や高齢化による地域コミュニティの担い手不足により、子ども会の団体数、会員数とも大きく減少している。

【取組の方向性】

- 家庭において、子どもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育が行えるよう、保護者の学びの機会を提供し、身近に相談相手がいない状況にある保護者を支援する。また、子育て支援センター等、乳幼児期の保護者が多く利用する施設において保護者自身の成長につながる学びの機会を提供する。
- 子ども会活動を活性化するとともに、地域での子育て支援を担う貴重な人材である祖父母世代の子育て支援者としての活動を推進する。

¹¹ 絵本を通して赤ちゃんと保護者がかけがえのないひとときを持つことを応援する運動

○こども家庭センター¹²の設置や、地域の資源・人材を活用した子どもの居場所や親子の相談・交流拠点づくりを推進するとともに、対象者に情報が届くよう情報発信を強化する。

【目指す姿】

ライフステージや相談内容に応じた様々な相談体制が整備されるとともに、子どもや子育て当事者に相談窓口が十分周知され、当事者の悩みや困りごとの解消と安心感につながっている。

家庭において、子どもの基本的な生活習慣や自立心等が育まれ、地域においては、全ての子どもが安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができている。また、県内全ての市町村に設置されたこども家庭センターにおいて、切れ目のない総合的な支援が行われている。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
こども家庭センター設置市町村数	なし (令和5年度)	19市町村

参考：関連事項の掲載

- ・4（3）①ケ「互いに支え合う関係づくり、地域コミュニティによる子どもの育成」

（2）子どもの誕生前から幼児期までの取組

安心したゆとりのある子育てには、子どもが誕生する前からの準備が重要です。妊娠・出産に関して正しい知識が得られ、困ったり不安なときに気軽に相談ができ、必要に応じて専門的な支援・医療につながり健康が守られるよう、妊娠前から子育て期まで切れ目のない支援体制を構築します。

① 妊娠・出産期、幼児期までの支援

ア 妊娠準備期から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保

【現状と課題】

全国と同様に本県でも若い女性のやせの増加、出産年齢の高齢化などからリスクの高い妊娠が増加している。また、人工妊娠中絶率の高い状況が続いている。若い世代が自分の体の状態を知り、健康な生活習慣を身につけ、併せて、安心・安全に出産できる体制を維持する必要がある。

【取組の方向性】

- 性別を問わず、早い段階から性や妊娠に関する正しい知識を得られるようプレコンセプションケア¹³の普及啓発や相談支援を行い、切れ目のない妊娠・出産支援を強化するとともに相談窓口の一層の周知を図る。
- 周産期母子医療センターへの支援や医師確保奨学金、医療従事者の処遇改善、医師の働き方改革への影響を踏まえた機動的対策などによる産科医、小児科医や助産師等の確保策の推進により、周産期医療体制の確保を図る。

イ 不妊治療等への助成

【現状と課題】

経済的負担を理由に不妊治療をためらうことのないよう、令和4年度から保険適用となった後も、不妊治療費について県独自の助成を行っているが、依然として相当の負担がある。また、年

¹² 改正児童福祉法（令和6年4月施行）により市町村が設置に努めることとされた、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関。従来の子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の機能を併せ持つ。

¹³ 男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促す取組。

齢が高くなるにつれて妊孕性¹⁴が低下することから、出産を希望する方に早期の不妊検査を促し、治療が必要な方を早期の治療につなげていくことも必要である。

【取組の方向性】

- 不妊治療の経済的負担の更なる軽減を図るとともに、不妊治療に係る保険適用の範囲の拡充を国に働きかける。
- 不妊専門相談センター等による不妊症、不育症及び不妊治療に関する相談・指導や知識の普及啓発等を充実させる。

ウ 産前・産後ケアの充実

【現状と課題】

妊娠中や出産後に不安や悩みを抱き、孤独感を感じている妊婦や産婦の心身の負担を軽減し、子育ての円滑なスタートを支援するために、国、県及び市町村で産前産後ケアの充実に取り組んでいるが、産後ケアを行う施設が不足している。

【取組の方向性】

- 妊産婦の不安を解消するため、心の休息（レスパイト）のとれる居場所として助産所の利用を周知する。
- 産後ケア利用料の無償化を継続するとともに、どこに住んでいても産後ケアを受けられるよう、十分な産後ケア施設や助産師の確保に向けて、市町村等と協調しながら取り組んでいく。

【目指す姿】

妊娠・出産について誰もが気軽に相談でき、経済的理由により不妊治療等を諦めることのないような支援体制が整備されている。いざという場合でも妊婦や新生児がスムーズに医療機関につながり、出産から専門的な医療まで、分娩のリスクに応じた安全な医療が受けられる医療体制のもとで、妊産婦が孤立感や孤独感を感じることなく安心して出産や子育てに向かうことができ、産後の女性がためらわず産後ケア等の支援を受けるための環境が整備されている。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
産後ケア施設数	20 施設 (令和5年12月時点)	22 施設

② 多様な保育ニーズへの対応

ア 保育・幼児教育の質の向上・量の確保

【現状と課題】

鳥取県の女性就業率は全国に比べて高く、保育ニーズは高いものとなっている。また、年度当初の保育施設の待機児童は0人（平成18年度以降、18年連続）であるが、保育人材不足の影響等により、年度途中の待機児童が生じている。

【取組の方向性】

- 市町村と連携しながら、潜在保育士の復職支援や地域限定保育士制度の活用など保育人材不足を解消する取組を進める。
- 鳥取県独自の加配制度による配置基準改善及び保育現場の負担軽減を図り、多様な保育ニーズに対応していく。

¹⁴ 妊娠するための力のこと。「にんようせい」と読む。

○県内最大の養成機関である鳥取短期大学と、保育の質の向上と保育人材確保について連携協力して取り組む。

イ 保育所等における安全確保など保育環境の改善

【現状と課題】

教育・保育施設等における重大事故の未然防止の取組は着実に行われているが、引き続き更なる取組の促進を行うことが必要である。また、万が一事故や災害が発生した際の適切な対応について徹底を図り、教育・保育施設等における安全・安心な保育環境を整備することが必要である。

【取組の方向性】

- 安全管理研修の実施等により重大事故が発生しない保育環境整備を更に推進する。
- 重大事故が発生した場合、事故後の対応・再発防止策を検証するほか、安全確保施策に対する意見を伺うため、第三者による調査・検討を行う。
- 他施設で同様の事案が発生しないよう研修や指導を実施する。
- 災害時に適切な対応ができるよう、避難確保計画または非常災害対策計画に基づく継続的な訓練を実施する。

ウ 幼児期までの子どもの育ちに必要な豊かな「遊びと体験」

【現状と課題】

本県では、豊かな自然を活用し、自然体験活動を行う保育所、幼稚園等の施設を認証する制度を創設し、自然保育や森のようちえんの取組を推進している。

一方、家庭や地域における遊びが変化し、外遊びや直接体験が不足している傾向が見られる。また、集団の中で自分の思いを言葉にして伝えたり相手の思いを受け止めたりすることが苦手であるといった傾向も見られる。

【取組の方向性】

- 鳥取県のめざす幼児の姿「遊びきる子ども」に向けて、多様な子どもや大人との出会い、環境との関わりを通して子どもたちの遊びや体験を充実させる取組を推進する。
- 同年齢や異年齢、障がいの有無や国籍の違い等に関わらず、子どもや大人、地域の人々との様々な関わりを深める活動を推進する。
- 遊びや生活を通じた善悪の判断や友達への思いやりの心を育成するなど、道徳性の芽生えを培う活動を充実させる。
- 生命を大切にする気持ちを養う活動、愛情や信頼関係、自己肯定感の育みを支援する。
- 食事、睡眠、排泄、着脱衣など基本的な生活習慣の確立と共に主体的に物事を判断し、行動する力を育成する。
- 子どもたちの豊かな感性を育むため、未就学児が早期にアートに触れるアートスタートの取組を進める。

エ 保育におけるインクルージョンの推進

【現状と課題】

障がいの有無に関わらず、全ての子どもを受け入れるインクルーシブ保育の推進に向けて、保育施設の職員を対象とした各種研修を実施するとともに、市町村が特別な支援が必要と認めた児童に対する保育士等の配置や、保育所等における医療的ケア児受入にあたって必要となる看護師配置経費等の支援を行っているが、支援を必要とする児童の増加により保育士や看護師の確保が課題となっている。

【取組の方向性】

- 市町村や保育現場等の意見を踏まえながら、研修や補助制度の充実等を図り、医療的ケア児を含む障がい児保育の充実を進めていく。

オ 病児・病後児保育の充実

【現状と課題】

病児・病後児保育施設を設置運営する市町村への運営費、施設整備費等の支援を行っており、病児・病後児保育を実施する施設数は増えてきているものの、感染症の流行期など利用希望が集中する時期は利用ができないこともあることから、施設数の充実を期待する声もある。

【取組の方向性】

- 病児・病後児保育施設の設置運営に必要な支援に取り組む。
- 市町村や利用者等の意見を踏まえながら施策の充実を検討し、病児・病後児保育サービスの充実を進めていく。

カ 幼保小の連携促進

【現状と課題】

就学前施設の多様化等により、就学後の環境の変化への適応に時間を必要とする子どもが増加している。鳥取県幼児教育センターでは、幼稚園、認定こども園、保育所等の職員の指導力向上に向けて、研修会や訪問指導のほか、各市町村や小学校・園に幼保小接続アドバイザーを派遣するなど支援を行っているが、さらに架け橋期（5歳児から小学校1年生の2年間）のカリキュラムの地域の実態に応じた取組の推進が求められている。

【取組の方向性】

- 幼保小接続推進リーダー育成事業の実践事例を共有し全県へ普及させていく。
- 引き続き幼保小接続アドバイザーの派遣による指導助言や各種研修会の開催など、幼保小の円滑な接続に向けて幼保小の架け橋プログラムの実施に係る取組を推進していく。

【目指す姿】

年度途中の待機児童が0人となっているほか、希望する全ての障がい児（医療的ケア児を含む）や病児・病後児を施設で保育できる環境が整っている。また、重大事故の未然防止が図られるとともに、事故・災害等が発生した際に適切な対応ができる保育環境が確保されている。

全ての子どもたちが、満足感や達成感、自己肯定感を得て、義務教育以降の学びの土台となる力を身に付けており、就学後、安心して学校生活を送ることができている。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
年度途中の保育施設の待機児童数	11人 (令和5年10月1日時点)	0人

（3）学童期・思春期の取組

学童期（小学生年代）は、体も心も大きく成長し友人関係や遊びを通じて協調性・自主性を身に付ける時期、思春期（中学生年代から概ね18歳まで）はアイデンティティーを形成していく時期です。

子ども・若者が権利の主体であることの認識の共有を図り、発達に応じて基本的な生活習慣を身に付け、健康や性に関する正しい知識を得て自らに合ったサポートを受けられるよう取り組むとともに、体力向上や、成長の原点である遊びや体験活動の機会を増やしていきます。

また、地域の小児医療体制、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保し、子どもの生命を守るとともに、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に進め、子どもを地域全体で育みます。

全ての子どもが、自分の良さや可能性を認識し、豊かな人生を切り開くことができるよう、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実していきます。

① 子どもの心身の成長の支援

ア 基本的な生活習慣の形成

【現状と課題】

学齢期（小・中学校）の子どもについて、朝食を食べる割合が8割台で横ばいであること、肥満傾向の割合が増加していること等が課題となっている。子どもや若者が心身ともに健やかに成長していくためには、食事をはじめとする基本的な生活習慣の形成が不可欠であり、朝食と学力、体力との相関関係も含めた望ましい生活習慣の重要性についての継続的な意識啓発や食育活動の推進が求められる。

【取組の方向性】

- 基本的な生活習慣の定着を図る啓発運動を効果的に展開していく。
- 家庭において栄養バランスのとれた食事をするなど健全な食生活を身につけ実践するため、子どもや保護者への情報発信を行うとともに、学校における栄養教諭・学校栄養職員の専門性を活かした指導の充実を図る。

イ 命、健康、性、妊娠・出産に関する知識の普及、相談支援の充実

【現状と課題】

性に関する意識の変化、性のあり方の多様化、性情報の氾濫等により、性に関する悩みや不安を抱える児童生徒が増加する懸念がある。また、予期しない妊娠により、相談相手がおらず孤立することなどが背景にあると考えられる新生児の児童虐待死亡事例が発生しており、思春期などの早い段階から性や生殖に関する正しい知識を備える必要がある。

【取組の方向性】

- 医師・助産師等専門家の学校への派遣や民間機関による学習会、年齢に応じた啓発冊子・学習教材の作成・活用を通して、若年層への命や健康、性、妊娠・出産に関する正しい知識の普及、子どもや若者を性暴力の当事者にしないための啓発を行う。
- 予期せぬ妊娠などによる戸惑いや緊急的な状態に対する不安等に対して、助産師等による相談窓口（電話・メール・LINE）を設けて相談支援を行う。また、困難事案等については、保健所が積極的に関わっていく。

ウ 子ども・若者が権利の主体であることの理解促進

【現状と課題】

子どもが保護の対象だけでなく、権利の主体として尊重されるような社会の実現に向けた人権尊重の意識を高める教育の推進が求められている。

【取組の方向性】

- 子ども自身が自分の持っている権利について正しく理解し、自他の権利の大切さを認めながら、子どもの権利条約等で示されているような「権利の主体」意識を育てる学習や主権者教育などを推進する。また、子ども自身が悩みや困りごとの相談先を認知できるよう、十分な周知を行う。
- 教職員、保護者や地域住民が、子どもの人権の重要性について学習する機会の充実を図る。

エ 運動意欲の増進、体力づくり

【現状と課題】

鳥取県体力・運動能力調査では、全国平均値を下回る種目がある。幼児期・学童期から運動の大切さへの理解を深め、体を動かす心地良さの体験を通じた運動意欲の向上と多様なスポーツ活動の体験ができる環境づくりが重要である。

【取組の方向性】

- 教員の指導力及び児童生徒の運動意欲の向上を図る。

- 体力向上に係る各学校の取組や地域と連携した取組を推進する。
- 子どもが安全に様々なスポーツを楽しむとともに、全国や世界での活躍など高みを目指すことができる環境づくりを進める。

オ 遊びや体験活動の推進

【現状と課題】

家庭や地域における遊びの変化、長く続いたコロナ禍等により、人や地域との関わりが弱まり外遊びや子どもたちの体験機会が大きく減少している。基本的な生活習慣の定着や精神的な自立、携帯ゲーム機やスマートフォン、メディアとの関わりに課題が見られ、家庭環境が多様化している中、全ての子どもが地域で様々な年代の人と関わり、安全・安心に過ごせる居場所の確保が求められている。

また、年齢、居住地、経済的状況などに関係なく、文化芸術を鑑賞したり体験できる環境づくりが必要である。

【取組の方向性】

- 自然の中での遊びや地域の文化・伝統、人物・団体及び産業を学び、体験・探求活動を通じて心身の成長を促すとともに、ふるさとキャリア教育¹⁵を推進する。
- 公民館等の社会教育施設や児童館等を活用し、子どもの居場所づくりや、保護者同士の学び合い、交流が促進されるよう支援する。
- 鳥取砂丘こどもの国においては、子どもが一層楽しめる遊具の充実を図り、小学校高学年から大人も楽しめる遊びや体験、学びのコンテンツを提供するとともに、都市公園等において、誰でも安全・安心に利用できる遊具等の設置を検討する。
- 学校や地域において、子どもたちが文化芸術に触れる機会を充実させる。
- 県立青少年社会教育施設では、活動メニューの充実や様々な事情で活動の機会が少ない子どもへの支援、体験活動の機運を高める取組を引き続き検討し、実施する。

カ 安全・安心の通学環境

【現状と課題】

県内では自転車通学中の事故が毎年発生しており、通学路の安全対策と児童等に対する交通安全教育の充実及び運転者の安全運転マナーを徹底する必要がある。

また、子どもに対する声かけ等の不審者事案が後を絶たず、制服警察官によるパトロール強化や保護者や防犯ボランティア等と連携した通学路の見守り活動、学校における注意喚起を実施している。

生徒等の主な通学手段である鉄道や路線バスなどは、減便や路線の廃止などにより利便性が低下しており、改善を求める声が多数寄せられている。

【取組の方向性】

- 子どもが安全に道路を通行するために必要な技能と知識を習得できるよう、年齢に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。
- 運転者に対して、子どもへの思いやり運転、交通ルール遵守、交通マナー向上を呼び掛ける。
- 定期的な通学路の合同点検により指摘された箇所は、改善に向けて必要な整備を迅速に行うとともに、若者世代を中心とした防犯ボランティアの拡充、「ながら見守り」、青色防犯パトロールの普及など、学校、PTA、自治会等が一体となって通学路における見守り活動を強化する。
- 鉄道事業者の利活用の促進、二種免許取得支援などにより交通事業者の供給力を確保するほか、自家用有償旅客運送の活用や、地域の送迎サービスとの連携（教育を含む他分野との共創）を

¹⁵ 教育を通して地域の魅力を学ぶ「ふるさと教育」と自らの生き方や将来について考える「キャリア教育」を合わせた本県教育施策の基軸となる教育。学校や地域で取り組むことにより、ふるさと鳥取に誇りと愛着を持ち、さらに継承・発展させていく意欲や気概を持った人材を育成する。

推進する。

キ インターネット・SNS のトラブルから子どもたちを守るための対策と啓発

【現状と課題】

子どもや保護者に対して、ペアレンタルコントロールの推進やインターネットの安全利用に関する啓発、情報モラル、メディアリテラシーに関する学習教育を行っている。

一方で、県の意識調査¹⁶では、SNS に起因する子どもの自画撮り被害や特定の児童生徒への誹謗・中傷が問題になるなど、インターネットの利用の仕方によっては子どもたちが被害者にも加害者にもなってしまう危険がある。

【取組の方向性】

- ペアレンタルコントロールなど家庭での取組の必要性について保護者に周知する。
- 子どもへの情報モラル教育などを通じて、インターネットや SNS の安全な利用やスマートフォン、ゲーム機・タブレット端末等の電子メディア機器とのより良い関わり方について啓発する。
- 携帯電話販売店やゲーム機器販売店等への安全な利用に係る情報提供等の取組を推進する。

ク 小児医療体制の充実

【現状と課題】

小児科医師数は増加傾向で推移していたが、直近では、減少している。また、診療所勤務の医師数は増加していない一方で、医師の高齢化が進んでいることや、地域偏在により小児医療体制の維持が困難な地域もあることから、地域医療の維持・確保に必要な医師を養成・確保する必要がある。

小児の休日夜間における救急医療体制は整備されているが、小児の救急搬送人員は増加傾向で、軽症者の受診も多く、小児救急に係る医療機関の負担が大きくなっている。

【取組の方向性】

- 医師確保奨学金や医師の働き方改革の影響を踏まえた機動的対策により、小児医療に従事する医師確保をはじめ、総合診療医の育成強化、市町村における医師確保の取組を後押しすることによる地域偏在対策や専門医の育成等を推進する。
- 保護者の不安軽減、小児医療に係る医療機関の負担軽減を図るため、とっとり子ども救急ダイヤル（＃8000）の拡充や様々な機会を捉えた適正受診の更なる普及啓発に努める。

ケ 互いに支え合う関係づくり、地域コミュニティによる子どもの育成

【現状と課題】

住民の地域社会への帰属意識や地縁的なつながりの弱まり、高齢化による地域コミュニティの担い手不足、少子化に伴う子ども会活動などの停滞により、地域における子どもの育成力の低下が課題となっている。

本県のボランティア活動参加率は高く、ボランティアへの参加促進、若者の力を活用した協働・支援を引き続き実施し、子どもの居場所づくりに活用していくことが求められる。

【取組の方向性】

- NPO等団体活動の支援、協働の取組及びボランティア活動を促進し、小さい頃から子どもや若者が地域活動やボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行う。
- 地域一体となった子育て、世代間のつながりや助け合いが大切であることの理解を促進する。
- 地域全体で子どもたちの成長を支えるため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）と地域学校協働活動を一体的に推進し、家庭・地域・学校の連携・協働体制を構築する。
- 地域コミュニティの基盤を支える公民館の職員等、社会教育に携わる人材を育成する。
- 子ども会活動の活性化と、子ども会を入口に様々な地域資源をネットワークとしてつなげる取組を全県に推進する。

¹⁶ 鳥取県青少年育成意識調査（令和3年度）

【目指す姿】

子どもたちが学童期・思春期において自らが権利の主体であることを自覚し、安全な環境の中で心身ともに健やかに成長し、家庭・地域・学校が一体となって子どもの成長を支えている。

子どもが、スポーツや文化芸術、様々な遊び、地域活動やボランティア活動等を体験しながら伸び伸びと成長している。

通学路の安全対策、地域ぐるみの見守り等による安心の通学環境、休日夜間に子どもがスムーズに医療を受けられる環境が確保されている。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
朝食を食べる児童・生徒の割合	85%以上 (令和3年6月～7月調査)	90%以上
小学校において、体育の授業を除く1日の運動時間が1時間以上の児童の割合	小学校男子 54.0% 小学校女子 30.6%	小学校男子 70% 小学校女子 50%
SNSを利用する場合の注意点及びその内容を知っている児童生徒の割合	小学5年生 28.3% 中学2年生 63.5% 高校2年生 71.2% (令和3年7月調査)	小学5年生 40% 中学2年生 70% 高校2年生 80%
家庭での子どものインターネット利用についてルールを設けていないと回答した保護者の割合	小学2年生 4.8% 小学5年生 4.9% 中学2年生 10.3% 高校2年生 10.8% (令和3年7月調査)	小学2年生 3% 小学5年生 3% 中学2年生 7% 高校2年生 7%
地域学校協働本部を設置している学校の割合	72% (R5.5.1時点)	100%

参考：関連事項の掲載

- ・4(1)②「家庭・地域での子どもの育成」

② 児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実

【現状と課題】

「学力向上推進プラン」に基づき、子どもたち一人ひとりの関心意欲の向上・確かな学力の定着、子どもたちが「わかった」「できた」を実感できる授業づくりを目指し、取組を進めている。

県独自の「とっとり学力・学習状況調査」によって明らかとなった児童生徒を伸ばした指導の好事例や非認知能力を経年で把握できる分析シートの活用等について、各市町村教育委員会や各学校に対し更に周知していくことが必要である。

【取組の方向性】

- 国に先んじて市町村と協働して進めてきた本県独自の少人数学級を令和7年度に向けて段階的に拡充する。
- 児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導にかかる教師の指導力・能力を高めるため、指導主事による学校訪問の充実、教育研究団体等の支援、研修教材の提供、研修会の開催等を行う。
- 授業改善に向け、重点項目の徹底、「今、求められる資質・能力」の育成に焦点化した研修会の開催、ICTを活用した授業改善の推進を図り、各学校での実践につなげていく。

【目指す姿】

デジタル技術を活用したデータに基づく教育活動等によって「個別最適な学び」と「協働的な学

び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組み、児童生徒が「今、求められる資質・能力」や「活用力」を身に付けている。

③ 子どもの居場所づくり

【現状と課題】

学童期の子どもの居場所について、放課後児童クラブや放課後等デイサービスを設置運営する市町村等を支援するとともに、認定研修等を通じて、放課後児童クラブの職員の人材確保及び資質向上を図っているが、一部地域において待機児童が発生している。また、学校の空き教室や公民館等で地域住民の参画を得て、放課後子供教室を実施したり、放課後児童クラブと一体的に実施している。

子ども食堂は、市町村や民間団体による取組が進み充足率（小学校区に子ども食堂がある割合）は全国第2位と高いが、財政面、スタッフ面で運営基盤の脆弱性に課題がある。

また、児童生徒から、校外自習スペースの利便性の向上や利用時間の拡大を求める声も多数寄せられている。

【取組の方向性】

- 地域の資源や人材（子育て経験者、高齢者、若者、民間団体等の取組）を活用しながら、地域全体で子どもの居場所づくりを支援する。また、居場所を利用したい子どもや居場所づくりに参加したい者に情報が届くよう情報発信を強化するとともに、学童期だけでなく就学前の子どもも含め居場所に参加しやすい環境づくりを行う。
- 放課後児童クラブの受け皿が不十分な市町村や放課後等デイサービスを実施する事業所等の施設整備を支援するとともに、研修等の実施により職員の資質向上を図る。
- 学校支援ボランティア等による学校支援、放課後子供教室、外部人材を活用した教育支援活動（土曜授業等）等の地域学校協働活動の取組を支援する。
- 公民館等の社会教育施設が、多様な主体と連携・協働して地域のつながりや多世代間交流を深める場となるよう支援する。
- 子ども食堂の立ち上げ及びネットワークづくりを支援するとともに、市町村や子ども食堂の設置者の意見を聞きながら、円滑に活動を継続できるよう市町村を通じて必要な支援を行う。

【目指す姿】

子ども・若者が年齢を問わず、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができる。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
放課後児童クラブの待機児童数	19人 (令和5年5月1日)	0人
子ども食堂の数	83か所 (令和5年12月)	115か所
子ども食堂の充足率	54.62% (令和5年12月)	62%

参考：関連事項の掲載

- ・ 4（1）②「家庭・地域での子どもの育成」
- ・ 4（3）①オ「遊びや体験活動の推進」
- ・ 4（3）①ケ「互いに支え合う関係づくり、地域コミュニティによる子どもの育成」
- ・ 5（2）①「地域の資源・人材の活用」

④ いじめ防止、こころのケアの充実

【現状と課題】

いじめは、子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、潜在的事案の早期発見を

含め、早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進など対策の強化が必要である。

新型コロナウイルス感染症の影響により、人間関係づくりの基礎的な力を身に付ける機会が少なかつたため、円滑なコミュニケーション力や人間関係における課題解決力を高める取組が必要である。

【取組の方向性】

- 人権学習の充実といじめの未然防止・早期発見・適切な対応力を高める教職員研修を推進する。
- いじめ防止のための児童生徒の自主的な活動、交流活動を推進する。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を推進する。
- いじめ事案の早期解決に向けた関係機関との多職種連携を推進する。

【目指す姿】

各学校において、いじめの未然防止、早期発見、事案の早期解決に向けた適切な対応がなされている。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
「いじめが解消しているもの」の割合	鳥取県 75.6% 全国 77.1%	全国平均を上回る

⑤ 不登校の子どもへの支援

ア 保護者への情報提供、相談体制

【現状と課題】

令和4年度の調査によると、不登校の割合は、小学校、中学校及び高等学校で全国平均を上回り、増加傾向にある。不登校が継続している理由は、「複合的な原因」「不安」「無気力」の順に多く、その背景に応じて不登校児童生徒一人一人に合わせた支援の充実が必要である。

また、不登校児童生徒は、休みが長期になると学校との関係性が希薄になる傾向があることに加え、不登校などに関する相談窓口や、学校以外にも選択肢となる学びの受け皿があること等が十分に周知されていないため、保護者が一人で悩みを抱え込んでしまう傾向がある。

【取組の方向性】

- 多様化、複雑化する不登校の要因・背景を的確に把握し、学校、家庭、関係機関が連携しながら支援方法の共有や個々の子どもに応じたきめ細かな支援、ICT等の活用による児童生徒の心の状況を把握しながら関わる校内支援体制づくりを進める。
- 保護者が相談しやすい環境を整え、社会的自立に向けた多様な居場所があること等、広く情報を伝えるため、相談窓口周知のリーフレットの配布やインターネットを通じた情報提供を推進する。

イ 学校以外の学ぶ環境の受け皿づくりの充実

【現状と課題】

県内には、市町設置の教育支援センターが11か所、学校の出席扱いとなる民間のフリースクールが7か所あり、不登校児童生徒のための学校以外の多様な学びの場の充実が必要である。

また、様々な理由により義務教育の機会を十分に得られなかった人に対しては、個々の状況に応じた中学校の学びを提供するため、令和6年4月に県立まなびの森学園を開校する。

【取組の方向性】

- 教育支援センター、学校の出席扱いとなるフリースクールの拡充や、児童生徒の通所費用等の支援の充実、自宅学習支援員によるICT等を活用した学習支援など、子どもの成長にふさわしい安全・安心な居場所づくり、多様な学びの機会の確保を図る。

ウ 高校中退者への支援

【現状と課題】

令和4年度の調査によると、国公立高等学校中途退学者数は183人（退学率は1.3%）であり、その理由は「学校不適応」、「進路変更」がそれぞれ約30%を占めている。

【今後の取組の方向性】

○本人・保護者の心理的サポートを図るとともに、高等学校等中途退学時や中学校卒業時に進路が未決定の者の個人情報を同意のもとに収集して、教育支援センター（ハートフルスペース）における支援に結び付けたり、市町村等の支援機関に情報を提供したりするなど、学校教育から切れ目のない就学や就労に向けた支援を推進する。

【目指す姿】

不登校の子どもたちの学び等の支援が学校内及び学校外の機関で保障され、多様な学びの場の中で、一人一人の児童生徒の社会的自立が図られている。

中途退学時等に進路未決定の者については、市町村と情報共有を図り、切れ目のない支援が行き届いている。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
不登校の出現率	小学校 県 1.74% 全国 1.70% 中学校 県 6.06% 全国 5.98% 高校 県 2.14% 全国 2.04%	全国平均を下回るとともに、前年度数値から低減
不登校児童生徒への支援の結果、登校する又はできるようになった児童生徒及び変容が見られるようになった児童生徒の割合	小学校 72.8% 中学校 74.7%	各年度で前年度数値を上回る
不登校児童生徒への自宅学習支援事業における「指導要録上の出席扱い」とした児童生徒の割合	—	80%以上

（４）青年期の取組

青年期（概ね18歳から30歳まで）は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していく準備期間であり、高等教育・就職・結婚・出産・子育てなど大きなライフイベントが重なる時期です。

若者が、良質な雇用環境の下で、経済的な不安がなく将来への展望を持って生活できることが重要であり、社会的・職業的自立に向けた支援と必要な資質・能力が身に付くよう取組を推進します。

また、結婚を望む方も望まない方も尊重しながら、望む方に対して、出会いの機会・場の創出に係る効果の高い取組を推進するとともに、結婚に伴う新生活のスタートアップを支援します。

なお、学童期、思春期から継続した取組が求められる啓発や学習機会の提供については、早期から取り組んでいきます。

① 若者の経済的、社会的自立を応援

ア 若者の自立に向けた支援

【現状と課題】

若者が社会生活を円滑に営めるよう、教育、労働・雇用、福祉等の各分野において専門機関による支援が行われているが、困難を抱えているにもかかわらず、制度のはざままで個別の支援機関の支援が及んでいない若者がいる。

【取組の方向性】

- 若者への支援を行っている機関でネットワークを構成し、就職後早期に離職した者や、成人等一定年齢になったため支援の対象外となった者など、制度のはざままで支援が及んでいない若者の存在を表面化し、個別事案への対応を含め、それらの若者を取り残さない具体的な支援体制を構築する。

イ 雇用機会の確保、若年者の早期就職・職場定着の支援

【現状と課題】

県内外の大学等の学生が参加できる「とっとりインターンシップ」を推進するとともに、県立ハローワークにおいて、求人・求職マッチング、カウンセリング、セミナー及び企業説明会を行っている。また、通常の職業相談だけでは就職が困難な若者への支援を充実させるため、「若者サポートステーション」への臨床心理士の配置や就業後の定着率向上を図るため、中小企業を対象とした新入社員合同セミナーも開催している。

【取組の方向性】

- 低年次からのキャリア教育プログラムを展開するとともに、学生が一層参加しやすく魅力のあるインターンシップにするため、学生向けの支援・取組を充実させるほか、企業のプログラムの作成・改良を支援する。
- 県内の大学生による若者目線の若者県内定着に向けた取組の企画、情報発信を支援するとともに、本県出身者等の関係人口との関係性を持ち続けるための仕組みを再構築する。
- 精神障がい、生活困窮、ひきこもり等の事情を複合的に抱える若者も多く、関係機関との連携をより強め、相談者の事情を考慮した支援と相談体制及び支援メニューの充実を進めていく。
- 新入社員合同研修の参加者が積極的にコミュニケーションを取り、気兼ねなく話せる社外同期が作れるよう、研修内容を充実させる。

ウ 労働環境の向上、労働関係トラブルへの対応

【現状と課題】

鳥取県中小企業労働相談所（愛称：みなくる）に寄せられる労働相談の件数は年間3,000件超と、コロナ禍で減っていたが再び増加傾向にある。相談内容は、労働契約や賃金などの労働条件に関するもの、次いで職場の人間関係（ハラスメント含む）に関するものが多い。

【取組の方向性】

- 相談体制を充実させるとともに、労働トラブル自体を防止するため、事業所内や高等学校、高等教育機関等での研修・出前セミナー、経営者・労働者を対象とした労働セミナーを行う。

エ 消費者トラブルの未然防止

【現状と課題】

小・中・高等学校や特別支援学校等において、学習指導要領に基づいた消費者教育授業の充実が図られ、大学等においては、体系的な消費者教育として「くらしの経済・法律講座」を実施している。一方、「教員のスキルアップを図る研修等の機会が少ない」、「活用できる教材が少ない」、「指導者や講師となる人材の情報が得られない」といった課題が現場からあげられている。

【取組の方向性】

- 教育機関が充実した消費者教育を行うことができるよう、教員の指導力向上を目的とした研修の実施、消費者問題に精通した外部講師の派遣、最新の消費者トラブル事例、活用しやすい教材の情報提供等の必要な支援を行う。

○大学、専門学校、高校等において開催される「情報モラル教室」、「非行防止教室」等の各種機会を通じて、消費者トラブルを含めた犯罪被害防止に関する啓発活動等の取組を推進する。

【目指す姿】

若者が孤立することなく、社会の一員として疎外感なく安心して生活できている。

若者が生き生きと職場で活躍し、若手社員の職場定着率が上がるとともに、経済的・社会的に自立している。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
県立ハローワークにおける就職決定者数	1,651人 (令和5年12月末時点)	2,600人
県立ハローワークにおける就職決定率	73.0% (令和5年12月末時点)	86.0%
若手社員の職場定着率	高卒：63.0% 大卒：67.7% (令和4年度)	高卒：65%以上 大卒：70%以上

② 出会い・結婚、人とのつながりを応援

ア 結婚を望む方の出会いから結婚までを応援

【現状と課題】

婚姻数の減少傾向が続く中、令和4年度に実施したアンケート調査結果では独身者の8割が、相手が見つければいずれ結婚したいと回答しており、とっとり出会いサポートセンター「えんトリリー」において、縁結びナビゲーター（ボランティア仲人）による引き合わせや結婚支援コンシェルジュ（市町村や企業・団体との連携の推進役）を配置し結婚を望む方の支援を推進している。

【取組の方向性】

- 「カップル成立500組」を目標に、えんトリリーを中心として、市町村や民間事業者との連携・協力関係を構築しながら、出会いを希望する方への機会創出を更に拡大していく。
- 民間マッチングアプリと連携し、若者の提案や工夫を取り入れた出会いのイベントを展開する。
- 自然な出会いの創出及びメタバース空間を活用した婚活イベントなど、多様なニーズに対応した出会いの機会の創出を拡大する。

イ 結婚に伴う新生活への支援

【現状と課題】

結婚に伴う新生活のスタートアップに係る家賃、引越費用等のコストを支援する結婚新生活支援事業を市町村が実施し、若年世帯の結婚に係る経済的負担を軽減している（令和5年度時点で8市町村が実施）。実施自治体を更に拡大していくことが課題である。

【取組の方向性】

- 結婚新生活支援事業を実施する市町村の拡大を図り、県全体として結婚を応援する体制構築や機運醸成を目指す。

ウ 職場・地域における支援

【現状と課題】

企業間の交流、新たな出会いをサポートする事業所間コーディネーターや、市町村や企業・団体との連携に係る推進役となる結婚支援コンシェルジュをえんトリリーに配置し、地域全体で結婚応援の機運を高めている。企業・団体の理解と協力や、地域で活動する仲人の掘り起こしが課題である。

【取組の方向性】

○えんトリーと連携する企業や団体、市町村の拡大を図り、職場や地域、官民全体で結婚を応援する機運を醸成する。

エ 若年期からのライフデザイン

【現状と課題】

将来、鳥取県での就職や子育てをしてもらう動機付けを図るため、中・高校生、大学生、専門学校生等を対象に、ファイナンシャルプランナーや子育て支援サークル、助産師会等の多様な主体によるライフプランセミナーを開講している。若年期から鳥取での暮らしを具体的にイメージしてもらうこの取組を学校等と広く共有し、関係機関と連携しながら、拡大していくことが必要である。

【取組の方向性】

○講座への興味関心を持ってもらうよう普及啓発を実施し、若年層やこれから結婚・子育て期を迎える層へライフプランを真剣に考える場を提供する。

【目指す姿】

若者が、出会い・結婚・妊娠・出産・子育ての一連のライフプランを具体的にイメージでき、ライフステージにおいて多様な選択肢や機会が提供されており、結婚を希望する方も希望しない方も尊重されながら、必要な支援を受けることができる。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
えんトリーによる年間カップル成立数	413組 (令和4年度)	500組
結婚新生活支援事業実施市町村数	8市町村 (令和5年度)	19市町村
縁結びナビゲーター登録者数	60名 (令和5年度当初時点)	100名
各ライフプランセミナー等の啓発講座の開催回数	106回 (令和4年度)	150回

5 子育て当事者への支援

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

令和4年度の調査では、経済的負担を理由に、望む子どもの数と現実に持てると思う子どもの数に差が生じています。子どもの医療費の負担軽減、幼児教育・保育の無償化、私立中学校の就学支援、高校生への通学費助成など、これまで進めてきた子育てに係る経済的負担の軽減施策について、子育て当事者の意見を聴き、関係機関及び市町村の意見を踏まえながら、更なる充実を図っていきます。

① 医療費の負担軽減

【現状と課題】

令和6年4月から市町村と協働し、子どもの医療費を完全無償化することにより、子育て家庭の負担は一層軽減されるものの、子どもの入院に付き添う家族の経済的負担等、さらに検討すべき課題がある。

【取組の方向性】

○子どもの医療に係る経済的支援等について当事者や医療機関等の意見を聞き、市町村や医師会などの関係機関と調整しながら、支援の充実を図っていく。

【目指す姿】

子どもの体調不良や怪我、病気などの際に経済的負担を気にすることなく受診でき、持続可能なかたちで医療が提供され、頻繁な通院や長期入院が必要な子どもがいる家庭への支援が充実し、子どもたちが健やかに成長できている。

② 保育料の無償化

【現状と課題】

全国に先駆けた本県独自の保育料軽減策により、市町村と連携して子育て世帯の経済的負担の軽減を図ってきているが、更なる保育料の軽減にあたっては新たな財政負担への対応、入所希望児童の増加に対応するための保育人材の確保などの課題がある。

【取組の方向性】

- 市町村や保育現場の意見を踏まえながら、子育て世帯の経済的負担軽減のために、本県独自の更なる保育料の軽減策について検討を進めていく。
- 市町村と連携しながら、潜在保育士の復職支援や地域限定保育士制度の活用など保育人材不足を解消する取組を進める。(4(2)②「多様な保育ニーズへの対応」欄の再掲)

【目指す姿】

本県独自の更なる保育料軽減の取組により、子育て世帯の経済的負担の軽減が図られている。

③ 在宅育児世帯への支援

【現状と課題】

在宅育児世帯の保護者を対象とした現金給付・現物給付・サービス利用料の支援に取り組む市町村に対し、「おうちで子育てサポート事業」として経費の補助を行っている。

【取組の方向性】

- 現在の支援を継続しつつ、支援の対象年齢や上限額の引上げ等、更なる支援拡充についても、市町村の意見を踏まえながら検討する。

【目指す姿】

県内全域で在宅育児世帯に対する現金給付・現物給付等の支援が行われ、保護者が在宅育児と施設保育とを状況に応じて選択できる状況になっている。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
在宅育児世帯の保護者を対象とした現金給付・現物給付・サービス利用料の支援に取り組む市町村数	16市町村 (令和5年度)	19市町村

④ 高校生等奨学給付金、奨学金貸与、就学支援等

【現状と課題】

家庭の状況にかかわらず、全ての中学生・高校生が安心して勉学に打ち込める環境をつくるため、国による就学支援金制度に加え県独自の私立中学校就学支援金制度、総合支援金制度により、家庭の経済的負担の軽減を図っている。

また、経済的理由により就学が困難な生徒に対して、高校生等奨学給付金の支給、鳥取県育英奨学資金の貸与等を行っている。

【取組の方向性】

- 必要な方に支援が十分行き届くよう、関係制度の周知に努める。また、将来の奨学金の原資となる償還金の回収を確実にしながら、奨学金の制度を安定的に継続する。

【目指す姿】

家庭の状況に関わらず、全ての中学生・高校生が安心して勉学に打ち込み、全ての人の可能性を引き出す学びの環境が整っている。

⑤ 高校生への通学費助成**【現状と課題】**

通学圏域が全県一区と広域になる高校生の保護者の通学費用に係る経済的負担を軽減するため、市町村への補助事業として令和2年度から高校生等通学費助成事業を開始した。令和5年度からは市町村独自助成成分についての補助率を引き上げ、更なる負担軽減を図っている。

【取組の方向性】

○制度の確実な周知に努めるとともに、市町村の意見を聴きながら、引き続き必要な助成を行っていく。

【目指す姿】

進学を望む子どもが、経済的負担により希望する学びを諦めることなく高校を選択し、通学することができている。

⑥ 高等教育の奨学金貸与・修学支援**【現状と課題】**

国の制度である修学支援新制度により、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の一定の要件を満たした学生について、授業料・入学金の免除または減額や返還を要しない給付型奨学金の支援が行われている。

一方、少子化対策等に対する意識調査では、子どもを持たない・持たないを選択する者の理由として「大学進学のための経済的負担が大きい」ことがあげられている。

【取組の方向性】

○社会で自立し活躍できる人材の育成のための大学等の修学支援の拡充が検討されており、さらなる高等教育の費用負担軽減等が国制度として実施されるよう求めていく。

【目指す姿】

若者が、家庭の状況に関わらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保する。

⑦ その他経済的負担の軽減等**【現状と課題】**

県の子育て応援市町村交付金を活用し、市町村の実情に応じて出産祝い金、チャイルドシートの購入助成など子育て当事者の負担軽減となる支援が行われている。一方で、おむつ、粉ミルクなどの必需品、給食費や副教材にかかる経費、塾・習い事にかかる経費、住宅費用等に対する支援及び多胎児の家族への支援の充実について、子育て当事者の声が多数寄せられている。

学校給食費、住宅支援について、負担軽減のための助成や公営住宅における優先入居制度等があるが、市町村によって支援の内容にばらつきが生じている。

なお、学校給食費の無償化の実現に向けては、国の「子ども未来戦略」において、全国ベースでの学校給食の実態調査を行った上で、課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討することとされている。

【取組の方向性】

○子育て支援等に取り組む市町村に財政的支援を継続するとともに、その拡充について検討する。
○地域のニーズ・実情に応じて、地方自治体が独自のサービス・事業を柔軟に、かつきめ細やかに

実施できるよう、地方財源の確実な措置を引き続き国に求めている。

○学校給食費の無償化の実現に向けた国の動向を注視する。併せて、子どもの医療費や学校給食費など財政負担の大きい包括的な仕組みづくりについては、国の責任と財源をもって全国一律で実施することを、引き続き国に求めている。

○家賃低廉化助成や公営住宅における子育て世帯への優先入居制度の導入を市町村へ働きかけていく。

【目指す姿】

国及び県の交付金制度を活用して、市町村が実情に応じた子育て支援策を実施している。また、国において学校給食費の無償化・負担軽減の取組が進められている。住宅支援については、低額所得者、子育て世帯等の住宅確保に配慮を要する方の公営住宅や賃貸住宅への円滑な入居と居住の安定確保が進められている。

（２）地域における子育て支援、家庭教育の支援

市町村や民間団体において、子育て中の方の相談・交流の拠点づくりの取組を進められていますが、当事者からは「もっと身近に」「もっと気軽に」相談、交流できる場が望まれています。地域全体で「こどもまんなか」の機運を高め、本県ならではの顔が見える関係を生かした支援の充実を「シン・子育て王国とっとり運動」として推進していきます。

① 地域の資源・人材の活用

【現状と課題】

子育て世代の相談拠点として、市町村において子育て世代包括支援センターやこども家庭総合支援拠点、相互援助を行うファミリーサポートセンターが設置されているが、子育ての日常的な困りごとをもっと気軽に身近で相談できる場所を求める声がある。

また、公園など屋外の遊び場は多くあるが、悪天候時や夏の猛暑時などに気軽に利用できる屋内の遊び場が少ないといった声が多数寄せられており、県、市町村、民間とで地域の資源・人材を活用した子育て応援の更なる工夫や取組が求められる。

【取組の方向性】

- 「シン・子育て王国とっとり運動」の取組（以下の目標指標欄に記載）を推進する。
- 地域の高齢者や子育てのノウハウを持った方々が子育て世代をサポートするような取組（居場所づくり、相談支援等）、親子連れの方が気軽に立ち寄れる屋内施設の整備（校区内公民館の活用促進等）を行う市町村を支援する。
- 児童の預かりなど、子育ての手助けをして欲しい者と手助けをしたい者のネットワークを構築し、地域の中で子育てをサポートし合う体制の充実を図っていく。
- 鳥取砂丘こどもの国において、室内遊具を新たに配置し、屋内で楽しく安全に遊ぶことができるインドアプレイグラウンドを整備する。また、パパママが子どもと一緒に安心して過ごせる憩いの場所づくりを進める。（４（３）①オ「遊びや体験活動の推進」欄の再掲）

【目指す姿】

- 地域全体で子育て中の方を応援する機運が高まり安心して子育てできる環境にある。
- 日常的な困りごとを気軽に相談できる場所や、子どもや親子連れの方が気軽に利用できる屋内施設が身近に設置されている。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
こどもまんなか応援サポーター宣言実施自治体数	2 (令和5年12月末時点)	20 (県及び全市町村)
こどもファスト・トラック導入施設数	4施設 (令和5年12月末時点)	10施設

子育て応援駐車場設置事業所数	2か所 (令和6年1月末時点)	100か所
とっとり子育てプレミアムパートナーの登録数	25 (令和5年12月末時点)	150
鳥取砂丘こどもの国入園者数	65,115人 (令和4年度)	78,000人

② 企業、店舗等が行う子育て家庭へのサービスの提供

【現状と課題】

子育て応援パスポート事業¹⁷について、パスポートの電子化や協賛店検索機能子育て王国とっとりアプリに付加し、利用者の利便性を高めている。パスポートの登録世帯数は年々増加し、制度の定着が進んでいるが、協賛店舗数は横ばいで、子育て世帯の利用が多い業種の登録店舗数が少ない状況にある。

子育て当事者からは、授乳室、おむつ台等の設置拡大、イベントやサービス利用時における託児を求める声があり、子どもを連れて出かけやすい環境づくりを広げていくことが課題である。

【取組の方向性】

- 子育て王国とっとりアプリの利用者を拡大するとともに、アプリのプッシュ通知機能等を改修し、店舗等のサービスの必要な情報が適時に対象者に届く環境を構築する。
- 子育て世帯のニーズを踏まえて協賛店の開拓を行っていく。
- こども・ファストトラック、子育て応援駐車場の設置を促進する。
- 授乳室、おむつ台等の設置拡大、イベント時や店舗での託児など子どもを連れて出かけやすい環境づくりに取り組む。

【目指す姿】

子育て王国とっとりアプリが子育て世帯の多くの方に利用され、子育て世帯の利用が多い業種の店舗が多数協賛店に登録し、子育て世帯の負担軽減に寄与している。

シン・子育て王国とっとり運動の取組が、地域や社会全体で認知され、子育て世帯を応援する機運が醸成されている。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
子育て王国とっとりアプリ登録者数	4,416人 (令和5年12月31日時点)	30,000人
子育て応援パスポート協賛店舗数	2,070店舗 (令和5年12月31日時点)	2,200店舗

③ 家庭教育の支援

【現状と課題】

家庭環境の多様化、少子化等で地域のつながりが希薄化する中、保護者が家庭での教育の不安や悩みを相談できる身近な人間関係や解決のための学習機会が必要となっている。市町村では、地域の実態に応じた支援が行われているが、家庭教育支援に携わる人材の不足や、教育分野と子育て支援分野の連携・協働体制を推進する必要がある。

【取組の方向性】

- 保護者への多様な学習機会及び保護者同士のつながりを作る機会を提供していく。

¹⁷ 協賛店が子育て家庭に対して、商品の割引、サービスの提供などを行う制度

○関係機関と連携した相談体制の整備や家庭教育支援チーム等による届ける家庭教育支援体制の構築を目指すなど、教育部門と子育て支援部門と連携した家庭教育への支援を充実させる。

【目指す姿】

学校、家庭、地域が連携して、社会全体で子どもたちの教育を支える環境が構築されている。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
多様な手法によって家庭教育支援を届ける市町村数	12市町村 (令和4年度末時点)	19市町村

④ 子育て当事者への情報の提供

【現状と課題】

子育て支援の情報について、「もっと早く知りたかった」「情報がまとまっているサイトがあるといい」との声が届いている。子育て王国とっとりサイト、メールマガジン及び令和5年3月に導入した「子育て王国とっとりアプリ」等により、子育て世帯が必要とする情報を提供しているが、必要な情報が対象者に十分届いていない状況がある。

【取組の方向性】

- とりネット等への情報掲載方法を改善し、必要な情報にアクセスしやすい環境を整備する。
- 地域で子育て支援活動を行う個人・団体を広く紹介し、支援が必要な方への周知を促進する。
- 子育て王国とっとりアプリの利用者を拡大するとともに、アプリのプッシュ通知機能等を改修し、必要な情報を適時に対象者に届けていく。
- 子育て王国とっとりアプリにおいて、県だけではなく市町村からの情報発信を促進する。
- 子育て支援者・団体が子育て当事者と行政を繋ぐ仕組みを検討する。

【目指す姿】

子育て王国とっとりアプリの活用のほか、必要な情報を必要な方に、適時・的確に届けることができる。

(3) 安心して子育てできるための職業生活と家庭生活の両立

本県では、育児をしている者の有業率が93.4%（令和4年就業構造基本調査結果）と全国の都道府県で最も高くなっています。職業生活と家庭生活の両立が成り立っているとも言えますが、男性の育児休業取得率は依然低い状況にあることから、性別に関わりなく誰もが気兼ねなく安心して希望する期間の育休を取得できる環境が整い、男性が家事・子育てに参加することが当たり前となるよう、企業や地域の理解を進めていきます。

① 男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

【現状と課題】

固定的な性別役割分担意識が根強く存在し、依然として家事、育児等家庭での役割が女性に偏っている。産後うつなどの発生を抑制するためにも、男性の家事・育児参画、育児休業の取得の推進が重要な課題となっているが、男性の家事や育児への参画は個人や周囲の意識に影響され、いまだ定着しているとは言い難い。

【取組の方向性】

- セミナー、広報等を実施し、地域・団体等による男女共同参画推進のための取組への支援や人材の育成により、女性活躍の推進に向けた社会的意識の醸成、固定的な性別役割分担意識の解消のための普及啓発を行う。
- 助産師による赤ちゃんへの接し方などを伝える出前講座の実施などを通じて、家事・育児、介護等への男性の積極的参画に向けた環境づくりを行う。

【目指す姿】

性別や年齢に関わりなく誰もが、家庭・地域・職場のあらゆるところで参画し、自分らしく、より良く暮らせる社会の実現に向けた取組が継続的に行われている。行政のほか民間団体や地域が男女共同参画に向けて取り組み、家族が相互に協力しながら安心して子育てできる環境が整備されている。

② 安心して子育てできる就労環境の整備

【現状と課題】

鳥取県における子育て期の女性の有業率や平均勤続年数は、全国を上回っているものの、女性の離職率は全国に比べて高く、県内民間企業の男性従業員の育児休業取得率は、13.4%（令和2年度）と低い状況である。男女問わず育児休業を取得しやすい職場環境づくりを促進し、キャリアの継続に不安を感じることなく、仕事と家庭を両立できる職場環境づくりを促進する必要がある。

【取組の方向性】

- 男女共同参画推進企業の認定拡大、イクボス・ファミボス理念の普及を進める。
- 働き方改革や子育て期の従業員のキャリア継続・形成のための取組を行う企業等への支援を行うとともに育児休業中の女性に対する復帰支援を行う。
- 男性従業員の育休取得の促進に取り組む企業に対する専門家による助言・伴走支援や奨励金支給を行い、国の育児と仕事の両立支援策と併せて、男女問わず子育てしやすい職場環境整備を支援する。
- 「男性の育児休業取得が当たり前」の機運醸成を高めるため、県民・企業を対象とした普及啓発を行う。

【目指す姿】

子育て期においても、個々の従業員がそれぞれの育児事情に応じて柔軟な働き方を選択でき、ワーク・ライフ・バランスを図りながら、自身のキャリアをあきらめることなく、生き生きと働くことができる。また、男性の育児休業取得率のトップランナー県として全国をリードし、男性の育児休業取得が当たり前となり、県内企業で男女ともに仕事と家庭を両立しやすい職場環境づくりが進んでいる。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
男女共同参画推進企業認定数	992 社 (令和5年11月現在)	1,280 社
イクボス・ファミボス宣言企業数	813 社 (令和5年11月現在)	1,100 社
男性育児休業取得率	13.4% (令和2年度)	85% (令和7年度の早期目標)

(4) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭への生活や経済面での支援を充実させ、安心できる子育てと、子どもの進路選択等の希望が叶うよう支援を行っていきます。

① 子育てや生活支援の充実

【現状と課題】

ひとり親家庭では、親の残業や疾病、冠婚葬祭などの場合に子どもの世話ができなくなる場合がある。また子育てや就労に追われることで、子どもの体験活動や親子でのふれあい体験が不足しが

ちになったり、地域から孤立してしまいがちな状況にある。

【取組の方向性】

- 市町村との連携のもと、学習支援、保育所への優先入所のほか多様な保育サービスの提供等の制度を充実させる。
- 子どもの体験活動の機会を提供し、親同士の交流を図っていく。さらに、生活面での様々な悩みについての相談体制の一層の充実を図る。

【目指す姿】

ひとり親家庭等が、身近なところや様々な手段で困りごとを相談でき、適時適切に子育てや生活支援に係る支援を受けることができる。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
ひとり親家庭学習支援事業費補助金活用市町村数	7市町村 (令和5年12月)	10市町村
母子・父子自立支援プログラム策定事業実施市町村数	3市町村 (令和5年度)	5市町村
鳥取県ひとり親家庭等支援サイトの年間アクセス数	19,979件 (令和4年度)	25,000件

② 就業支援の充実

【現状と課題】

ひとり親家庭の親は約9割が就業しているものの、特に母子世帯の母の非正規就労割合が高く、不安定な雇用形態におかれている。また、就業に対するニーズや悩みは様々であるため、個々の家庭状況に応じたきめ細やかな就業支援が求められている。

【取組の方向性】

- ひとり親家庭が安定的に収入を得ることにより、自立した生活を送ることができるよう、親に対する職業能力向上のための訓練、効果的な就業あっせん、子育てと仕事の両立支援などを行う。

【目指す姿】

ひとり親家庭が就業支援に関する情報に容易にアクセスでき、必要なときに給付金等が受給できるとともに、関係機関からニーズや悩みに応じたきめ細やかな就業支援を受けながら、子育てや仕事に取り組むことができる。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
ひとり親家庭自立支援給付金事業実施市町村数	10市町村 (令和5年度)	13市町村

③ 養育費の確保及び面会交流の推進

【現状と課題】

協議離婚の際に父母が協議で定めるべき事項として「養育費の分担」と「面会交流」があるが、依然として養育費の取り決めと面会交流の実施が進んでいない。また、養育費の取り決めが行われていても支払われないケースが多く見られ、ひとり親家庭の生活困窮の一因となっている。さらに離婚時や離婚後に、養育費等について誰にも相談していない場合が多い。

【取組の方向性】

- 市町村や国の養育費相談支援センター等と連携し、養育費の取り決めや養育費の債務名義化促進に関する啓発や弁護士等による相談支援を行う。
- ひとり親家庭等の子どもの健やかな成長のため、離れて暮らす親との面会交流の取り決めや実

施促進に関する啓発を行うとともに、相談支援にあたる母子父子自立支援員の資質向上を図る。

【目指す姿】

離婚の際に、専門機関の支援を受けながら養育費や面会交流の取り決めが行われ、取り決めに沿ってその後の養育費の支払いや面会交流が適切に行われ、子どもが安定して健やかに生活することができる。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
養育費に係る公正証書等作成促進事業実施市町村数	16市町村 (令和5年度)	19市町村
面会交流支援事業実施市町村数	7市町村 (令和5年度)	10市町村

④ 経済的支援の充実

【現状と課題】

生活費について悩みを抱えている家庭が多く見られるため、児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金、医療費助成をはじめとした各種助成や、保育サービス等の利用料の減免等の各種経済的支援策を講じ制度の周知を図っているが、認知度が低いことが課題となっている。また、ひとり親家庭の子どもが経済的負担を理由に進学を諦めることがないよう経済的支援を充実させる必要がある。

【取組の方向性】

- 各種経済的支援施策を周知し、支援を必要とする方に必要な支援が行き届くよう努める。
- 家庭の経済状況にかかわらず、全ての子どもが学ぶ意欲を喚起され、その能力や適性に応じて希望する進路に進んでいけるよう、保育や教育にかかる費用を助成する。

【目指す姿】

ひとり親家庭の保護者等が、各種経済的支援策に関する情報に容易にアクセスでき、必要などに経済的支援を受けることができる。また、保育や教育にかかる費用の負担が軽減され、子どもが家庭の環境や経済状況に左右されることなく進学できる。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
母子父子寡婦福祉資金貸付金新規貸付数	22件 (令和4年度)	27件
鳥取県ひとり親家庭等支援サイトの年間アクセス数(再掲)	19,979件 (令和4年度)	25,000件

6 特に支援が必要な子どもの健やかな生活の支援

(1) 孤独・孤立への対応

本県では地域の絆を生かし、ヤングケアラー¹⁸、産後うつ等で困っている方に、ちょっとした手助けを行うあいサポートの精神で孤独・孤立を防ぎ誰一人取り残さない社会をつくる「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」を制定しています(令和5年1月1日施行)。本人が望まない孤独・孤立の課題は、本人や家庭内だけで解決することは容易ではありません。周囲の理解を深め、協力

¹⁸ 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

を得ながら、共に支え合い生きる「支え愛」の理念の下、個々の県民生活の実情に即したきめ細やかな対策が必要です。

① ヤングケアラー、若者ケアラーに対する支援

【現状と課題】

周囲が気付くこと、ケアラー自身が自認すること、具体的な支援につなげること、この3点を重視し、令和3年4月に各児童相談所に相談窓口を設置するとともに、県内の小中高生にリーフレットを配布するなど、啓発を行っている。

また、実態調査や対策会議の結果を踏まえ、LINE相談窓口やオンラインサロンの開設など、支援体制を充実させているが、認知されていない支援対象者に支援が届いていない可能性がある。

なお、国はヤングケアラーを国や自治体の支援の対象として法律に明記する方針としている。

【取組の方向性】

○引き続き、啓発により認知度の向上を進める。

○実態把握や関係者との協議を進め、身近な相談窓口である市町村や多くの関係機関に意識を持っていただき、支援体制の充実を図る。

【目指す姿】

関係機関同士が互いの支援内容等について情報共有し、連携強化して必要な家庭に支援を提供している。

② ひきこもりに関する支援

【現状と課題】

「とっとりひきこもり生活支援センター」を通じた理解促進や職場体験事業、相談窓口の設置（東・中・西部3か所）を行い、鳥取市保健所、総合事務所県民福祉局、精神保健福祉センター等において家族支援等を実施しているが、身近な窓口で支援を要する当事者や家族がアクセスしやすい環境づくりをさらに進める必要がある。

県教育支援センター「ハートフルスペース」では、概ね20歳までの青少年の居場所及び社会的自立に向けたサポートを行っているが、社会参加や進路実現に関する情報や支援が行き届いていない不登校又はひきこもり傾向のある対象者とのつながりをどのように広げていくのかが課題である。

【取組の方向性】

○官民連携プラットフォームや重層的支援体制の整備などにより、市町村の体制整備を進め、理解啓発によりひきこもりに対する正しい理解を県民全体に広げていく。

○医療や福祉サービスの入り口（適切な相談窓口）を義務教育や高等教育の時期から教えることは有益であり、子どもが自らのこととして捉える機会を関係機関の協力を得ながら提供する。

○県教育支援センター「ハートフルスペース」でアウトリーチを活用し、地域の関係機関とつながり、対象者のニーズに合わせた情報及び支援を提供していく。

【目指す姿】

関係機関同士が互いの支援内容等について情報共有し、連携強化して支援が必要な方を適正な関係機関につなぎ、切れ目なく支援している。

③ 性的マイノリティの子ども・若者への支援

【現状と課題】

鳥取県人権意識調査（令和2年5月）では、県民の性的マイノリティ¹⁹に関する理解は進みつつあるものの、引き続き周知を進める必要がある。また、令和5年10月より「とっとり安心ファミ

¹⁹ 性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向）が異性に限らない方、性自認（自己の属する性別についての認識）が戸籍上の性と一致しない方、自身の性を認識していない方等をいう。

リーシップ制度」²⁰の運用を開始した。

【取組の方向性】

- 多様な性のあり方についての理解や認識を深めるよう啓発を進めていく。
- 相談窓口等による相談支援体制を充実させる。
- とっとり安心ファミリーシップ制度の定着と円滑な運用を図る。

【目指す姿】

性的マイノリティの人々が自尊感情を持って自己決定、自己選択できる社会が実現している。

④ 地域で暮らす外国の子ども・若者とその家族への支援

【現状と課題】

県内在住外国人は近年増加傾向にあり、「特定技能 2 号」の拡大に伴い今後外国人材のさらなる流入加速が見込まれ、鳥取県国際交流財団に委託し県内 3 か所に英・中・ベトナム語の国際交流コーディネーターによる相談窓口を設置している。併せて日本語指導が必要な児童生徒等は年々増加しており、市町村教育委員会が主となり就学に関する情報提供や学校への支援員の派遣等を行っている。鳥取県国際交流財団等関係機関と連携し、受入れ体制を整備するなど、学校全体できめ細かな対応を図ることが重要である。

【取組の方向性】

- 各市町村教育委員会における日本語指導担当教員の配置等の支援を行う。
- 教職員支援機構主催「外国人児童生徒等への日本語指導指導者養成研修」に教員・指導主事等を派遣し、学校全体での受入れ体制の整備、特別な教育課程の編成や通級による指導を含めた日本語指導の方法の習得等、組織的な体制づくりを推進する。
- 教育委員会の担当者や各学校の担当教員等を対象とした研修会等の開催
- 10 言語に対応した「学校生活ガイドブック」の活用により、日本語の理解に不安がある外国籍保護者等に義務教育諸学校の学校生活の状況を案内し、子どもが安心して学校生活を送れるように支援していく。
- 外国人児童生徒の個々の状況に配慮した対応を行うため、就学状況、日本語能力、家庭環境等を把握するため作成する「家庭環境票」の活用を各学校に働きかけていく。
- 日本人と外国人の文化的背景や慣習等の違いによるギャップを把握し課題解決に取り組むため、鳥取県国際交流財団に「多文化共生コーディネーター」を配置し、問題解決につなげる。

【目指す姿】

外国人児童生徒が安心して学校生活、地域での生活を送っている。外国人相談窓口が多くある県内在住外国人に認知され、日本人も外国人もともに暮らしやすいまちづくりが実現している。

（２）子どもの貧困対策

本県では平成 27 年 3 月に「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労支援、経済的支援を四本柱に取組を進めてきました。全ての子どもたちがその経済的な環境によって左右されることなく、夢と希望をもって成長していけるよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、地域や社会全体で子どものことを第一に考えた貧困対策を充実・強化していくことが必要です。

²⁰ お互いを人生のパートナーとして認め合う性的マイノリティのカップルが相互に協力し合う関係またはその子や親と一緒に家族として協力し合う関係にある旨を届け出て、県がその届出を受理したことを証明する制度。法律上の婚姻とは異なり、法的な権利や義務が発生するものではないため、法律上の効果はないが、当該カップルやそのご家族の意思を尊重するとともに、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指している。

① 教育の支援

【現状と課題】

生活保護受給世帯の子どもの高等学校等進学率、大学等進学率は、ともに県全体の高等学校等進学率、大学等進学率より低く、特に大学等進学率は大きく下回っている。

【取組の方向性】

- 学校でスクールソーシャルワーカーが機能する体制づくりを進めるとともに、福祉との連携により、苦しい状況にある子どもたちを早期に把握し、支援につなげる体制を強化する。
- 放課後や土曜日等における子どもたちの多様な学習支援や体験活動の機会を提供し、学習環境や相談体制の整備、経済的支援等を行う。

【目指す姿】

家庭の経済状況にかかわらず、全ての子どもが学ぶ意欲を喚起され、質の高い教育を受けて能力・可能性を最大限伸ばし、それぞれの夢に挑戦できるようにし、一人ひとりの豊かな人生の実現につなげる。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
就学援助を受けた児童生徒の割合	15.71% (令和3年度)	15.00%
生活保護世帯の子どもの高等学校進学率	83.9% (令和4年度)	92.5%

② 生活の安定に資するための支援

【現状と課題】

令和4年国民生活基礎調査における相対的貧困率(全国値)のうち、17歳以下の子どもを対象とした子どもの貧困率をみると、約9人に1人の子どもが貧困に陥っている。貧困の状況にある家庭やその子どもは、心身の健康、家庭、人間関係など複合的で多様な課題を抱えていることが多く、また、地域社会からの孤立や理解者の不在などにより、必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまう可能性がある。

【取組の方向性】

- 貧困が世代を超えて連鎖することがないように、妊娠から子育てまでのワンストップ支援を充実させる。
- 住居、介護、就労、健康、家族関係等に関する課題について関係機関と連携して支援を行う。
- 社会性や規則正しい生活習慣を取得するための子どもの居場所づくりの推進等、地域と行政が一体となり、支援が必要な家庭や子どもへのアウトリーチを進める。
- 子どものときから金融・金銭教育に関する学習を推進する。

【目指す姿】

子どもとその保護者が、適時適切に生活の安定に資するための支援を受けることができ、地域社会から孤立することがない。また、世代を超えた貧困の連鎖が減少する。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
県全体の19歳以下の人数に占める生活保護の19歳以下の被保護者の割合	0.61% (令和3年度)	0.4%

③ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

【現状と課題】

ひとり親家庭の親の就業率について、令和2年度国勢調査によると、本県の母子世帯の母の就業率は、おおむね全国平均と同水準であるが、正規雇用率は全国平均より高い。また父子世帯の父の就業率及び正規雇用率は、概ね全国平均と同水準である。ひとり親のみならず生活が困難な状態にある世帯について、親の状況に合ったきめ細かな就労支援を行う必要がある。

【取組の方向性】

- 非正規で就労している子育て世代の求職者に対し、企業との間で就職条件の調整等の伴走的な一貫支援を行い正規雇用への結びつけを促進し、子育てや介護にも配慮した働きやすい職場環境づくりを推進する。
- 相談支援を充実し、生活困窮者や生活保護受給者に対しては、ハローワークと福祉事務所等、関係機関が連携して支援を行う。
- 資格取得のための職業訓練費用の給付等により職業生活の向上を後押ししていく。

【目指す姿】

ひとり親のみならず生活が困難な状態にある世帯が、就労支援に関する情報に容易にアクセスでき、ニーズ・悩みに応じたきめ細やかな就労支援・能力開発を関係機関から受けることができる。

【目標指標】

項目	現状（令和2年度）	令和10年度（※）
母子世帯の母の就業率	83.7%	87.2%
母子世帯の母の正規雇用率	56.8%	58.0%
父子世帯の父の就業率	86.9%	90.3%
父子世帯の父の正規雇用率	71.5%	73.0%

※目標値として令和10年度の数値を掲げるが、把握できる数値は国勢調査実施年度（次回令和7年度）のものになる。

④ 経済的支援

【現状と課題】

県全体の19歳以下の人数に生活保護の被保護者が占める割合は年々減少傾向にあり、全国よりも低い水準で推移している。一方で、本県の就学援助率²¹（※）は増加傾向にあり、平成28年度以降毎年度全国水準を上回っている。

【取組の方向性】

- 子育てに関する経済的負担の軽減を促進するとともに、義務教育段階での就学支援の推進をはじめ、勉学への意欲がありながら経済的な理由により就学が困難な生徒への授業料減免や就学支援金、高校生等奨学給付金の支給等、支援が必要な家庭や子どもを確実に把握し、支援が届くために必要な体制の構築を進める。

【目指す姿】

生活困窮等の困難を抱える家庭が、様々なサポートを受けつつ、地域社会から孤立することなく、生活の安定を得ながら自立に向けて取り組むことができる。また家庭の経済状況にかかわらず、全ての子どもが多様な学習や体験の機会を与えられ、能力や適性に応じて希望する進路に進み、それぞれの夢に挑戦できる。

²¹ 経済的な理由により子どもを小中学校に就学させることが困難な保護者に対して市町村が学用品費等を援助する「就学援助」を受けた児童生徒の公立小中学校の全児童生徒に占める割合。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
全児童数に占める児童扶養手当受給世帯の児童数の割合	8.4% (令和3年度)	8.0%
母子世帯の母のうち養育費の取り決めをしている割合(裁判所における調停・審判又は公正証書に基づくもの)	16.5% (令和5年度)	17.5%

(3) 慢性疾病・難病を抱える子ども・若者への支援

慢性の疾病、難病を抱える子どもとその家族は、身体的、心理的な負担に加えて、医療費などの経済的負担や社会的自立の難しさなど社会的な課題も抱えています。これらの負担の軽減や子どもの自立や成長を育むために、経済的支援や状態・環境に応じた自立に向けた支援を行っていきます。

【現状と課題】

慢性の特定疾病や指定難病は、その治療が長期にわたり医療費等の負担も高額となることから、患者である児童に対し県外の医療機関を受診するための交通費助成や特殊寝台等の日常生活用具給付助成、訪問介護の提供等により患者家族の医療費等の負担軽減を図っているが、小児医療から成人医療への移行支援に向けた体制整備などの課題がある。

【取組の方向性】

- 引き続き小児慢性特定疾病や指定難病患者児童への助成を実施するとともに、小児慢性特定疾病児童が長期入院する場合の保護者の付き添いに要する費用を支援する。
- 小児医療から成人医療へスムーズに移行できるよう、医療体制の整備及び自立に向けた総合的な患者支援について、関係機関が連携して支援を行っていく。

【目指す姿】

慢性の特定疾病や指定難病の患者である児童及びその家族の経済的負担が軽減され、児童が安心して健やかに成長できる環境が整えられ、成人期への移行にあたり、必要なケアを中断させることなく適切につなぐことができ、子ども・家族が社会的に自立した生活が送れるようになる。

(4) 障がいのある子ども、医療的ケアが必要な子どもへの支援

障がいのある子どもや、発達に特性のある子ども、医療的ケアが必要な子どもが地域で安心して生活できるよう、それぞれの子どもの置かれた環境やライフステージに応じて、保護者、学校、関係機関が連携して支援を行うとともに、地域での理解及び関心を深めていきます。また、手話言語やスポーツ等を通じた地域での交流活動や啓発の機会を確保します。

① 障がい児の相談支援及び障がい児施設等の充実**【現状と課題】**

県立療育機関において、保護者等からの療育相談に応じるとともに、家庭や幼稚園・保育所、学校等を訪問し、地域生活に関する相談に応じる地域療育支援を行っている。各市町村に1か所以上設置することとされている児童発達支援センターは、4市の設置にとどまっており、障がい児通所支援事業所の市部への偏在がある。

【取組の方向性】

- 県立療育機関で行っている地域療育支援を継続し、幼稚園・保育所、学校等における支援のスキルの向上を図るとともに、障害児相談支援事業所の指定増加や児童発達支援センターの早期設置を市町村に働きかける。
- 障害福祉サービス事業所等、県内障がい児福祉関係の社会資本の整備を促進するため、施設整備費等の支援を行う。

【目指す姿】

障がいのある子どもとその保護者が適時に必要な相談支援及びサービスを受けられ、安心して地域生活を送ることができている。

【目標指標】

項目	現状	令和 10 年度
障害児相談支援事業所数	56 か所 (令和 5 年 12 月末)	71 か所
児童発達支援センターを設置している市町村数	4 市町村 (令和 5 年 12 月末)	19 市町村

② きこえない・きこえにくい子どもとその家族への切れ目のない支援**【現状と課題】**

医療機関等と連携しながら新生児聴覚検査の実施と早期支援体制を推進するとともに、聴覚障がい児の支援拠点として「鳥取県きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター『きき』」を設置し、保健・医療・教育・福祉の分野を超えた連携を強化するための協議会の設置や、家族支援の充実を図っている。子どもの発達状況、年齢や周辺環境等により必要な支援は様々であり、一人一人にあった適切な支援のため、支援体制を一層強化する必要がある。

【取組の方向性】

○相談がセンターを設置する東部地域に集中しているため、中・西部地域への巡回相談やオンライン相談を増やし、きこえない・きこえにくい子どもの保護者等が相談しやすい環境を整え、早期支援につなげる。

○新生児聴覚検査による聴覚障がい児の早期発見と関係機関の連携により、早期から切れ目のない支援を行う。

【目指す姿】

きこえない・きこえにくい子どもとその家族に対し、適切な支援と情報が早期に提供される体制が整っている。

【目標指標】

項目	現状	令和 10 年度
全出生児に新生児聴覚検査の公費負担を実施している市町村数	18 市町村 (令和 5 年 12 月末)	19 市町村

③ 医療的ケア児及びその家族の地域生活を支えるための体制強化**【現状と課題】**

医療的ケア児等支援センターの設置により相談支援が充実した一方で、医療的ケア児が利用できる障害福祉サービス事業所の不足や送迎の問題等、地域生活に関する課題が多く残っており、保護者は育児と仕事の両立が困難な状況にある。

【取組の方向性】

○医療的ケア児とその家族が身近な地域で必要なサービスを受けられるよう、医療的ケア児を受け入れる障害児通所事業所や医療型ショートステイ実施機関の確保、研修を通じた支援人材の育成を進める。

【目指す姿】

医療的ケア児の地域生活に必要な支援が充実し、医療的ケア児及びその家族が地域で安心して暮らせる体制が整っている。

【目標指標】

項目	現状	令和 10 年度
医療的ケア児等送迎支援事業の実施市町村数	14 市町村 (令和 5 年 12 月末)	19 市町村
医療型ショートステイの実施機関数	7 か所 (令和 5 年 12 月末)	10 か所

④ 発達障がいに関する保護者への情報提供・県民への理解啓発の促進

【現状と課題】

発達障がいと診断される児童生徒は年々増加傾向にあるが、発達障がいは外見からは障がいがあると分からず、本人や家族であっても気付きにくい障がいであり、引き続き保護者への情報提供や周囲の理解啓発を進める必要がある。

【取組の方向性】

- 乳幼児健診や保育所等で発達障がいの特性を早期に発見し、障害福祉サービスや『エール』鳥取県発達障がい者支援センター等での支援につなげていく。
- ペアレントメンター²²の活用やペアレントトレーニング²³の実施等の保護者支援も促進していく。

【目指す姿】

発達障がい児及びその保護者が適宜適切に必要な支援が受けられるとともに、発達障がいに関する県民の理解が進み、地域で安心して子育てできる環境が整っている。

【目標指標】

項目	現状	令和 10 年度
ペアレントメンターの人数	84 人 (令和 5 年 12 月末)	88 人

⑤ 本人、保護者、学校、関係機関が連携した早期からの教育支援体制の整備

【現状と課題】

乳幼児からの一貫した切れ目ない支援をさらに進めるため、個別の教育支援計画を作成・活用し、障がいのある子どもの成長の記録や合理的配慮を含む支援の内容等に関する情報を関係機関と共有、連携するとともに、就学先となる学校に確実に引き継ぐことが必要である。

また、地域の学校で学ぶ医療的ケア児は年々増加しており、公立学校における医療的ケアの実施に当たり、市町村教育委員会や学校等における事前の準備等に係る整理が課題となっている。

【取組の方向性】

- 特別な支援を必要とする子どもについて、就学前から就労に至るまでの切れ目ない支援体制の整備を促すため、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関が連携して支援を行う。
- 障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と支援が一層充実するよう、「個別の教育支援計画」に基づき、各教科等における配慮事項等を明確にした「個別の指導計画」の作成と活用を推進する。
- 就学前における学校、医療、行政間での十分な情報共有に努めるほか、教育支援チームによる専門性の高い支援や助言を実施する。
- 学校看護師や教職員に対する医療的ケアや理解啓発に関する研修など市町村教育委員会と連携した支援の充実を図る。

²² 発達障がいのある子どもの子育て経験があり、相談支援に関する一定のトレーニングを受けた先輩保護者。発達障がいのある子どもの保護者に対して共感的な支援を行い、自らの経験を踏まえた助言等を行う。

²³ 保護者が発達障がいのある子どもとの適切な関わり方を学び、褒め方や指示の方法等の養育スキルの獲得を通して子どもの問題行動の改善を図るもの。

- 「鳥取県版公立学校における医療的ケア体制ガイドライン」の周知や学校における医療的ケア実施体制の充実を目的に学校における医療的ケアに知見のあるアドバイザーを派遣する。
- 障がいのある子どもの多様な学びの場を構築する。
- 各種研修及び特別支援学校教諭免許状認定講習の実施等による教職員の専門性の向上を図る。

【目指す姿】

乳幼児からの一貫した切れ目ない支援をさらに進め、一人一人の子どもの特性にあった教育が各学校で行われている。

⑥ 手話言語や障がい者スポーツ等を通じた交流活動や啓発機会の確保

【現状と課題】

県内の児童・生徒に対し、あいサポート運動学習会等による障がいへの理解促進と併せ、「手話チャレ」、手話ハンドブックの活用や手話普及支援員の派遣等により、子どもが手話言語にふれる機会を増やしている。地域や職場において、ろう者への理解や手話の普及を進めるとともに、手話フェス等を通じた手話を身近に感じてもらうための啓発や、きこえない・きこえにくい子どもや大人が手話言語を学べる場づくりに取り組んでいる。

特別支援学校においては、障がいの特性や程度に応じた文化芸術活動やスポーツに取り組んでいるが、地域における共生社会の一層の実現を目指し、在学中のみならず、卒業後の生涯学習や余暇活動を充実させる必要がある。

【取組の方向性】

- 令和6年度から全ての小学生にあいサポート学習の機会が提供されるよう取組を進め、あいサポートキッズの養成を推進する。
- あいサポーター研修の内容や周知方法を工夫するとともに、「あいサポート企業・団体」の認定数を増加させ、あいサポート運動の地域での定着を進める。
- 手話言語を広げるため、学習教材の作成、活用を推進するとともに、手話普及支援員を派遣した学習活動を支援する。
- 手話カフェ及びICTの活用等により、誰もが手話言語に触れ、学べる環境づくりを進める。
- 特別支援学校において、在学中の障がいの特性や程度に応じた文化芸術活動及びスポーツ活動を更に充実させる。
- 文化芸術活動を通じた地域との交流の促進、作品等の発表の機会の確保及び地域でスポーツを行う機会の確保、スポーツ大会等への参加を促進する。

【目指す姿】

一人ひとりが障がいを正しく理解するとともに、手話が言語であるとの認識のもと、手話言語の普及を通じて、ろう者ときこえる人が互いの個性・人格を尊重し共生する社会が広がっている。

また、多くの障がいのある子どもが、スポーツ活動や文化芸術活動に親しみ、体力増進や自己発現とともに地域における交流の輪が広がっている。

(5) 児童虐待防止対策等の推進

虐待の早期発見に向けた啓発を一層進めるとともに、増大する虐待相談や対応が難しい相談事例に適切に対応するため、児童相談所の体制強化と人材育成を進めます。また、児童養護施設等関係機関の資質向上と児童相談所との連携を強化し、子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制を強化していきます。

① 予防・早期発見に向けた効果的な啓発活動

【現状と課題】

虐待から子どもを守るためには、周囲の人たちが虐待にいち早く気づき、救いの手を差し延べる

必要があり、児童虐待防止推進キャンペーン等を中心に啓発活動を実施しているが、令和4年度の本県の児童虐待相談対応件数は前年を上回っており、県民への啓発に一層努める必要がある。

【取組の方向性】

○これまでの啓発活動に加え、地域住民、若者、企業を対象に年間を通じた啓発活動を実施し、児童虐待の未然防止や子どもの権利擁護に関する重要性の周知を図る。

【目指す姿】

児童虐待防止についての県民意識が高まり、困難を抱えている子どもを早期に把握する環境が社会全体で促進され、虐待を受けた子どもがためらわず周囲にＳＯＳを発信し、直ちに適切な支援を受けて救われる社会になっている。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
地域住民による見守りサポーターの認定者数	令和2年度：47人 令和3年度：168人 令和4年度：272人	年150人
鳥取県虐待防止全力宣言企業の認定企業数	34社 (令和5年12月末時点)	40社

② 児童相談所の体制強化及び資質向上

【現状と課題】

増大する児童虐待や対応困難な相談事例に児童相談所が適切に対応できる組織体制の整備を図るとともに、対人援助業務における専門的な知識や技術を高める取組を行う必要がある。

【取組の方向性】

○児童相談所の運営に関する第三者評価の受審や外部の有識者から助言を得られる体制を整備し、自己点検と第三者の意見を踏まえながら、児童相談所の体制強化を図る。

【目指す姿】

児童相談所が、子どもに関するあらゆる相談に適切に対応できる専門的相談機関としての役割を果たしている。

③ 市町村要保護児童対策の体制強化及び資質向上

【現状と課題】

市町村は、子どもと保護者の最も身近な行政機関として、子育て相談はもとより、母子保健・児童福祉分野を中心とした幅広い相談に対応することが必要である。また、県内の全ての市町村が設置している要保護児童対策地域協議会において、支援を要する児童や保護者を早期把握し、児童相談所等関係機関との連携支援を図る調整機能の強化が必要である。

【取組の方向性】

- 母子保健機能と児童福祉機能の双方の機能を一体的に運営し、子どものライフステージに応じた切れ目のない支援を提供できる相談支援体制として市町村への「こども家庭センター」の整備を促進する。
- こども家庭センターに配置する統括支援員や市町村要保護児童対策地域協議会事務局に配置する調整担当者等の人材育成に取り組む。

【目指す姿】

県内全ての市町村に子ども家庭センターが設置され、母子保健と児童福祉の一体化による切れ目のない総合的な子ども支援体制のなかで、保護的支援を要する児童への早期かつ適切な支援が行われている。

【目標指標】

項目	現状	令和 10 年度
こども家庭センター設置市町村数（再掲）	なし （令和 5 年度）	19 市町村

参考：関連事項の掲載

- ・ 4(1)②「② 家庭・地域での子どもの育成」

④ 児童養護施設等関係機関の資質向上及び児童相談所等との連携強化**【現状と課題】**

児童養護施設等を利用している児童に対し、児童の個別性を尊重した適切な支援を提供するためには、多様な支援ニーズに対応できるよう支援者側の資質向上を図ることが必要である。

また、児童虐待や子どもの貧困、ヤングケアラーなど、要支援世帯に対する支援の充実のためには、地域で実施される子育て支援事業や児童相談所をはじめとする相談機関との連携による一体的な支援が必要であり、子育て短期支援事業や親子関係形成事業など地域に不足する社会資源の開拓や創出を図っていく必要である。

【取組の方向性】

- 児童養護施設等に入所する子どもの意見を尊重した改善に取り組むなど、子どもの権利保障や支援の質の向上に取り組む。
- 児童養護施設等は、子育て支援に関する豊富なノウハウや人材を有しており、その機能等を活かし地域への子育て支援を提供できる社会資源となるよう、一時保護委託や子育て短期支援などを通じて地域貢献を図る。

【目指す姿】

子どもを預かる機能に加えて、児童相談所等をはじめとする関係機関との連携により児童養護施設等が多機能化し、地域の子育て支援に関する在宅支援サービスも提供できるようになっている。

（6）社会的養護施策の推進

社会的養護を必要とする全ての子どもが適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育されるよう、里親制度の体制強化及び子どもの意見表明のサポートを行うとともに、社会的養護経験者等の自立を支援していきます。

① 里親支援の体制強化**【現状と課題】**

家庭における養育が適当でない場合、子どもが「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されることが必要であり、養子縁組による家庭、里親家庭及びファミリーホーム等の里親委託を一層進めることが重要なことから、里親に対する養育支援等の充実を図る必要がある。

【取組の方向性】

- 里親支援センターを設置し、里親の普及啓発、里親に対する相談援助、入所児童と里親相互の交流の場の提供、里親の選定・調整等の里親支援を実施する。
- 里親委託促進や里親支援のため、里親及び鳥取県里親会に対し、里親の養育技術の向上や、里親委託児童の生活環境向上等に係る各種経費の助成を行う。

【目指す姿】

県民に対して里親制度についての理解が広まり、委託先となる里親登録の充実や里親委託の促進に寄与している。

【目標指標】

項目	現状	令和 10 年度
里親支援センターの設置数	なし (令和 5 年度)	2 か所

② 社会的養護経験者等の自立支援の充実**【現状と課題】**

社会的養護経験者や虐待等支援を要する状況にありながら、公的支援につながらずにいた者の中には、頼ることのできる親族がいないなどの事情を抱え、孤立したり、自立生活のためにサポートが必要な場合がある。そのため、生活や就職、人間関係等の様々な相談に応じた支援、居場所づくりやネットワークづくりが必要である。

【取組の方向性】

○社会的養護経験者等への生活、就労に関する相談支援の実施や相互に交流できる機会の提供等を行う社会的養護自立支援拠点の整備を図る。

【目指す姿】

社会的養護自立支援拠点が充実し、社会的養護経験者だけでなく、頼ることのできる親族がいない者等に対する支援の充実にも寄与している。

【目標指標】

項目	現状	令和 10 年度
社会的養護自立支援拠点数	1 か所 (令和 5 年 12 月時点)	2 か所

③ 子どもアドボカシーの啓発と仕組みづくり**【現状と課題】**

全ての子どもについて、子どもの意見が尊重され、子どもの最善の利益が優先して考慮されることが必要であり、子どもの意見表明権を保障するための取組として、子どもの意見表明（希望や提案、苦情等）のサポートや代弁を行う新たな仕組みが必要である。

【取組の方向性】

○県内で活動するアドボキット（意見表明支援員）を養成し、児童相談所や児童養護施設等に派遣して、子どもの意思表示のサポートや児童相談所や施設の職員に意見を伝えるサポートを行う取組を充実させる。

【目指す姿】

アドボキット派遣が、県内の児童相談所や児童養護施設等をはじめとする児童福祉施設においても実施され、子どもの意見表明や権利擁護に必要な環境の整備が充実している。

【目標指標】

項目	現状	令和 10 年度
アドボキット派遣か所数	3 か所 (令和 5 年 12 月時点)	15 か所
アドボキット登録者数	8 人 (令和 5 年 12 月時点)	15 人

④ 社会的養護経験者の当事者団体の育成・サポート

【現状と課題】

社会的養護の当事者や経験者が当事者団体を通じて、子どもの権利を学ぶ活動を行っているが、団体活動を持続・活性化させるためには、周囲のサポートが必要である。

【取組の方向性】

○県内の社会的養護施設を退所した社会的養護経験者による当事者団体の活動を支援し、子どもの権利を学習する機会をつくり、その活動を通じて、個人・団体として意見や提言の表明を行うなど、子ども自身で権利擁護の取組を行うことができる環境を整える。

【目指す姿】

当事者団体の活動の充実を通して、各児童福祉施設においても子ども自身による意見表明等の取組が進み、子どもの権利擁護に必要な環境の充実に寄与している。

(7) 子ども・若者の自死対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組

誰も自死に追い込まれることのないよう、生きることの包括的支援として子ども・若者への自死予防対策が必要です。また、性被害、犯罪被害からの安全を確保することが、全ての子どもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、周知啓発を進めます。

① 子ども・若者の自死対策

【現状と課題】

本県における 39 歳未満の自死者数は、全国同様に近年、増加傾向にあるほか、自死は 10～30 代の死因の 1 位となっている状況がある。若年層に向けた自死予防対策として、企業や教育機関に向けたメンタルヘルス出前講座、自死予防リーフレット等の配布、思春期・青年期を対象にうつ病の相談窓口の周知、とっとり SNS 相談の実施、学生を支援する担当職員を対象とした自死対策研修会の開催、大学祭等のイベントでのストレスチェックの実施を行っている。

【取組の方向性】

- 10～30 代までの若者の死因の 1 位が自死となっている深刻な状況に鑑み、メンタルヘルス出前講座や相談窓口の周知により自死予防を促す。
- 多職種の専門家で構成される「こども・若者の自死危機対応チーム」の設置を検討する。

【目指す姿】

心身の健康の保持増進についての取組、自死やうつ病等についての正しい知識の普及啓発等、自死の危険性が低い段階から対応を行うことで自死を未然に防ぐ。
子ども・若者の自死対策を促進するための体制が整備される。

② 犯罪などから子ども・若者を守る取組

【現状と課題】

青少年が、SNS 等による求人情報に潜む犯罪実行者を募集している情報（いわゆる「闇バイト」等の情報）に触れるなどし、事の重大性を認識することなく犯罪に加担してしまう事案が社会問題となっていることを踏まえ、注意喚起を図る必要がある。また、被害者の大半が高校生である自転車盗について、鍵掛けの徹底を呼び掛けるなど、自主防犯意識の高揚を図る取組を強化していく必要がある。

【取組の方向性】

- 非行防止教室等の場を活用して、SNS 等を用いた犯罪の発生状況、手口、犯罪実行者募集情報等

について情報発信するとともに、子どもが犯罪に逢わないよう、インターネットに係るトラブル予防法等について、子ども、青少年に対する安全教育、広報・啓発活動を推進する。

○関係機関・団体と連携し、各種イベントや街頭広報等を通じて鍵掛けの習慣化を促進する。

【目指す姿】

○子ども・若者の自主防犯意識が高まっている。

○地域での見守りが積極的に行われるとともに、インターネットに係るトラブル予防等について学ぶ機会が充実し、子どもや若者が犯罪に巻き込まれる事案が少なくなっている。

③ 性犯罪・性暴力への対応

ア 広報・啓発等による抑止対策

【現状と課題】

子どもや若者が性犯罪被害に遭う事案が後を絶たない現状がある。子どもは性被害を被害であると認識できない場合も多く、声も上げにくいと、保育施設や学校をはじめ子どもや若者に関わる全ての関係施設及び関係者が連携し、子どもの発達段階や被害者の多様性に配慮した性犯罪・性暴力の防止体制の強化に取り組む必要がある。

事件の発生を未然に防止するための防犯活動を促進し、性犯罪・性暴力が個人の尊厳を著しく踏みにじる許されない行為であることを、社会全体で認識を共有する必要がある。

【取組の方向性】

○保育施設、児童養護施設等の職員や学校の教職員への研修のほか、保育施設等を通じて、保護者へ性犯罪・性暴力に関する啓発、相談先等の周知を実施する。

○鳥取県DV予防啓発支援員の養成とともに、子どもに対して、発達段階に応じて性の権利やデートDV²⁴予防等の啓発・学習会を行い、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための性に関する正しい知識や被害に遭った際の具体的な対応等の学習機会を提供する。

○県の機関、市町村、関係団体等が連携を図りながら性暴力に関する広報・啓発を行っていく。

○防犯活動を強化するとともに、若年層の性暴力被害予防月間（毎年4月）や女性に対する暴力をなくす運動（毎年11月12日から25日）など各種機会を通じて、地方公共団体、学校、関係機関等が連携して広報・啓発活動を推進していく。

○創設が検討されている日本版DBS²⁵の導入に向け対応していく。

イ 被害者の支援

【現状と課題】

子ども・若者が性犯罪や性暴力の被害に遭っても、誰にも相談できず、適切な支援につながっていない状況が見られる。カウンセリング、医療費等の公費負担のほか、関係機関と連携し、被害者の様々な負担軽減を図るための支援活動を行っているが、被害の形態、被害者の置かれた現状は様々であることから、被害者の個々の事情に配慮した支援や被害者からの多岐にわたる要望や意見に応えるための取組が必要である。

【取組の方向性】

○児童・生徒に対し、性暴力を含めた様々な悩みを相談できる窓口の周知を行い、電話等による相談支援を行う。

○家庭や地域等においても、被害者等が安心して相談できる環境を整備し、医療面のケアを含め必要な支援を迅速に受けることができるよう被害者の早期回復に向けた支援を充実させる。

○令和6年度に県に犯罪被害者支援に特化した組織を新設し（総合相談窓口の設置）、関係機関とより緊密に連携・協力した支援を行っていく。

²⁴ 配偶者や恋人等の親密な関係にある、またはあった人から加えられる暴力。DVとはドメスティックバイオレンスの略称。

²⁵ 子どもに接する仕事に就く人に性犯罪歴がないことを確認する仕組み。イギリスの政府系機関Disclosure and Barring Serviceをモデルとした制度でDBSはその略称。

【目指す姿】

各施設や学校等において、性暴力について学ぶ機会がしっかりと設けられるとともに、家庭、学校、地域等あらゆる場において、子どもや若者が相談しやすい環境、しっかりと支援につながる環境が整備されている。また、関係機関の連携による迅速な支援及び被害者を社会全体で支える気運が醸成され、被害者が早期に被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるようになる。

【目標指標】

項目	現状	令和 10 年度
デートDV予防学習等の研修会への講師派遣数	106 人 (令和 5 年 12 月時点)	120 人

④ 非行防止と立ち直りの支援**【現状と課題】**

刑法犯で検挙、補導された県内の少年の数及び少年人口（14 歳から 19 歳）1,000 人当たりの刑法犯少年の数は減少傾向で推移している。

その一方で、刑法犯少年の再犯者率は高い水準で推移している。

【取組の方向性】

- 少年の非行・被害防止等を目的に、非行防止教室等を開催し、万引きなどの犯罪防止、大麻等薬物の乱用防止や強盗、特殊詐欺等の犯罪に加担させられてしまう犯罪実行者募集情報（いわゆる闇バイト）に対する啓発を行い、少年の規範意識の向上を図る。
- 少年警察補導員等による継続的な面接や指導・助言を通じて、少年の立ち直りや問題行動のある少年の非行防止のため支援を行う。
- スクールサポーターによる学校訪問活動等により、学校における少年の問題行動への対応等に関する助言指導を行う。

【目指す姿】

青少年が非行を助長するような要因に巻きこまれず健全に成長できる環境が整えられ、非行や法に触れる行為をしてしまった青少年が周囲から必要な支援を受けて立ち直ることができる。

参考資料1 シン・子育て王国とっとり計画（計画期間：令和6～10年度）の全体像

1 計画策定の趣旨

本県ならではのお互いの顔が見える関係の中で、地域全体で子育てを支え、全ての子どもが伸び伸びと育ち、子育て中の誰もが喜びを感じ、若者が将来に夢や希望が持てる全国一子育てしやすい鳥取県を「シン・子育て王国とっとり」として実現していく。

2 基本の方針

- ・子ども・若者を権利の主体として認識し、まんなかに据えた施策を展開
- ・良好な成育環境の実現、多様な価値観・考え方を前提とした施策の推進
- ・政策決定過程への子ども・若者、子育て世帯の参画促進
- ・子ども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

3 シン・子育て王国と通りの推進体制

- ・県、市町村等の責務、役割の明確化と各者が連携した施策の推進
- ・施策推進に係る審議会
- ・数値目標と指標の進行管理と毎年度の計画の点検・見直し

4 子どものライフステージに応じた切れ目のない支援

(1)子どものライフステージを通した取組

- ①情報提供、相談体制の充実（相談窓口周知、LINE相談窓口設置検討など）
- ②家庭・地域での子どもの育成（保護者の学びの機会提供、子ども会活動の活性化、こども家庭センターの設置・地域の資源・人材を活用した子どもの居場所や親子の相談・交流拠点づくりの推進）

(2)子どもの誕生前から幼児期までの取組

- ①妊娠・出産期、幼児期までの支援
 - ・切れ目のない保健・医療の確保
 - ・不妊治療等の助成
 - ・産前・産後ケアの充実
- ②多様な保育ニーズへの対応
 - ・保育・幼児教育の質の向上・量の確保
 - ・保育所等における安全確保
 - ・豊かな「遊びと体験」
 - ・保育におけるインクルージョンの推進
 - ・病児・病後児保育の充実
 - ・幼保小の連携促進

(3)学童期・思春期の取組

- ①子どもの心身の成長の支援
 - ・基本的な生活習慣の形成
 - ・命、健康、性、妊娠・出産に関する知識の普及、相談支援の充実
 - ・子ども・若者が権利の主体であることの理解促進
 - ・運動意欲の増進、体力づくり、遊びや体験活動の推進
 - ・安全・安心の通学環境
 - ・インターネット・SNSのトラブルから子どもたちを守るための対策と啓発
 - ・互いに支え合う関係づくり、地域コミュニティによる子どもの育成
- ②児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実
- ③子どもの居場所づくり
- ④いじめ防止、こころのケアの充実
- ⑤不登校の子どもへの支援

(4)青年期の取組

- ①若者の経済的、社会的自立を応援
 - ・若者の自立に向けた支援
 - ・雇用機会の確保、若年者の早期就職・職場定着の支援
 - ・労働環境の向上、労働関係トラブルへの対応
 - ・消費者トラブルの未然防止
- ②出会い・結婚、人とのつながりを応援
 - ・出会いから結婚までを応援
 - ・結婚に伴う新生活への支援
 - ・職場・地域における結婚応援
 - ・若年期からのライフデザイン

5 子育て当事者への支援

(1)子育てや教育に関する経済的負担の軽減

- ①医療費の負担軽減 ②保育料の無償化 ③在宅育児世帯への支援
- ④高校生等奨学給付金、奨学金貸与、就学支援等 ⑤高校生への通学費助成 ⑥高等教育の奨学金貸与・修学支援 ⑦その他経済的負担の軽減等

(2)地域における子育て支援、家庭教育の支援

- ①地域の資源・人材の活用 ②企業、店舗等が行う子育て家庭へのサービスの提供 ③家庭教育の支援
- ④子育て当事者への情報の提供

(3)安心して子育てできるための職業生活と家庭生活の両立

- ①男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ②安心して子育てできる就労環境の整備

(4)ひとり親家庭への支援

- ①子育てや生活支援の充実 ②就業支援の充実 ③養育費の確保及び面会交流の推進 ④経済的支援の充実

6 特に支援が必要な子どもの健やかな生活の支援

(1)孤独・孤立への対応

- ①ヤングケアラー、若者ケアラーに対する支援 ②ひきこもりに関する支援 ③性的マイノリティの子ども・若者への支援
- ④地域で暮らす外国の子ども・若者とその家族への支援

(2)子どもの貧困対策

- ①教育の支援 ②生活の安定に資するための支援
- ③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 ④経済的支援

(3)慢性疾患・難病を抱える子ども・若者への支援

(4)障がいのある子ども、医療的ケアが必要な子どもへの支援

- ①障がい児の相談支援及び障がい児施設等の充実
- ②きこえない・きこえにくい子どもとその家族への切れ目のない支援
- ③医療的ケア児及びその家族の地域生活を支えるための体制強化
- ④発達障がいに関する保護者への情報提供・県民への理解啓発の促進
- ⑤本人、保護者、学校、関係機関が連携した早期からの教育支援体制の整備
- ⑥手話言語や障がい者スポーツ等を通じた交流活動や啓発機会の確保

(5)児童虐待防止対策等の推進

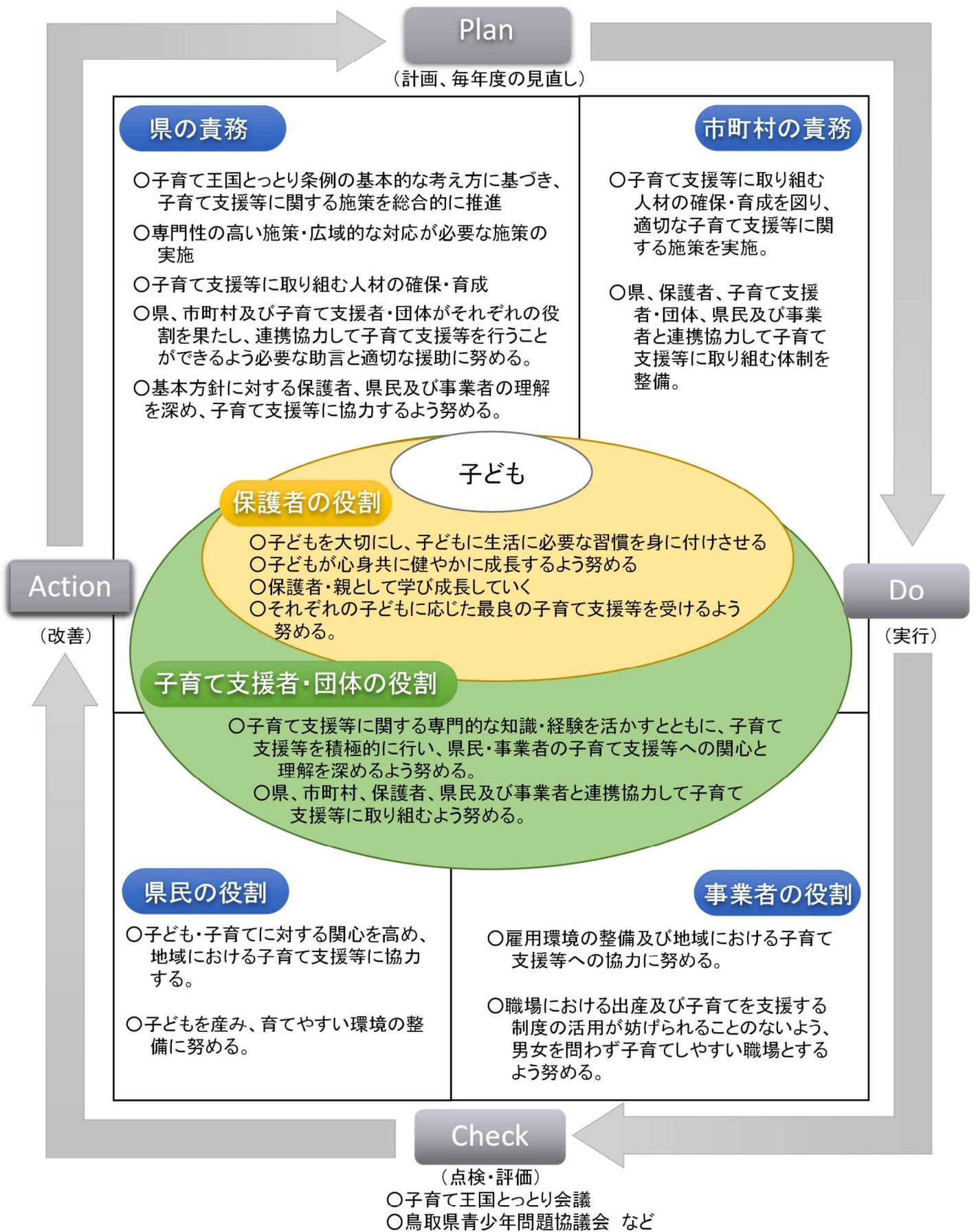
- ①予防・早期発見に向けた効果的な啓発活動
- ②児童相談所の体制強化及び資質向上
- ③市町村要保護児童対策の体制強化及び資質向上
- ④児童養護施設等関係機関の資質向上及び児童相談所等との連携強化

(6)社会的養護施策の推進

- ①里親支援の体制強化 ②社会的養護経験者等の自立支援の充実 ③子どもアドボカシーの啓発と仕組みづくり
- ④社会的養護経験者の当事者団体の育成・サポート

(7)子ども・若者の自死対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組

- ①子ども・若者の自死対策 ②犯罪などから子ども・若者を守る取組
- ③性犯罪・性暴力への対応 ④非行防止と立ち直りの支援



参考資料3 シン・子育て王国とっとり計画の目標指標一覧

計画の掲載箇所	指標項目	現状	目標値 (令和10年度)
4 子どものライフステージに応じた切れ目のない支援 (1) 子どものライフステージを通じた取組 ② 家庭・地域での子どもの育成	こども家庭センター設置市町村数	なし (令和5年度)	19 市町村
(2) 子どもの誕生前から幼児期までの取組 ① 妊娠・出産期、幼児期までの支援 ウ 産前・産後ケアの充実	産後ケア施設数	20 施設 (令和5年12月時点)	22 施設
② 多様な保育ニーズへの対応	年度途中の保育施設の待機児童数	11 人 (令和5年10月1日時点)	0 人
(3) 学童期・思春期の取組 ① 子どもの心身の成長の支援	朝食を食べる児童・生徒の割合	85%以上 (令和3年6月～7月調査)	90%以上
	小学校において、体育の授業を除く1日の運動時間が1時間以上の児童の割合	小学校男子 54.0% 小学校女子 30.6%	小学校男子 70% 小学校女子 50%
	SNS を利用する場合の注意点及びその内容を知っている児童生徒の割合	小学5年生 28.3% 中学2年生 63.5% 高校2年生 71.2% (令和3年7月調査)	小学5年生 40% 中学2年生 70% 高校2年生 80%
	家庭での子どものインターネット利用についてルールを設けていないと回答した保護者の割合	小学2年生 4.8% 小学5年生 4.9% 中学2年生 10.3% 高校2年生 10.8% (令和3年7月調査)	小学2年生 3% 小学5年生 3% 中学2年生 7% 高校2年生 7%
	地域学校協働本部を設置している学校の割合	72% (R5.5.1時点)	100%
	放課後児童クラブの待機児童数	19 人 (令和5年5月1日)	0 人
③ 子どもの居場所づくり	子ども食堂の数	83 か所 (令和5年12月)	115 か所
	子ども食堂の充足率	54.62% (令和5年12月)	62%
④ いじめ防止、こころのケアの充実	「いじめが解消しているもの」の割合	鳥取県 75.6% 全国 77.1%	全国平均を上回る
⑤ 不登校の子どもへの支援	不登校の出現率	小学校 県 1.74% 全国 1.70% 中学校 県 6.06% 全国 5.98% 高校 県 2.14% 全国 2.04%	全国平均を下回るとともに、前年度数値から低減
	不登校児童生徒への支援の結果、登校する又はできるようになった児童生徒及び変容が見られるようになった児童生徒の割合	小学校 72.8% 中学校 74.7%	各年度で前年度数値を上回る
	不登校児童生徒への自宅学習支援事業における「指導要録上の出席扱い」とした児童生徒の割合	—	80%以上
(4) 青年期の取組 ① 若者の経済的、社会的自立	県立ハローワークにおける就職決定者数	1,651 人 (令和5年12月末時点)	2,600 人

を応援	県立ハローワークにおける就職決定率	73.0% (令和5年12月末時点)	86.0%
	若手社員の職場定着率	高卒：63.0% 大卒：67.7% (令和4年度)	高卒：65%以上 大卒：70%以上
②出会い・結婚、人とのつながりを応援	えんトリーによる年間カップル成立数	413組 (令和4年度)	500組
	結婚新生活支援事業実施市町村数	8市町村 (令和5年度)	19市町村
	縁ナビ登録者数	60名 (令和5年度当初時点)	100名
	各ライフプランセミナー等の啓発講座の開催回数	106回 (令和4年度)	150回
5 子育て当事者への支援 (1)子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ③在宅育児世帯への支援	在宅育児世帯の保護者を対象とした現金給付・現物給付・サービス利用料の支援に取り組む市町村数	16市町村 (令和5年度)	19市町村
(2)地域における子育て支援、家庭教育の支援 ①地域の資源・人材の活用	こどもまんなか応援サポーター宣言実施自治体数	2 (令和5年12月末時点)	20 (県及び全市町村)
	こどもファスト・トラック導入施設数	4施設 (令和5年12月末時点)	10施設
	子育て応援駐車場設置事業所数	2か所 (令和6年1月末時点)	100か所
	とっとり子育てプレミアムパートナーの登録数	25 (令和5年12月末時点)	150
	鳥取砂丘こどもの国入園者数	65,115人 (令和4年度)	78,000人
②企業、店舗等が行う子育て家庭へのサービスの提供	子育て王国とっとりアプリ登録者数	4,416人 (令和5年12月31日時点)	30,000人
	子育て応援パスポート協賛店舗数	2,070店舗 (令和5年12月31日時点)	2,200店舗
③家庭教育の支援	多様な手法によって家庭教育支援を届ける市町村数	12 (R4年度末時点)	19市町村
(3)安心して子育てできるための職業生活と家庭生活の両立 ①男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	男女共同参画推進企業認定数	992社 (令和5年11月現在)	1,280社
	イクボス・ファミボス宣言企業数	813社 (令和5年11月現在)	1,100社
	男性育児休業取得率	13.4% (令和2年度)	85% (令和7年度の早期目標)
(4)ひとり親家庭への支援 ①子育てや生活支援の充実	ひとり親家庭学習支援事業費補助金活用市町村数	7市町村 (令和5年12月)	10市町村
	母子・父子自立支援プログラム策定事業実施市町村数	3市町村 (令和5年度)	5市町村
	鳥取県ひとり親家庭等支援サイトの年間アクセス数	19,979件 (令和4年度)	25,000件
②就業支援の充実	ひとり親家庭自立支援給付金事業実施市町村数	10市町村 (令和5年度)	13市町村
③養育費の確保及び面会交流の推進	養育費に係る公正証書等作成促進事業実施市町村数	16市町村 (令和5年度)	19市町村
	面会交流支援事業実施市町村数	7市町村 (令和5年度)	10市町村

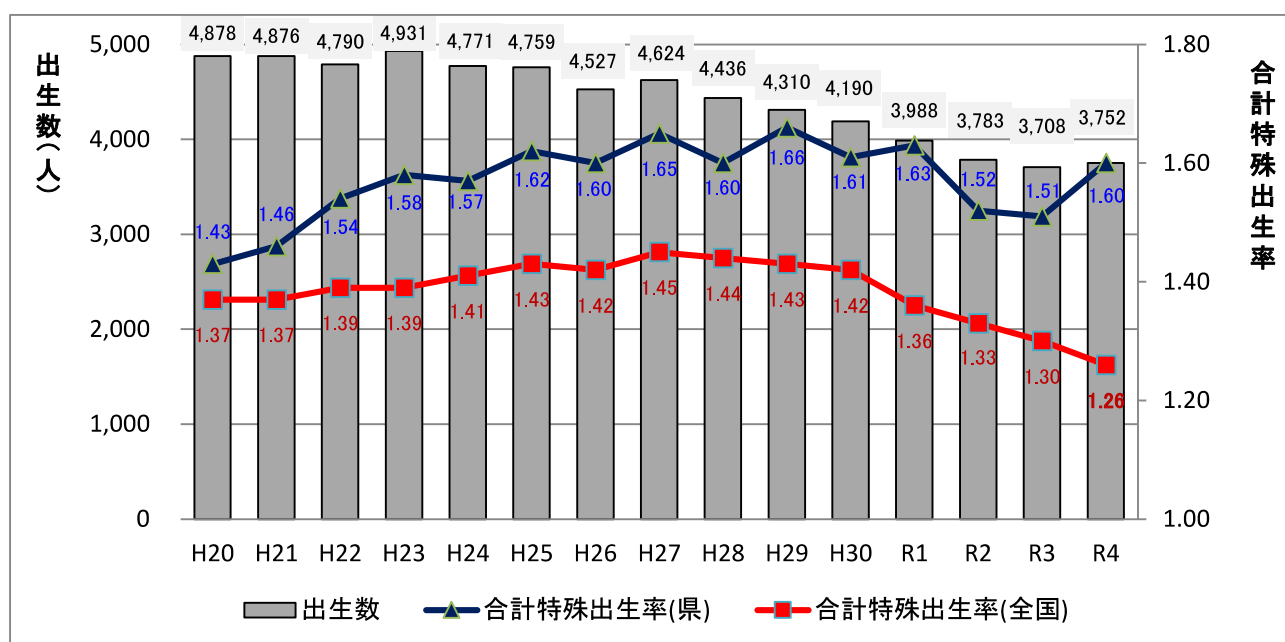
④経済的支援の充実	母子父子寡婦福祉資金貸付金新規貸付数	22 件 (令和 4 年度)	27 件
	鳥取県ひとり親家庭等支援サイトの年間アクセス数 (再掲)	19,979 件 (令和 4 年度)	25,000 件
6 特に支援が必要な子どもの健やかな生活の支援 (2) 子どもの貧困対策 ①教育の支援	就学援助を受けた児童生徒の割合	15.71% (令和 3 年度)	15.00%
	生活保護世帯の子どもの高等学校進学率	83.9% (令和 4 年度)	92.5%
②生活の安定に資するための支援	県全体の 19 歳以下の人数に占める生活保護の 19 歳以下の被保護者の割合	0.61% (令和 3 年度)	0.4%
③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	母子世帯の母の就業率	83.7% (令和 2 年度)	87.2%
	母子世帯の母の正規雇用率	56.8% (令和 2 年度)	58.0%
	父子世帯の父の就業率	86.9% (令和 2 年度)	90.3%
	父子世帯の父の正規雇用率	71.5% (令和 2 年度)	73.0%
④経済的支援	全児童数に占める児童扶養手当受給世帯の児童数の割合	8.4% (令和 3 年度)	8.0%
	母子世帯の母のうち養育費の取り決めをしている割合 (裁判所における調停・審判又は公正証書に基づくもの)	16.5% (令和 5 年度)	17.5%
(4) 障がいのある子ども、医療的ケアが必要な子どもへの支援	障害児相談支援事業所数	56 か所 (令和 5 年 12 月末)	71 か所
	児童発達支援センターを設置している市町村数	4 市町村 (令和 5 年 12 月末)	19 市町村
②きこえない・きこえにくい子どもとその家族への切れ目のない支援	全出生児に新生児聴覚検査の公費負担を実施している市町村数	18 市町村 (令和 5 年 12 月末)	19 市町村
③医療的ケア児及びその家族の地域生活を支えるための体制強化	医療的ケア児等送迎支援事業の実施市町村数	14 市町村 (令和 5 年 12 月末)	19 市町村
	医療型ショートステイの実施機関数	7 か所 (令和 5 年 12 月末)	10 か所
④発達障がいに関する保護者への情報提供・県民への理解啓発の促進	ペアレントメンターの人数	84 人 (令和 5 年 12 月末)	88 人
(5) 児童虐待防止対策等の推進 ①予防・早期発見に向けた効果的な啓発活動	地域住民による見守りサポーターの認定者数	令和 2 年度: 47 人 令和 3 年度: 168 人 令和 4 年度: 272 人	年 150 人
	鳥取県虐待防止全力宣言企業の認定企業数	34 社 (令和 5 年 12 月末時点)	40 社
③市町村要保護児童対策の体制強化及び資質向上	こども家庭センター設置市町村数 (再掲)	なし (令和 5 年度)	19 市町村
(6) 社会的養護施策の推進 ①里親支援の体制強化	里親支援センターの設置数	なし (令和 5 年度)	2 か所
②社会的養護経験者等の自立支援の充実	社会的養護自立支援拠点数	1 か所 (令和 5 年 12 月時点)	2 か所
③子どもアドボカシーの啓発と仕組みづくり	アドボキット派遣か所数	3 か所 (令和 5 年 12 月時点)	15 か所
	アドボキット登録者数	8 人 (令和 5 年 12 月時点)	15 人
(7) 子ども・若者の自死対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組 ① 性犯罪・性暴力への対応	デートDV予防学習等の研修会への講師派遣数	106 人 (令和 5 年 12 月時点)	120 人

参考資料 4 子育て王国とっとり条例第 10 条に定める子育て支援等に関する施策

区分	施策の主な内容
希望のかなう結婚、妊娠及び出産を支援する施策	1 結婚を望む者が、自らが望む形で地域を舞台に結婚することができるよう、出会いから結婚に至るまでを支援すること。 2 職場や地域において安心して喜びに満ちた結婚、妊娠及び出産ができる環境の整備を図ること。 3 妊娠、出産、不妊等に関する情報提供及び相談体制の充実、不妊治療への助成等により、妊娠及び出産に対して支援すること。 4 妊産婦及び乳幼児の保健及び医療並びに出産後の保健指導、育児に関する相談その他の援助に係る体制の充実、子どもの病気の予防、早期発見及び治療の支援、小児医療費等の助成等により、安全かつ安心な妊娠、出産及び子育てができる保健及び医療の整備を図ること。 5 子どもに対して、命の大切さ並びに性、妊娠及び出産に関する正しい知識を教える等、親になるために必要な教育を推進すること。
安心して満ちた子育てと豊かな子どもの学びを支援する施策	1 保護者の多様な希望に対応した保育所及び認定こども園における保育、幼稚園における預かり保育、事業所内保育、家庭的保育事業等を充実し、待機児童を出さないように、提供する保育の量を確保すること。 2 地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、放課後子ども教室、学校支援ボランティア、家庭教育支援、子育て家庭への訪問その他の地域での子育てを支援すること。 3 保育士、幼稚園教諭等を支援する体制の構築、これらの者の専門性を高める研修の実施等により、保育及び幼児教育の質を確保すること。 4 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校及び児童発達支援を提供している施設（以下「保育所等」という。）において、発達段階に応じた基本的な知識及び技能を習得させ、それらを活用できる思考力、判断力、表現力等を育成する取組を充実させること。 5 子どもの体力向上及び健やかな体づくりのための取組並びに地域の文化財、歴史、伝統文化等に親しみ、理解を深める取組を推進すること。 6 保育所等において自他の命を大切にする心を育成する取組を充実させること。 7 保育所等における安全の確保並びに施設及び設備の整備、保護者に対する学習の機会及び情報の提供等により、保育及び教育に関する環境の改善を図ること。 8 保育所、認定こども園、幼稚園及び児童発達支援センターの保育料その他の子育てに関する経済的負担を軽減すること。 9 森、海、川等で行われる自然体験活動を基軸にした教育及び保育の取組を支援すること。
安心して子育てができるための職業生活と家庭生活の両立を支援する施策	1 県民の一人一人が、誇りを持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭、地域社会等においても充実した生き方が実現できる社会を推進すること。 2 育児休業の取得に対する支援、子育てのための短時間勤務等の制度化、長時間労働の抑制、休暇等が取得しやすい職場風土づくり等により、安心して子育てができる就労環境の整備を図ること。
きずなを強め地域みんなで取り組む子育てを支援する施策	1 積極的に育児に参加する日を設定して啓発を行う等により、社会全体で子育てに取り組む機運の醸成を図ること。 2 特定非営利活動法人、子育てサークルその他の団体及び個人の子育て支援等の活動を促進すること。 3 子どもが多様な世代と交流しながら遊び、伝統芸能その他の活動を行う場を提供すること。

	4 家庭における学習習慣及び正しい生活習慣の啓発、家庭教育に関する学習の機会及び情報の提供、祖父母等が子育てに関わりやすい環境の整備、地域において子育てに関わる青少年団体、公民館等の活動の支援及びそれを担う人材の育成等により、家庭及び地域の教育力の向上を図ること。 5 子どもたちへの本の読み聞かせ、図書館での児童サービスその他の子どもの情緒、知識及び好奇心を育む取組を支援及び促進すること。 6 企業、店舗等が行う子育て家庭へのサービスの提供その他の子育て支援等の取組を促進すること。 7 子どもが犯罪や交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、地域社会全体で子どもを見守り、子どもが健全に育つ環境を整えること。 8 多様性が尊重され、全ての子どもが孤立することなく社会に自らの居場所を得られるよう、必要な支援を行うこと。
子どもの発達の程度に応じて自立を支援する施策	1 子どもの意見を聞く機会を十分に確保するとともに、子どもが権利の主体としてその意見が尊重される環境の整備を図ること。 2 子どもの非行を防止し、また、非行からの立ち直りを支援すること。 3 子どもが職業生活を順調に始められるようキャリア教育や雇用機会の確保を図ること。
特に支援が必要な子ども・家庭の健やかな生活を支援する施策	1 貧困の状況にある子どもに対する学習の支援及びその家庭に対する孤立の防止その他の支援を行うこと。 2 保護者がいない又は保護者に養育させることが適当でないと認められる子どもの社会的養護並びに社会的自立の支援及び援助を行うこと。 3 児童虐待の予防、早期発見、早期対応その他の児童虐待の対策を行うこと。 4 ひとり親家庭に対する相談体制の充実、就業支援等により、ひとり親家庭の自立を支援すること。 5 障がい児が地域で安全かつ安心して生活できるよう、人生の段階に応じた支援を行い、並びに障がい児に対する理解及び関心を深めること。 6 不登校、中途退学、いじめ被害、ひきこもり又は大人と同様の家事、家族の介護等その他の困難を抱える子どもに対して必要な支援を行うこと。 7 子どもの自死を防ぐために必要な支援を行うこと。

参考資料5 鳥取県の出生数及び合計特殊出生率の推移



参考資料6 シン・子育て王国とっとり計画[R6年度当初予算ベース]「事業一覧」

区分	番号	新規 拡充	事業名	予算額	事業概要	部等	担当課
3 シン・子育て王国ととりの推進体制							
3(1) 政策の推進体制	1		シン・子育て王国とっとり推進事業	24,563	平成22年9月に建国宣言した「子育て王国鳥取県」の実現に向け、地域みんなで子育てを支える機運の醸成を図るとともに、各種施策を実施する。 ・「子育て王国鳥取県」の広報・普及啓発 ・子ども専用ウェブサイト(キッズポータル)の管理運営、子育て応援パスポートの電子化、アプリ運用による情報発信の強化等 ・子育て応援ガイドブックの更新 ・学生等を対象とした出前講座の実施等による鳥取県の子育て環境の周知 ・子育て王国とっとり会議の開催	子ども家庭部	子育て王国課
4 子どものライフステージに応じた切れ目のない支援							
4(1)① 情報提供、相談体制の充実	2		教育相談事業	2,058	幼児・児童・生徒等の教育上の様々な課題に関する保護者、本人、学校・関係者等からの相談について、指導主事、相談員及び専門指導員が個別のニーズに応じた支援・指導を行う。加えて、幼児支援を終了した小学生に対して、必要に応じて、読み書きに対する個別支援プログラムを行う。また、専門医による教育相談会を毎月実施する。	教育委員会	いじめ・不登校総合対策センター
	3	拡充	健やかな妊娠・出産のための応援事業	20,611	地域で切れ目のない妊娠・出産支援の強化を進めるとともに、心身に関する相談の受付や正しい知識の普及を行い、安心・安全な妊娠・出産支援の充実を図る。 ・【拡充】助産師への電話・メール・LINE相談事業 ・地域の助産所等による妊産婦への寄り添い支援事業 ・とっとり妊娠SOS相談体制整備事業 ・性と健康の相談センター事業 ・思春期ピアカウンセラー活動支援事業 ・【拡充】描こう！ライフプラン出前講座事業 ・新米パパに贈る子育て教室	子ども家庭部	家庭支援課
	4		母子保健指導振興費	1,169	妊娠、出産及び育児に関する相談に対して、必要な指導及び助言を行い、市町村、関係団体の活動を支援すること等により、母子保健活動を推進する。	子ども家庭部	家庭支援課
4(1)② 家庭・地域での子どもの育成	5	新規	シン・子育て王国とっとり本格始動事業	34,931	「シン・子育て王国とっとり」の本格始動に向け、子ども、若者、子育て当事者等から聴取した意見を踏まえて、地域における子育て環境の整備、及び県民全体の子育てへの機運醸成を図るため施策を実施する。 ・子育て世帯に子育て支援に関する情報を届けるためのアプリ改修 ・子育て当事者が気軽に立ち寄れる居場所づくり等の取組に係る「子育て応援市町村交付金」対象経費の拡充 ・民間施設の子育て応援駐車場の整備費用を支援する。 ・子育て世帯、これから出産・子育てに携わる方、企業・事業者等をターゲットとした、子育てに関する県民キャンペーンを実施。	子ども家庭部	子育て王国課
	6		子ども・子育て支援交付金	641,976	市町村が、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する「地域子ども・子育て支援事業」に必要な費用に充てるため、交付金を交付する。 【事業内容】 ・延長保育事業 ・放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)(国庫補助事業分) ・病児保育事業 ・一時預かり事業 ・利用者支援事業 など	子ども家庭部	子育て王国課
	7		こども家庭センター設置促進等事業	30,145	令和6年4月の改正児童福祉法の施行に伴い、母子保健の相談機関である子育て世代包括支援センターと児童福祉の相談機関である市町村子ども家庭総合支援拠点を一体化した相談機関「こども家庭センター」の設置が市町村の努力義務とされることから、市町村におけるこども家庭センター設置を促進するため支援を行う。	子ども家庭部	家庭支援課
4(2)① 妊娠・出産期、幼児期までの支援	8		受動喫煙防止対策推進事業	854	健康増進法の改正により受動喫煙防止対策が強化されたことを受け、受動喫煙防止について県民への普及啓発を行う。 また、既存の小規模な飲食店が施設を全面禁煙化する場合は施設改装費用や従業員の卒煙に積極的に取り組む企業・団体の経費を助成することにより、県民の望まない受動喫煙を防ぐ。	福祉保健部	健康政策課
	9		周産期医療対策事業	4,313	・安全、安心な出産に資するために患者情報の共有等を行う周産期医療情報システムを運営する。 ・周産期医療協議会を開催し、周産期医療体制の整備・充実等について協議する。 ・総合周産期母子医療センター(鳥取大学医学部附属病院)に搬送コーディネーターを設置し、県内医療機関の重症患者及びハイリスク患者の把握を行う。	福祉保健部	医療政策課
	10		助産師等待機手当支援事業	1,841	分娩の際の救急呼出に備えて、助産師・看護師が自宅等において待機した場合に、待機1回につき手当を支給する医療機関に対し、その一部を助成する。	福祉保健部	医療政策課
	(3)	拡充	健やかな妊娠・出産のための応援事業(再掲)	(20,611)	地域で切れ目のない妊娠・出産支援の強化を進めるとともに、心身に関する相談の受付や正しい知識の普及を行い、安心・安全な妊娠・出産支援の充実を図る。 ・【拡充】助産師への電話・メール・LINE相談事業 ・地域の助産所等による妊産婦への寄り添い支援事業 ・とっとり妊娠SOS相談体制整備事業 ・性と健康の相談センター事業 ・思春期ピアカウンセラー活動支援事業 ・【拡充】描こう！ライフプラン出前講座事業 ・新米パパに贈る子育て教室	子ども家庭部	家庭支援課
	11		願いに寄り添う妊娠・出産応援事業	9,979	不妊・不育に係る経済的負担の軽減及び精神的なサポートを行うため、費用を支援するほか、専門家による相談・指導、知識の普及啓発等を行う。 ・願いに寄り添う妊娠・出産応援ネットワーク会議 ・不妊検査費助成金交付事業 ・不育検査費助成事業 ・不妊専門相談センター運営事業	子ども家庭部	家庭支援課
	12	拡充	願いに寄り添う不妊治療拡大支援事業	68,850	子どもを持ちたいという気持ちに寄り添い、願いをかなえるため、先進医療及び全額自費となる診療に対する県独自の助成を行い、不妊治療に係る経済的負担の軽減を図る。 (1)特定不妊治療費助成金交付事業 ・保険外併用で実施された先進医療への補助 ・【拡充】全額自費診療で実施される治療への補助 ・【新規】保険適用外治療で実施されるPGT-A検査の補助 ・【新規】自己負担上限額定額補助 (2)着床前検査(PGT-M)助成金交付事業	子ども家庭部	家庭支援課
	13	新規	遠方の分娩施設への交通費等支援事業	1,000	居住地に関わらず安全・安心に妊娠・出産できるようにするため、遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して、分娩取扱施設までの移動に要する交通費及び宿泊費の支援を行う。	子ども家庭部	家庭支援課
	14		出産・子育て応援交付金	68,363	市町村が創意工夫を凝らしながら、妊娠届出時より妊婦や0歳から2歳の低年齢期の子育てに家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援にたぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出産届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援(計10万円相当)を一体として実施する事業を支援する。	子ども家庭部	家庭支援課
	15		乳児医療費等支援事業	21,739	・新生児の先天性代謝異常を早期発見して適切な治療を行うことで、その疾患から生じる重篤な症状や心身の発達障がい等を予防するため、県が新生児に対する先天性代謝異常検査を行う。 ・また、医療を必要とする未熟児に対して市町村が行う未熟児養育医療に係る経費の一部を負担するとともに、妊娠高血圧症候群等により患っている妊産婦が必要な医療を受けるための経費の一部を支給する。 ・併せて、心理的な負担が大きい低出生体重児の子育てを支援するため、低出生体重児用の手帳(リトルベビーハンドブック)を改訂・印刷を行う。	子ども家庭部	家庭支援課

区分	番号	新規 拡充	事業名	予算額	事業概要	部等	担当課
	16	拡充	産後ケア実施のための施設整備支援事業	6,000	支援が必要な方がためらわず産後ケアを受けるための環境を整備するため、市町村と連携して産後ケアに係る受入先の確保を進める。(産後ケア(宿泊型及びデイサービス型)を行うために必要な増改築又は改修に要する工事費、設備購入費及び賃借料等を助成)	子ども家庭部	家庭支援課
	17	拡充	産後ケア無償化事業	6,000	市町村が実施する産後ケア事業を利用した者の利用料(個人負担額)相当額に対し県が助成し、個人負担額を無料とする。 【拡充】自宅以外で産後ケアを受けることを希望する方へ助産師を派遣して産後ケアを実施する場合も産後ケア利用料無償化の対象とする。	子ども家庭部	家庭支援課
	18	新規	医学的検証によるこどもの安全・安心創出モデル事業	10,039	成育基本法や、死因究明等推進法の成立を踏まえ、子どもの死亡検証に係る関係機関との連携など協力体制の構築、情報の収集・管理、専門家を交えた死因等の検証及びそれを踏まえた子どもの死亡の予防策を県へ提言を行う「予防のための子どもの死亡検証(Child Death Review)体制整備」に係る厚生労働省モデル事業を実施する。	子ども家庭部	家庭支援課
4(2)②ア 保育・幼児教育の質の向上・量の確保	19		鳥取県保育士等修学資金貸付事業	23,258	経済的な理由により進学できない学生の保育士資格等の取得・経済的自立を支援することを目的とし、鳥取県保育士等修学資金貸付事業(鳥取短期大学向け)、保育士等修学資金貸付事業(県社協補助)による貸付を行う。	子ども家庭部	子育て王国課
	20		鳥取短期大学(幼児教育保育学科)教育充実支援事業	3,177	鳥取短期大学では、平成26年度から定員を増やし、保育専門学院廃止後の県内の保育士養成課程の維持を図っており、保育実習に力を入れてきた保育専門学院の伝統を鳥取短期大学において引き継ぎ、実習を充実させるため同短大で雇用している1名の専任教員の経費について支援を行う。	子ども家庭部	子育て王国課
	21		保育・幼児教育の質の向上強化事業	26,842	保育専門員による保育所等訪問、保育士等を対象にした保育所保育指針実践研修等、各種研修の実施により、保育・幼児教育の質の向上を図る。また、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対する子育て支援員研修を開催する。	子ども家庭部	子育て王国課
	22	拡充	「シン・子育て王国とっとり」保育人材確保強化事業	80,458	保育士を目指す学生や潜在保育士等への就職支援等を実施する「保育士・保育所支援センター」を運営するとともに、指定保育士養成施設が行う保育所等への就職を促す取組を支援するほか、学生等若い世代に対し、保育の仕事内容や職場の魅力を発信することで、将来的に保育士を含めた保育人材の確保を図る。	子ども家庭部	子育て王国課
	23		低年齢児入施設保育士等特別配置事業	193,794	1歳児担当保育士等の加配を行うための経費を助成し、各保育所等に配置される保育士等の増員を図り、児童の健全な育成に資することを目的とする。	子ども家庭部	子育て王国課
	24		幼児教育推進体制の充実・活用強化事業	4,405	義務教育以降の学びの基礎となる質の高い幼児教育の全県展開のために、「鳥取県幼児教育振興プログラム(第2次改訂版)」等を周知・活用し、幼稚園・認定こども園・保育所等の教職員の指導力向上と小学校教育との連携・接続推進を図る。また、県幼児教育センターの拠点機能を強化し、市町村・私立園設置者、小学校等における課題解決に向けた幼児教育及び小学校教育現場の取組を支援する。	教育委員会	小中学校課
	25		私立幼稚園等施設整備・運営体制支援事業	83,154	質の高い環境で子どもを安心して育てることができる教育環境を整備するため、私立幼稚園等の施設整備事業(大規模修繕、改築等)や環境整備事業に対する補助を行う。また、特別支援教育や子育て支援活動の充実を促進し、私立幼稚園等の教育振興を図る。	子ども家庭部	子育て王国課
4(2)②イ 保育所等における安全確保など保育環境の改善	26	拡充	子どものための教育・保育給付費県負担金	2,838,541	市町村が、特定教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)に対して行う施設型給付及び地域型保育事業に対して行う地域型保育給付に要する費用に対して、県がその一部を負担する。 令和6年度から4、5歳児の保育士配置基準が見直されることから(30:1→25:1)、加算措置を拡充する。	子ども家庭部	子育て王国課
	27	拡充	教育・保育施設等における安全・安心推進事業	11,046	教育・保育施設等における重大事故の未然防止の取組や事故発生時の適切な事故対応の推進、再発防止の徹底を図ることを目的として、安全管理研修の実施や子どもの性犯罪・性暴力被害の防止啓発、送迎用バスの安全装置設置や睡眠中の事故防止対策への補助等を行い、保育施設等における安心・安全に係る環境整備を進める。	子ども家庭部	子育て王国課
	28	新規	幼稚園・保育施設における性被害・不適切保育等防止対策事業	12,000	教育・保育施設等における子どもの性被害や不適切な保育を防止するため、施設内へのカメラの設置や、子どもが着替える際にプライバシーを保つための仕切りの導入に必要な経費に対する助成を行う。(令和5年度予算の繰越)	子ども家庭部	子育て王国課
	29		鳥取県自然保育促進事業	25,257	多様な保育・幼児教育が求められ、また、自然体験活動の大切さが見直される中、県土の約7割が森という本県の恵まれた環境を活かして、子どもたちの野外活動する機会の確保にうけて、「とっとり森・里山等自然保育認証制度」及び「保育所・幼稚園等とっとり自然保育認証制度」を推進する。 併せて、自然体験活動に精通した保育従事者の育成等の取組の実施により、あらゆる子どもが、本県の豊かな自然の中で「遊びきる」機会を保证する環境を構築する。	子ども家庭部	子育て王国課
4(2)②ウ 幼児期までのこどもの育ちに必要な豊かな「遊びと体験」	30	拡充	ととりの文化芸術活動支援関係事業(鳥取県アートスタート活動支援事業補助金)	1,300	未就学児に作品や公演の鑑賞及び創作体験の機会を提供するアートスタート活動を支援し、子どもたちの豊かな感性と創造性を育む。	地域社会振興部	文化政策課
	31		保育サービス多様化促進事業	152,876	保護者の勤務形態の多様化、核家族化の進行、特別な支援を必要とする児童の増加などに伴う様々な保育需要に柔軟に対応することにより、安心して子どもを生み育てやすい環境を整備するとともに、児童の福祉の向上を図る。	子ども家庭部	子育て王国課
4(2)②オ 病児・病後児保育の充実	32		病児・病後児保育普及促進事業	19,894	保護者が働きながら安心して子育てができる環境づくりを進めるため、病児・病後児保育施設の施設整備を支援するとともに、病児・病後児保育施設が抱える課題に対して県独自に財政支援を行うことにより、県内の病児・病後児保育体制の拡充・強化を図る。	子ども家庭部	子育て王国課
	(24)		幼児教育推進体制の充実・活用強化事業(再掲)	(4,405)	義務教育以降の学びの基礎となる質の高い幼児教育の全県展開のために、「鳥取県幼児教育振興プログラム(第2次改訂版)」等を周知・活用し、幼稚園・認定こども園・保育所等の教職員の指導力向上と小学校教育との連携・接続推進を図る。また、県幼児教育センターの拠点機能を強化し、市町村・私立園設置者、小学校等における課題解決に向けた幼児教育及び小学校教育現場の取組を支援する。	教育委員会	小中学校課
4(3)①ア 基本的な生活習慣の形成	33		食育地域ネットワーク強化事業	498	食育関係者が各圏域で取組や課題を話し合う場を設けることで、食育活動の地域への定着と食育実践者同士のネットワーク強化を図る。	福祉保健部	健康政策課
	34		「食の応援団」支援事業	4,419	「健康づくり文化創造プラン」に定める栄養・食生活分野及び「鳥取県食育推進計画」の目標を達成するための取組を行う団体に対して県が助成する。(子どものための食育教室「おやつに野菜を！」)	福祉保健部	健康政策課
	35		未来とっとりこわくわく大作戦～心とからだいきいきキャンペーン～	1,000	鳥取県教育振興基本計画の基本理念を実現するための基盤となる『自己肯定感』を育むため、子どもたちに身に付けてほしい「4つの力と姿勢」の育成を目指して「未来とっとりこわくわく大作戦」を実施する。また、「未来とっとりこわくわく大作戦」の中で子どもたちの望ましい生活習慣の定着に向けた啓発運動「心とからだ いきいきキャンペーン」を実施する。	教育委員会	教育総務課
	36		学校給食・食育推進事業	347	栄養教諭、学校栄養職員の資質向上を図る研修会や、指導用教材の作成、県立学校への専門家派遣などを通じて、児童生徒への食に関する指導を充実させることにより、学校における食育を推進するとともに、地産地消の推進を図る。	教育委員会	体育保健課
4(3)①イ 命、健康、性、妊娠・出産に関する知識の普及、相談支援の充実	37		児童生徒健康問題対策事業	1,684	がん教育や心や性の健康問題について、教職員への研修会などを通して教職員の指導力向上に努めるとともに、医師や助産師の専門家を学校に派遣し、指導体制の充実を図る。	教育委員会	体育保健課
	(3)	拡充	健やかな妊娠・出産のための応援事業(再掲)	(20,611)	地域で切れ目のない妊娠・出産支援の強化を進めるとともに、心身に関する相談の受付や正しい知識の普及を行い、安心・安全な妊娠・出産支援の充実を図る。 ・【拡充】助産師への電話・メール・LINE相談事業 ・地域の助産所等による妊産婦への寄り添い支援事業 ・とっとり妊娠SOS相談体制整備事業 ・性と健康の相談センター事業 ・思春期ピアカウンセラー活動支援事業 ・【拡充】描こう！ライフプラン出前講座事業 ・新米パパに贈る子育て教室	子ども家庭部	家庭支援課
4(3)①ウ 子どもが権利の主体であることの理解促進	(1)		シン・子育て王国とっとり推進事業(再掲)	(24,563)	平成22年9月に建国宣言した「子育て王国鳥取県」の実現に向け、地域みんなで子育てを支える機運の醸成を図るとともに、各種施策を実施する。 ・「子育て王国鳥取県」の広報・普及啓発 ・子ども専用ウェブサイト(キッズポートトリ)の管理運営、子育て応援パスポートの電子化、アプリ運用による情報発信の強化等 ・子育て応援ガイドブックの更新 ・学生等を対象とした出前講座の実施等による鳥取県の子育て環境の周知 ・子育て王国とっとり会議の開催	子ども家庭部	子育て王国課

区分	番号	新規 拡充	事業名	予算額	事業概要	部等	担当課
4(3)①エ 運動意欲の増進、体力づくり	38		競技力向上対策事業(ジュニア期の競技力向上対策)	110,314	本県中学生・高校生等のジュニア期の競技者が、国内外の大会で活躍できるよう、競技者や指導者の育成・支援を行う。また、幼児期の運動能力向上のための取組を行う。	地域社会振興部スポーツ振興局	スポーツ課
	39	新規	2033国スポ・全スポから世界へ！競技力強化プロジェクト事業	16,023	2033年に本県で開催される鳥取国スポ・全スポ及び今後のオリパラを見据え、ジュニア世代を中心とした選手育成及び優秀な指導者育成のための環境整備等を進める。	地域社会振興部スポーツ振興局	スポーツ課
	40		いざ世界の大舞台へ！トップアスリート強化支援事業	31,800	(1)本県ゆかりの日本代表選手が、パリオリンピック・パラリンピックに出場する為に強化に必要な費用を支援する。 (2)本県ゆかりの競技者及び指導者に対して、日本代表として国際大会へ参加した場合の遠征費を支援するとともに、世界的に優秀な指導者や元オリンピック選手等を招聘するための経費を支援する。	地域社会振興部スポーツ振興局	スポーツ課
	41		子どもの体力向上推進プロジェクト事業	2,387	子どもの体力・運動能力が低下、二極化の傾向にある鳥取県の課題を解決し、運動の習慣化及び体力の向上を図るため、学校や地域における支援を行うとともに、その成果を県内に普及し、学校、地域での体力向上の取組を推進する。	教育委員会	体育保健課
4(3)①オ 遊びや体験活動の推進	42		「鳥取県の文化財」情報発信事業	5,827	文化財の展示会や見学会、職員による出前講座や講演会などによる情報発信を行う。	地域社会振興部文化財局	文化財課
	43		「とっとり誇り」文化遺産活用推進事業	4,441	・国・県指定無形文化財保持者・保持団体を講師とした体験学習「ふるさと未来創造工房」を開催する。 ・学校教育の中でふるさとの文化財を活用した学習活動等への支援(「本物に触れる～ふるさとの文化財を学ぶ知楽塾～」)を行う。	地域社会振興部文化財局	文化財課
	44		「とっとり弥生の王国」知・楽・学事業	28,794	鳥取県が全国に誇る「妻木晩田遺跡」「青谷上寺地遺跡」の価値と魅力を多くの方に知っていただくため、両遺跡を「とっとり弥生の王国」として一体的に情報発信するとともに、イベントやものづくり講座、シンポジウム、遺跡を活用した様々な体験活動を行う。	地域社会振興部文化財局	とっとり弥生の王国推進課
	45		文化芸術団体活動支援関係事業(芸術鑑賞教室開催補助金)	10,000	県内の高校・特別支援学校等の生徒を対象に、文化施設や学校の体育館などで優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供し、豊かな情操を培うとともに、健全な育成に貢献する。	地域社会振興部	文化政策課
	46		第22回鳥取県ジュニア美術展覧会開催事業	18,489	児童・生徒の創作作品を発表する場を提供することで、創作活動への意欲を高め、県内の青少年の文化芸術活動の振興を図る。	地域社会振興部	文化政策課
	(30)	拡充	ととりの文化芸術活動支援関係事業(鳥取県アートスタート活動支援事業補助金)(再掲)	(1,300)	未就学児に作品や公演の鑑賞及び創作体験の機会を提供するアートスタート活動を支援し、子どもたちの豊かな感性と創造性を育む。	地域社会振興部	文化政策課
	47		アートで花ひらく地域活性化事業(表現ワークショップ開催事業)	4,000	小・中・高校生を対象に演劇の手法を用いた表現ワークショップ(授業)を開催する県内演劇団体の取り組みを支援し、「思考力・判断力・表現力」を磨く。	地域社会振興部	文化政策課
	48	新規	第22回鳥取県総合芸術文化祭・とりアート2024開催事業(次世代育成事業)	4,500	若い世代の活動発表の場の提供や、子ども向けの鑑賞事業・ワークショップを実施する。	地域社会振興部	文化政策課
	49	新規	次代の文化芸術を担う輝く人材育成事業	7,050	子どもたちの文化活動の裾野の拡大・レベルアップに向けた支援を拡充するとともに、高い意欲や才能をもって取り組む子どもたちの活動や挑戦を支援する。	地域社会振興部	文化政策課
	50	新規	CATCH the STARミュージックコンテスト開催事業	3,500	さまざまな音楽活動を行う中、高校生が活動の成果を発表し、挑戦やステップアップにつながるミュージックコンテストを開催する。	地域社会振興部	文化政策課
	51		伝統芸能等支援事業	1,150	無形民俗文化財の保存伝承を図るため、保存団体の保存伝承活動への支援を行う。 ・中国・四国ブロック民俗芸能大会へ保存団体を派遣 ・後継者育成に尽力した団体の顕彰 ・後継者育成・用具整備・公開に対する助成 ・保護団体の現状把握と関係構築	地域社会振興部文化財局	文化財課
	52	拡充	地域学校協働活動推進事業	66,569	社会全体で子どもたちを育むために、公立学校に学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)を導入し、学校・家庭・地域の連携・協働体制を確立する。また、学校を核として地域住民等の参画や地域の特色を生かした事業を展開することで、地域全体で地域の将来を担う子どもたちを育成するとともに、学校を核とした地域づくりを推進する。	教育委員会	社会教育課
	53		県・市町村社会教育振興事業	2,045	地域の教育力を高め、県全体の社会教育の推進を図るため、人づくりつながりづくり・地域づくりの要となる、県・市町村の社会教育関係者の資質向上を図る。	教育委員会	社会教育課
	54		社会教育関係団体による地域づくり支援事業	4,685	社会教育関係団体の教育力を活用して、家庭・地域の教育力向上を促進するとともに、社会教育関係団体で活動する人材を育成するため補助を行う。	教育委員会	社会教育課
	55		児童養護施設等と連携した自然体験活動推進事業	452	児童養護施設及び母子生活支援施設と県立青少年社会教育施設等が連携し、児童養護施設等の希望や課題意識に応じた自然体験活動を実施する。	教育委員会	社会教育課
	56		本の大好きな子どもを育てるプロジェクト	1,391	子どもたちが、乳幼児期から自然に本に親しみ、言葉を学び、感性を磨き、人生をより深く生き力をつけるために、妊娠期の保護者等への啓発に取り組むとともに、子どもの読書に関わる人材の技能向上を図る。また、不読率(一ヶ月に一冊も本を読まない児童・生徒の割合)の改善のため、子どもたちが本を手に取り、読書の楽しさを体感できるような啓発に取り組む。	教育委員会	社会教育課
	57		豊かな心をはぐくむ子どもの読書応援事業(仕事とくらしに役立つ図書館推進事業の細事業)	240	乳幼児期からの子どもの読書推進を図るため、子どもたちに日常接する職員(公共図書館職員、幼稚園・保育所職員等)の研究や、市町村図書館児童図書部門の支援を行う。	教育委員会	図書館
	58	新規	シン・子育て王国とっとり本格始動事業	34,931	「シン・子育て王国とっとり」の本格始動に向け、子ども、若者、子育て当事者等から聴取した意見を踏まえて、地域における子育て環境の整備、及び県民全体の子育てへの機運醸成を図るため施策を実施する。 ・子育て世帯に子育て支援に関する情報を届けるためのアプリ改修 ・子育て当事者が気軽に立ち寄れる居場所づくり等の取組に係る「子育て応援市町村交付金」対象経費の拡充 ・民間施設の子育て応援駐車場の整備費用を支援する。 ・子育て世帯、これから出産・子育てに携わる方、企業・事業者等をターゲットとした、子育てに関する県民キャンペーンを実施。	子ども家庭部	子育て王国課
	59	新規	こどもの国アフター50周年魅力向上事業	65,914	令和5年5月5日に迎えた開園50周年を新たなスタートとして、現代の子どもたち、子育て世帯等に寄り添うため、既存遊具のリニューアルや屋内での子どもの遊び場を整備し、県内外の子どもたちが憩い楽しめる場所として更なる魅力向上を図り、こどもの国リピーターの拡大を目指す。 ・トレイン本体デザイン及び走行コースをリニューアルし、現代の子どもたちに合う遊具を整備 ・屋内で楽しく安全に遊ぶことができる遊具を整備	子ども家庭部	子育て王国課
4(3)①カ 安全・安心の通学環境	60		支え愛交通安全総合推進事業	10,129	交通事故のない地域社会を実現するため、関係機関、団体と連携を図りながら、県民への意識啓発など各種交通安全対策を推進する。	生活環境部	くらしの安心推進課
	61		犯罪のないまちづくり推進事業	2,673	県民の防犯意識を高め、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、通学路の見守り活動など地域の自主防犯活動の活性化、鍵かけ推進・万引き防止等の街頭広報活動、防犯リーダー研修会、防犯施設認定及び青色防犯バロール等の活動を推進する。	生活環境部	くらしの安心推進課
	62		学校安全対策事業	3,399	児童生徒が安全・安心な学校生活を送るために、学校の安全教育・安全管理及び学校・家庭・地域が連携した質の高い学校安全の取組を推進する。	教育委員会	体育保健課
4(3)①キ インターネット・SNSのトラブルから子どもたちを守るための対策と啓発	63		青少年育成推進事業	17,469	青少年問題協議会の開催、青少年育成鳥取県民会議への助成、青少年健全育成条例の運用及び啓発等を行うことにより、青少年の健全育成を推進するとともに、若者の自立を支援する。 ・青少年健全育成条例パンフレットの印刷・配布 ・SNSトラブル防止標語「とりからあげ」ポスターデザイン・動画コンテストの開催	子ども家庭部	家庭支援課
	64		子どもたちを守るためのネットバロール事業	1,091	インターネット上の誹謗中傷、犯罪被害等から子どもたちを守るため、インターネット上の児童生徒の書き込みに対する監視をNPO法人に委託する。	教育委員会	いじめ・不登校総合対策センター

区分	番号	新規 拡充	事業名	予算額	事業概要	部等	担当課
4(3)①ク 小児医療体制の充実	65		インターネットとの適切な接し方教育啓発推進事業	4,570	子どもたちがインターネットとの適切な接し方を身につけるには、学校だけでなく家庭や地域社会での取組が必要であることから、保護者と子どもたちに対し、民間(関係企業・団体等)と連携して電子メディア機器とのよりよい接し方についての教育啓発を図る。	教育委員会	社会教育課
	66	拡充	鳥取県小児救急電話24時間相談対応事業	29,885	24時間体制で、休日・夜間の小児の急な病氣、ケガ等について、すぐ受診すべきか様子を見るべきか等、判断に迷う保護者等からの相談に対し、医師又は、看護師が症状を電話で聴取(＃8000)し、その対処方法の助言等を行う。	福祉保健部	医療政策課
	67	新規	中山間地域を支える医療人材確保総合対策	45,694	中山間地域における医師をはじめとする医療人材を確保するため、地域の身近な医療提供体制の維持に向けて市町村が行う医師確保の取組の支援や、総合診療医の早期育成・確保に向けた対策の強化等を図る。	福祉保健部	医療政策課
	68		医師確保奨学金貸付事業	294,360	全国的に医師不足が問題となる中で、本県の医療を担う人材を養成・確保するため、鳥取大学医学部等の医学生に対して、奨学金の貸与を行うことにより、卒業後の県内定着の促進を図る。	福祉保健部	医療政策課
	69		看護職員修学資金等貸付事業	680,892	県内に就業する看護職員、理学・作業療法士、言語聴覚士の確保のため、各養成施設等に在学している学生に対して修学上必要な資金の貸付を行う。	福祉保健部	医療政策課
4(3)①ケ 互いに支え合う関係づくり、地域コミュニティによる子どもの育成	70		子ども会活性化事業「子ども王国わくわく体験隊事業」	2,409	県内の子ども会活動の活性化につなげるため、集団活動、体験活動、子ども会の会員同士の交流を図る全県的なイベントを開催するほか、子ども会の取組を次世代につなげていくための情報共有・意見交換を行い、活動の更なる充実に繋げられるネットワークづくりを推進する。	子ども家庭部	家庭支援課
	71		レクリエーション活動支援事業	1,752	レクリエーションを県民・地域に普及・定着させ、県民の豊かな余暇活動を推進するため、全県的な活動を行う鳥取県レクリエーション協会が行う事業に対し補助を行う。	子ども家庭部	家庭支援課
	72	拡充	特別支援学校における学校運営協議会制度推進事業	1,523	学校運営協議会制度の充実、地域学校協働活動の推進に向けて、各学校の支援を行う。	教育委員会	特別支援教育課
	73	拡充	地域に根差した魅力ある学校づくり推進事業	40,828	・生徒数の減少が進む中山間地域の高校において、地域と連携しながら、県内外の中学生が進学する際の選択肢となるような特色ある学校づくりを進める。併せて、「令和新时代の県立高等学校教育の在り方に関する基本方針(令和8年度～令和17年度)」に基づき、実施計画(基本計画)を策定する。 ・地域住民や保護者等が学校運営に直接参画して学校の目標やビジョンを共有し、学校と一体となって子どもたちを育み、支援するための学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の導入を進める。	教育委員会	高等学校課
	(52)	拡充	地域学校協働活動推進事業(再掲)	(66,569)	社会全体で子どもたちを育むために、公立学校に学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)を導入し、学校・家庭・地域の連携・協働体制を確立する。また、学校を核として地域住民等の参画や地域の特色を生かした事業を展開することで、地域全体で地域の将来を担う子どもたちを育成するとともに、学校を核とした地域づくりを推進する。	教育委員会	社会教育課
	(53)		県・市町村社会教育振興事業(再掲)	(2,045)	地域の教育力を高め、県全体の社会教育の推進を図るため、人づくり・つながりづくり・地域づくりの要となる、県・市町村の社会教育関係者の資質向上を図る。	教育委員会	社会教育課
	(54)		社会教育関係団体による地域づくり支援事業(再掲)	(4,685)	社会教育関係団体の教育力を活用して、家庭・地域の教育力向上を促進するとともに、社会教育関係団体で活動する人材を育成するため補助を行う。	教育委員会	社会教育課
	74	拡充	ICT環境整備事業	1,207,664	県立学校において、インターネットや情報機器を積極的に活用した授業を展開できるよう、各教室や情報処理室等にパソコン、プロジェクター等の情報環境を整備する。 また、県内公立学校の情報教育や情報共有のインフラ基盤である教育情報通信ネットワーク(Torikyo-NET)において、安定したインターネット環境、メールサービス等の提供ができるよう整備・充実を図るとともに、情報漏洩の防止やサイバー攻撃からの防御のため、仮想環境に係るネットワーク・機器等の運用管理を行う。	教育委員会	教育センター
4(3)② 児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実	75		GIGAスクール運営支援センター事業	4,147	県内の自治体間の端末活用状況などの格差を埋めるために、新たにGIGAスクール推進協議会を設置し、市町村と連携しながら県全体の更なる子どもの学びのDX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進する。 また、令和4年度に開設した「GIGAスクール運営支援センター(ヘルプデスク)」の支援対象を一部市町村へ適用することで県全体の底上げを図りつつ、強固な支援体制を構築する。	教育委員会	教育センター
	76	拡充	学びの改革推進総合プロジェクト	118,122	全国学力・学習状況調査、とっとり学力・学習状況調査、英語教育実施状況調査及び英検IBA等で明らかになった学力等の課題解決に向けて、学力の伸びや非認知能力との関連性などデータに基づいた分析を行い、個々の児童生徒や学校の状況に応じた授業改善や児童生徒の英語によるコミュニケーション能力を向上させるため、市町村教育委員会と一体となった学力向上等の施策を進め、鳥取県ならではの一人一人を丁寧に見取り、確実に伸ばす教育を推進する。	教育委員会	小中学校課
	77		DXを駆使した学力向上事業	8,430	GIGAスクール構想がスタートして5年目となり、引き続き、今までの教育実践とICTのベストミックスを図り、教師・児童生徒の力を最大限に引き出すようなICTの効果的な活用を推進するとともに、デジタル技術とデータを活用して、知見の共有と新たな教育価値の創出を目指す。また、令和6年度からの全国学力・学習状況調査のCBT化への円滑な移行を目指すとともに、デジタル教科書の活用等をはじめとする教育DXを市町村(学校組合)教育委員会と連携し推進する。 ※CBT(Computer Based Testing)：コンピュータ使用型調査	教育委員会	小中学校課
	78		探究的な学び推進事業	2,220	「学力の3要素」を高校教育で確実に育成し、大学教育で更なる伸長を図るため高大接続改革が行われている。それに対応するために高校教育では、「主体的・対話的で深い学び」を実現するためにアクティブ・ラーニング型授業の推進を図り、生徒の「協働して学ぶ態度」を育むとともに、探究的な学習活動の充実を図ることで生徒の「思考力・判断力・表現力」を伸長する。 ※学力の3要素「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」	教育委員会	高等学校課
	79		高等教育機関と連携した学力向上事業	5,387	生徒の学力向上を図るために、生徒同士が互いに刺激を受け切磋琢磨することで、進路実現に向けての学習意欲や日々の学習効果を高めることなどをねらいとした、学校の枠を超えた連携・協働事業の実施を支援する。また、先端技術や各教科に関する専門分野の優れた知識・技能を有する大学教員を各教科の一部の領域を享受する講師として招聘する。 ・学校連携チャレンジ・サポート事業 ・「科学の甲子園」鳥取県大会 ・県立高校・大学教員交流事業 ・エネルギー教育支援事業	教育委員会	高等学校課
	80	新規	つながる ひろがる 高校魅力充実事業	11,122	生徒数減少が進む中山間地域の高校について、地域と連携しながらそれぞれの魅力・特色の充実、向上を図るとともに、地元自治体等、地域と協働して県外生徒等を受け入れるための住環境を整備することで、県立高校への入学者を増加させ学校規模を維持するとともに、学校、地域の魅力化、活性化を図る。また、専門高校、総合学科高校についての魅力を発信し、入学者を増加させるとともに、地域産業の担い手を育成する。	教育委員会	高等学校課
	81		国際バカロレア推進事業	24,272	世界に通用する論理的思考力や表現力、コミュニケーション能力などが身につけられることで国内外から高い評価を得ている国際バカロレア(IB)教育を導入した倉吉東高校に令和5年度に一期生が入学し、令和6年度から授業が本格的にスタートするため、引き続き学習環境の整備及び指導する人材の育成を進めるとともに、県内外に向けて倉吉東高校IB教育の認知を広げるために広報活動等を行う。	教育委員会	高等学校課
	82	拡充	ICT活用推進事業	26,302	専門家を招いた授業等でのICT活用に係る研修等をおとして、教員のICT活用能力の向上を図り、授業の質的向上や個別最適化された学びを全県立高校に広める。また、県内どの地域のどの校種の学校においても多様で質の高い教育が展開できる環境構築するために遠隔授業が行える環境を構築する。	教育委員会	高等学校課
4(3)③ 子どもの居場所づくり	(2)		教育相談事業	(2,058)	幼児・児童・生徒等の教育上の様々な課題に関する保護者、本人、学校・園関係者等からの相談について、指導主事、相談員及び専門指導員が個別のニーズに応じた支援・指導を行う。加えて、幼児支援を終了した小学生に対して、必要に応じて、読み書きに対する個別支援プログラムを行う。また、専門医による教育相談会を毎月実施する。	教育委員会	いじめ・不登校総合対策センター
	83		放課後児童クラブ設置促進事業	28,870	仕事と子育ての両立を支援するため、昼間保護者のいない家庭の児童を預かる放課後児童クラブの運営費、放課後児童クラブを実施するために必要な設備の整備等に係る費用について、市町村に対して助成を行う。また、指導員を対象とした研修会を開催する。	子ども家庭部	子育て王国課

区分	番号	新規 拡充	事業名	予算額	事業概要	部等	担当課		
	84	拡充	子どもの貧困対策総合支援事業	28,321	鳥取県子どもの貧困対策推進計画(第二期)に基づき、地域の実情に応じた子どもの居場所づくりや学習支援事業の充実に取り組む市町村等を支援する。 ・【拡充】子どもの居場所づくり事業補助金(新たに備品更新を支援するとともに、長期休暇期間中の開設日数増等に対応できるよう運営費の算定基準を緩和) ・とっとり子どもの居場所ネットワーク活動支援事業補助金 ・学習支援充実事業補助金	子ども家庭部	家庭支援課		
	85		子どもと家庭の生活・相談支援拠点サポート事業	38,805	家庭や学校に居場所がない学齢期以降の子どもやその世帯を総合的に支援することを目的として、生活習慣の形成や学習支援、進路等の相談支援、食事の提供に加えて、教員資格などを有する専門職を配置して、子ども・家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行なう子どもの居場所づくりに取り組む市町村に対して、運営経費を助成する。	子ども家庭部	家庭支援課		
	86	新規	子ども食堂運営費高騰対策支援事業	1,870	物価高騰の影響を受けている子どもの居場所(子ども食堂)に対して、光熱水費や食材料費の引上げにより上昇した運営費の一部を支援することにより、子ども食堂の運営を支援する。	子ども家庭部	家庭支援課		
	(52)	拡充	地域学校協働活動推進事業(再掲)	(66,569)	社会全体で子どもたちを育むために、公立学校に学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)を導入し、学校・家庭・地域の連携・協働体制を確立する。また、学校を核として地域住民等の参画や地域の特色を生かした事業を展開することで、地域全体で地域の将来を担う子どもたちを育成するとともに、学校を核とした地域づくりを推進する。	教育委員会	社会教育課		
	(53)		県・市町村社会教育振興事業(再掲)	(2,045)	地域の教育力を高め、県全体の社会教育の推進を図るため、人づくり・つながりづくり・地域づくりの要となる、県・市町村の社会教育関係者の資質向上を図る。	教育委員会	社会教育課		
	(54)		社会教育関係団体による地域づくり支援事業(再掲)	(4,685)	社会教育関係団体の教育力を活用して、家庭・地域の教育力向上を促進するとともに、社会教育関係団体で活動する人材を育成するため補助を行う。	教育委員会	社会教育課		
	87		・サポートの必要な家庭 援・居場所としての図書館 活用推進(仕事とくらしに役 立つ図書館推進事業の細 事業)(再掲)	97	経済的に困窮する家庭やひとり親家庭などのサポートを必要とする家庭を、図書館の「資料」や「場」の活用を通じて支援する。 あわせて、支援団体や関係機関と図書館との連携を推進する。 また、県内市町村立図書館や学校図書館と連携して、図書館の取組をサポートの必要な人へ届けるとともに、本を読むだけではない「居場所」としての図書館の可能性を追求する。	教育委員会	図書館		
	(5)	新規	シン・子育て王国とっとり本格始動事業(再掲)	(34,931)	「シン・子育て王国とっとり」の本格始動に向け、子ども、若者、子育て当事者等から聴取した意見を踏まえて、地域における子育て環境の整備、及び県民全体の子育てへの機運醸成を図るため施策を実施する。 ・子育て世帯に子育て支援に関する情報を届けるためのアプリ改修 ・子育て当事者が気軽に立ち寄れる居場所づくり等の取組に係る「子育て応援市町村交付金」対象経費の拡充 ・民間施設の子育て応援駐車場の整備費用を支援する。 ・子育て世帯、これから出産・子育てに携わる方、企業・事業者等をターゲティングとした、子育てに関する県民キャンペーンを実施。	子ども家庭部	子育て王国課		
	4(3)④		いじめ防止、こころのケアの充実	88	中学校スクールカウンセラー配置	145,299	不登校や問題行動等の改善を図るため、中学校に臨床心理士等をスクールカウンセラーとして配置する。中学校に配置したスクールカウンセラーは校区小学校の相談にも対応する。 ・56名(会計年度任用職員)	教育委員会	教育人材開発課
	89		高等学校スクールカウンセラー、教育相談員配置	19,339	いじめ、不登校、中途退学等の問題行動等の諸課題に対して、臨床心理士資格を有する教育相談員、臨床心理士等によるスクールカウンセラーを学校に配置し、全県立高等学校におけるカウンセリング体制の充実を図る。 ・12名(会計年度任用職員) ・配置校:全日制8校、定時制4校	教育委員会	教育人材開発課		
	90		高等学校スクールソーシャルワーカー配置	26,927	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、生徒のおかれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の充実を図る。 ・5名(会計年度任用職員) ・配置校:東部・西部に各2名(鳥取緑風高校、米子白鳳高校等、私立学校への支援も行う)、中部1名(倉吉東高校)	教育委員会	教育人材開発課		
	91		特別支援学校スクールカウンセラー配置	5,570	精神的な課題や不安等を抱えた児童生徒及びその保護者の精神的ケア、相談に対応するため、全県立特別支援学校に専門的な知見を有するカウンセラーを配置し、教育相談の支援を行う。 ・9名(会計年度任用職員)	教育委員会	教育人材開発課		
	92		特別支援学校スクールソーシャルワーカー配置	16,318	児童生徒の貧困、いじめ、不登校、中途退学等の課題に対応するため、スクールソーシャルワーカーを各圏域ごとに配置し、全県立特別支援学校への教育相談の支援を行う。 ・3名(会計年度任用職員)	教育委員会	教育人材開発課		
	93	拡充	いじめ防止対策推進事業	12,883	いじめ防止対策の推進のため、関係機関・団体と連携、重大事態への対応、いじめ問題の解決にあたる学校等への支援、相談窓口の充実、児童生徒がいじめ問題について考える取組への支援等を行う。学校の生徒指導担当者等を対象にした全県研修を行うとともに、校長会等で学校における校内研修を促すなど、教職員研修等の充実を図る。	教育委員会	いじめ・不登校総合対策センター		
	94	拡充	スクールソーシャルワーカー活用事業	77,941	社会福祉の専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカーの市町村教育委員会への配置を支援(市町村事業への補助)し、複雑化する家庭環境を背景にした児童生徒が抱える課題への対応の充実を図るとともに、県においてスクールソーシャルワーカーの資質向上のための研修を行う。また、スーパーバイザーによる支援を行う。 (スクールソーシャルワーカーの主な業務内容) ・ケース会議のための事前調整やケースのアセスメントと課題解決に向けてのプランニングへの支援 ・様々な課題を抱える児童生徒と児童生徒の置かれた環境への働きかけ ・関係機関とのネットワークの構築、連携・調整 ・困難事例や自然災害、突発的な事件・事故が発生した際の援助	教育委員会	いじめ・不登校総合対策センター		
	4(3)⑤		不登校の子どもへの支援	(88)	中学校スクールカウンセラー配置	(145,299)	不登校や問題行動等の改善を図るため、中学校に臨床心理士等をスクールカウンセラーとして配置する。中学校に配置したスクールカウンセラーは校区小学校の相談にも対応する。 ・56名(会計年度任用職員)	教育委員会	教育人材開発課
	(89)		高等学校スクールカウンセラー、教育相談員配置	(19,339)	いじめ、不登校、中途退学等の問題行動等の諸課題に対して、臨床心理士資格を有する教育相談員、臨床心理士等によるスクールカウンセラーを学校に配置し、全県立高等学校におけるカウンセリング体制の充実を図る。 ・12名(会計年度任用職員) ・配置校:全日制8校、定時制4校	教育委員会	教育人材開発課		
	(90)		高等学校スクールソーシャルワーカー配置(再掲)	(26,927)	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、生徒のおかれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の充実を図る。 ・5名(会計年度任用職員) ・配置校:東部・西部に各2名(鳥取緑風高校、米子白鳳高校等、私立学校への支援も行う)、中部1名(倉吉東高校)	教育委員会	教育人材開発課		
	(91)		特別支援学校スクールカウンセラー配置	(5,570)	精神的な課題や不安等を抱えた児童生徒及びその保護者の精神的ケア、相談に対応するため、全県立特別支援学校に専門的な知見を有するカウンセラーを配置し、教育相談の支援を行う。 ・9名(会計年度任用職員)	教育委員会	教育人材開発課		
	(92)		特別支援学校スクールソーシャルワーカー配置	(16,318)	児童生徒の貧困、いじめ、不登校、中途退学等の課題に対応するため、スクールソーシャルワーカーを各圏域ごとに配置し、全県立特別支援学校への教育相談の支援を行う。 ・3名(会計年度任用職員)	教育委員会	教育人材開発課		
	(94)	拡充	スクールソーシャルワーカー活用事業(再掲)	(77,941)	社会福祉の専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカーの市町村教育委員会への配置を支援(市町村事業への補助)し、複雑化する家庭環境を背景にした児童生徒が抱える課題への対応の充実を図るとともに、県においてスクールソーシャルワーカーの資質向上のための研修を行う。また、スーパーバイザーによる支援を行う。 (スクールソーシャルワーカーの主な業務内容) ・ケース会議のための事前調整やケースのアセスメントと課題解決に向けてのプランニングへの支援 ・様々な課題を抱える児童生徒と児童生徒の置かれた環境への働きかけ ・関係機関とのネットワークの構築、連携・調整 ・困難事例や自然災害、突発的な事件・事故が発生した際の援助	教育委員会	いじめ・不登校総合対策センター		

区分	番号	新規 拡充	事業名	予算額	事業概要	部等	担当課
	95		不登校児童生徒のつながり・学びの充実推進事業	8,916	不登校児童生徒の居場所と学びの場を確保し、教室以外の場に居場所を求めたり、学びたいと思ったりしたときに、安心できる居場所や個別最適な学びにアクセスしやすくなる支援体制を整える。また、全ての児童生徒の心の小さなSOSを見逃さず、安心して学校生活を通わせるよう「チーム学校」による支援体制を強化する。	教育委員会	いじめ・不登校総合対策センター
4(3)⑤イ 学校以外の学ぶ環境の受け皿づくりの充実	96	拡充	不登校対策事業	23,719	不登校児童生徒に対する教育の機会を確保するため、フリースクールを運営する事業者を支援するとともに、家庭の経済状況にかかわらず、義務教育段階にある児童生徒の学びや成長を保障するため、フリースクール等に通う児童生徒の通所費用等に対して支援を行う。	子ども家庭部	総合教育推進課
	97	新規	学習端末を活用した不登校未然防止対策事業	11,385	不登校の未然防止につなげるため、GIGAスクール構想で整備された児童生使用端末から日々入力される各種教育データを効果的に活用し、児童生徒の日々の心と体の変化を把握するとともに、早期に児童生徒理解に基づく適切な支援や教育の質的向上に向けた今後の学校教育環境整備につながるモデルを構築する。	教育委員会	教育センター
4(3)⑤ウ 高校中退者への支援	(89)		高等学校スクールカウンセラー、教育相談員配置(再掲)	(19,339)	いじめ、不登校、中途退学等の問題行動等の諸課題に対して、臨床心理士資格を有する教育相談員、臨床心理士等によるスクールカウンセラーを学校に配置し、全県立高等学校におけるカウンセリング体制の充実を図る。 ・12名(全日制8校、定時制4校)	教育委員会	教育人材開発課
4(4)①ア 若者の自立に向けた支援	(1)		子育て王国とっとり推進事業(再掲)	(24,563)	平成22年9月に建国宣言した「子育て王国鳥取県」の実現に向け、地域みんなで子育てを支える機運の醸成を図るとともに、各種施策を実施する。 ・「子育て王国鳥取県」の広報・普及啓発 ・子ども専用ウェブサイト(キッズपोर्टットリ)の管理運営、子育て応援パスポートの電子化、アプリ運用による情報発信の強化等 ・子育て応援ガイドブックの更新 ・学生等を対象とした出前講座の実施等による鳥取県の子育て環境の周知 ・子育て王国とっとり会議の開催	子ども家庭部	子育て王国課
	98	拡充	困難を抱える若者を取り残さない支援体制構築事業(再掲)	(519)	鳥取県若者自立応援ネットワーク会議に実務者会議を設置し、様々な困難を抱える若者を取り残さないための体制構築に向けた検討会等を実施する。	子ども家庭部	家庭支援課
	99	新規	消費者教育推進事業	10,595	大学等において「くらしの経済・法律講座」を開催し、若年者に対する体系的かつ継続的な消費者教育を実施する。また、消費生活相談窓口・消費者ホットラインの認知度向上に向け、デジタルサイネージやYouTube、新聞紙面を活用した広報を実施する。	生活環境部	消費生活センター
4(4)①イ 雇用機会の確保、若年者の早期就職・職場定着の支援	100		鳥取県未来人材育成奨学金支援事業	74,809	県と産業界が協力して基金を設置し、県内に就職する大学生等の奨学金の返還を助成し、IUターン並びに産業人材の確保を促進する。	輝く鳥取創造本部	人口減少社会対策課
	101		鳥取県立(鳥取・倉吉・米子・境港)ハローワーク管理運営事業	73,949	県の「産業施策」「雇用政策」「移住施策」と一体となった求人・求職支援により、「若者」「女性」「中高年者」の活躍推進、「IUターン就職」「企業サポート」などの地域の課題解決に向けた求人・求職マッチングを行う。また、子育てと仕事の両立を支援するため、市町の福祉施設等で、子育て応援出張相談を開催する。	商工労働部	県立鳥取ハローワーク 県立倉吉ハローワーク 県立米子ハローワーク 県立境港ハローワーク
	102		県立ハローワーク「キャリアデザインLab(ラボ)」設置事業	13,522	鳥取県立ハローワーク(鳥取・倉吉・米子)内に「キャリアデザインLab(ラボ)」を設置して、支援対象者(求職相談者)に対して就労意欲醸成のためのキャリア形成支援、リスキリング支援を行い、多様な人材を新たな労働力として就職へつなげていく。	商工労働部	県立鳥取ハローワーク
	103		若者サポートステーション運営事業	22,566	他者とのコミュニケーションがうまく取れない若者、人間関係の悩みを抱える若者等、通常の就職相談だけでは就職が困難な若者の就業意欲・就職率の向上を図るために、国が委託設置している「鳥取県地域若者サポートステーション」に対し、事業の一部を上乗せし委託する。	商工労働部	県立鳥取ハローワーク
4(4)②ア 結婚を望む方の出会いから結婚までを応援	104	拡充	とっとり婚活応援プロジェクト事業	34,682	未婚化・晩婚化が少子化の一因と言われる中、結婚を望む方が早期に自らの望む形で成婚へとつながられるよう、出会いから交際までを総合的に支援する。 ・とっとり出会いサポート事業(えんトリーの運営、縁結びナビゲーターによるお相手紹介) ・結婚支援コンシェルジュ配置事業 ・婚活イベント開催助成事業(民間事業者向け補助金) ・結婚に向けた出会いの機会等創出事業(市町村向け補助金) ・婚活イベント情報メール配信事業 ・仲人への成果報酬補助	子ども家庭部	子育て王国課
	105	新規	カップル倍増プロジェクトVer02推進事業	10,966	マッチングアプリに代表される新たな形態の婚活サービスとの連携を図るとともに、若者のニーズの沿ったこれまでにない全く新しい切り口から出会い結婚支援を図り、カップル倍増プロジェクトを一層促進する。 ・民間のマッチングアプリとの連携 ・若者ニーズに対応した出会い方バージョンアップ事業 ・メタバースを活用した婚活イベントの実施	子ども家庭部	子育て王国課
5 子育て当事者への支援							
5(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	106		就学援助制度(要保護・準要保護)	—	経済的理由により就学が困難であると認められる学齢児童生徒の保護者に対し、市町村が就学に要する諸経費を援助する。 【要保護者】生活保護法に規定する要保護者 【準要保護者】市町村教育委員会が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者 【対象品目】学用品費、体育実技用具費、新入児童生徒学用品費等、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、医療費、学校給食費、卒業アルバム代等、オンライン学習通信費	教育委員会	小中学校課
5(1)① 医療費の負担軽減	107	拡充	「シン・子育て王国とっとり」こどもの医療費完全無償化事業	1,177,830	子育て世帯の経済的負担を一層軽減するため、市町村と協働して子どもの医療費完全無償化を実施する。	子ども家庭部	家庭支援課
5(1)② 保育料の無償化	108		保育料無償化等子育て支援事業	250,587	子どもを生み育てやすい環境を整備し、出生率及び出生数の向上を促進するため、保育料の無償化等を行い保護者負担の軽減を行う市町村に対し助成を行う。	子ども家庭部	子育て王国課
	109		子ども・子育て支援施設等利用費負担金	34,844	令和元年10月から実施されている幼児教育・保育無償化にともない、新たに無償化の対象となった私立幼稚園(新制度未移行園)及び認可外保育施設等について、当該対象施設を利用した際に要する費用の一部を県が負担する。	子ども家庭部	子育て王国課
5(1)③ 在宅育児世帯への支援	110	拡充	子育て支援市町村応援事業(子育て応援市町村交付金、おうちで子育てサポート事業)	75,615	子育て支援を総合的に推進するため、地域の実情に応じ、主体的に子育て応援・子育て環境づくり(ネウボラ)等に取り組む市町村に対し、財政支援を行う。	子ども家庭部	子育て王国課
5(1)④ 高校生等奨学給付金、奨学金貸与、就学支援等	111	拡充	私立学校教育振興補助金	1,972,780	私立学校の教育条件の維持向上、保護者の教育費負担の軽減及び学校経営の安定化を図るとともに、各私立学校の特色のある活動を支援する。	子ども家庭部	総合教育推進課
	112		私立高等学校等就学支援金等支給事業	1,343,913	家庭の状況にかかわらず、全ての中学生・高校生等が安心して勉学に打ち込める環境を作るため、国の「高等学校等就学支援金」とともに、県独自の「総合支援金」「私立中学校就学支援金」等を支給し、家庭の教育費負担を軽減する。	子ども家庭部	総合教育推進課
	113		就学奨励費	93,968	特別支援学校に就学する幼児・児童・生徒の保護者等に対し、就学に必要な経費の全部又は一部を助成し、保護者等の経済的負担軽減を図る。	教育委員会	特別支援教育課
	114		公立高等学校就学支援事業	976,051	県立高校に在籍する生徒に対して、授業料と同額の「高等学校等就学支援金」を支給し、教育費負担軽減を図る。 また、高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、法律上の就学支援金支給期間である36月(定時制・通信制は48月)の経過後も、卒業するまでの間の最長1年間(定時制・通信制は最長2年間)、一定の条件のもと、継続して授業料の支援を行う。	教育委員会	高等学校課
	115		教科書等給付費(定時制通信制教育振興費の細事業)	287	定時制課程及び通信制課程に在学する生徒のうち、一定の条件を満たす者(90日以上勤務、授業料減免相当に該当)に対し、教科書及び学習書の購入費を支援する。	教育委員会	高等学校課

区分	番号	新規 拡充	事業名	予算額	事業概要	部等	担当課
	116		高校生等奨学給付金事業	209,319	生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等が いる低所得世帯を対象に奨学のための給付金を給付する。 【対象】 ・道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯又は生活保護(生業扶助)受給世帯 ・保護者、親権者等が県内に在住 ・就学支援金支給対象である学校(高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校(1-3年 生)、専修学校高等課程等)に在学している者(特別支援学校高等部生徒を除く) 【援助内容】 ・授業料以外の教育費に充当	教育委員会	人権教育課
	117		高等学校定時制課程及び 通信制課程修学奨励金(育 英奨学事業の細事業)	1,680	高等学校定時制課程及び通信制課程に在学する勤労学生の修学を奨励するため、修学資金を 貸与する。	教育委員会	人権教育課
5(1)⑤ 高校生への通学 費助成	118		高校生等通学費助成事業	43,000	通学費用を理由に子どもたちが高等学校等で希望する学びをあきらめることがないよう、県内の 高等学校等へ通学する生徒に通学費を助成する市町村に支援を行う。	子ども家庭部	家庭支援課
5(1)⑥ 高等教育の奨学 金貸与・修学支援	119		高等学校等奨学資金、大 学等奨学資金 (育英奨学事業費(特別会 計)の細事業)	599,736	経済的理由により修学が困難である者に対し、奨学資金を貸与する。 ・大学等奨学資金 【対象】 ・県内に住所を有する者の子等で、経済的理由により修学が困難な者 ・高校2年時の学業の平均が3.0以上 【貸与額】国公立:月額45,000円、私立:月額54,000円 ・高等学校等奨学資金 【対象】県内に住所を有する者の子等で、経済的理由により修学が困難な者 【貸与額】国公立:月額18,000円、私立:30,000円(自宅通学の場合)	教育委員会	人権教育課
	120		大学等進学資金助成金(育 英奨学事業の細事業)	1,188	大学、専修学校等への進学に際して、金融機関から進学資金を借り入れた者に対して利子の一 部を助成する。	教育委員会	人権教育課
5(1)⑦ その他経済的負 担の軽減等	121		県営住宅の優先入居制度 【制度記載】	—	県営住宅の入居者の募集において、子育て世帯、母子・父子世帯、妊婦がいる世帯は優先入居 制度の対象としており、一般の入居希望者よりも優先して選考する取扱いを引き続き実施する。	生活環境部	住宅政策課
	122		住宅セーフティネット支援事 業	16,378	住宅確保要配慮者(低所得者等)の入居を拒まない民間賃貸住宅(セーフティネット住宅)の 登録促進及びセーフティネット専用住宅の改修や家賃低廉化に要する経費の一部を助成する市 町村を支援する。また、住宅確保要配慮者の居住の安定・確保に向け、あんしん賃貸支援事 業、家賃債務保証事業等を行う鳥取県居住支援協議会の活動を支援することにより、本県にお ける住宅セーフティネット環境の充実を図る。	生活環境部	住宅政策課
	123	拡充	子育て支援市町村応援事 業(子育て応援市町村交付 金、おうちで子育てサポ ート事業)	75,615	子育て支援を総合的に推進するため、地域の実情に応じて、主体的に子育て応援・子育て環境 づくり(ネウボラ)等に取り組む市町村に対し、財政支援を行う。	子ども家庭部	子育て王国課
	125		生活困窮者総合支援事業	70,621	生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を構築するとともに、生活 困窮者の経済的自立のみならず、日常生活や社会生活などにおける本人の状態に応じた自立 を総合的に支援する。また、市町村が行う生活困窮者の自立に向けた支援を県がサポートし生 活困窮者の生活再建を図る。 【生活困窮者を支える市町村の支援体制の充実】 ○市町村バックアップ事業 市町村に対して、生活困窮者自立支援制度に関する後方支援(養成研修・現任研修の実施、関 係機関とのネットワーク形成等)を行う。 【生活困窮者に対する支援】 ○生活困窮者自立支援事業 県が福祉事務所を設置する三朝町、大山町における生活困窮者自立支援法に基づく必須事業 (自立相談支援、住居確保給付金)及び任意事業(就労準備支援、家計改善支援、学習支援)を 実施する。 ○ファイナンシャルプランナーと連携した家計支援事業 生活困窮の未然防止策として、ファイナンシャルプランナーによる世代に応じた家計啓発セ ミナー及び個別相談等を実施する。 ○見舞金 県内の被保護者、母子生活支援施設入所者に対して、夏季に見舞金を支給する。 ○低所得者等に係る中間的就労支援推進事業 中間的就労事業所育成員が県全域の支援機関のニーズに応じた協力事業所の開拓や支援対 象者とのマッチングを行う。また、協力事業所が中間的就労支援の取組ノウハウを共有する等 により就労支援の推進を図る。	福祉保健部	孤独・孤立対策課
	126	新規	ミラ・クル・とっとり運動推進 事業	79,111	環境・子育て・福祉・防災・地域文化・まちづくり・農林水産・観光など、様々な活動分野の団体 がゆるやかにつながり、ネットワークを強化することで地域課題解決につながる新たな県民運動 「ミラ・クル・とっとり運動(鳥取県の未来が来る(ミラ・クル)のための運動)」を巻き起こすため、とつ とり県民活動活性化センターが主体となって「ミラ・クル・とっとりプラットフォーム」(NPO等の多様 な主体が繋がりあって交流できるネットワーク)を立ち上げるとともに、活動への助成や表彰等に より、活動の活性化と成功事例の横展開を図る。	輝く鳥取創造 本部	協働参画課
	127	新規	若者と共に! とつとりの未 来共創事業	26,222	地域課題の解決や地域力の再興・発展のため、若者の柔軟な発想力や若者目線での企画力 を取り入れたい地域側(地域づくり団体、住民自治組織)のニーズと、地域づくりに関心はあるが実 際に動くきっかけがない県内大学生等とのマッチングを図り、地域づくり活動の発展、地域づく りで活躍する若者の裾野の拡大を目指すとともに、将来の関係人口づくりにつなげる。	輝く鳥取創造 部	協働参画課
	128		持続可能な地域づくり団体 支援事業(ギフ鳥)	33,093	ふるさと納税の仕組みを活用し、支援者が地域づくり団体を指定して寄附した額の4/5を当該団 体に交付する。	輝く鳥取創造 部	協働参画課
5(2)① 地域の資源・人材 の活用	(1)		子育て王国とっとり推進事 業(再掲)	(24,563)	平成22年9月に建国宣言した「子育て王国鳥取県」の実現に向け、地域みんなで子育てを支える 機運の醸成を図るとともに、各種施策を実施する。 ・「子育て王国鳥取県」の広報・普及啓発 ・子ども専用ウェブサイト(キッズポータル)の管理運営、子育て応援パスポートの電子化、ア プリ運用による情報発信の強化等 ・子育て応援ガイドブックの更新 ・学生等を対象とした出前講座の実施等による鳥取県の子育て環境の周知 ・子育て王国とっとり会議の開催	子ども家庭部	子育て王国課
	(5)	新規	シン・子育て王国とっとり本 格始動事業	(34,931)	「シン・子育て王国とっとり」の本格始動に向け、子ども、若者、子育て当事者等から聴取した意 見を踏まえて、地域における子育て環境の整備、及び県民全体の子育てへの機運醸成を図るた め施策を実施する。 ・子育て世帯に子育て支援に関する情報を届けるためのアプリ改修 ・子育て当事者が気軽に立ち寄れる居場所づくり等の取組に係る「子育て応援市町村交付金」対 象経費の拡充 ・民間施設の子育て応援駐車場の整備費用を支援する。 ・子育て世帯、これから出産・子育てに携わる方、企業・事業者等をターゲットとした、子育て に関する県民キャンペーンを実施。	子ども家庭部	子育て王国課
	(59)	新規	こどもの国アフター50周年 魅力向上事業	65,914	令和5年5月5日に迎えた開園50周年を新たなスタートとして、現代の子どもたち、子育て世帯等 に寄り添うため、既存遊具のリニューアルや屋内での子どもの遊び場を整備し、県内外の子ども たちが憩い楽しめる場所として更なる魅力向上を図り、こどもの国リピーターの拡大を目指す。 ・トレイン本体デザイン及び走行コースをリニューアルし、現代の子どもたちに合う遊具を整備 ・屋内で楽しく安全に遊ぶことができる遊具を整備	子ども家庭部	子育て王国課
	(1)		子育て王国とっとり推進事 業(再掲)	(24,563)	平成22年9月に建国宣言した「子育て王国鳥取県」の実現に向け、地域みんなで子育てを支える 機運の醸成を図るとともに、各種施策を実施する。 ・「子育て王国鳥取県」の広報・普及啓発 ・子ども専用ウェブサイト(キッズポータル)の管理運営、子育て応援パスポートの電子化、ア プリ運用による情報発信の強化等 ・子育て応援ガイドブックの更新 ・学生等を対象とした出前講座の実施等による鳥取県の子育て環境の周知 ・子育て王国とっとり会議の開催	子ども家庭部	子育て王国課
5(2)② 企業、店舗等が行 う子育て家庭へのサービス の提供	129		とっとりUD施設普及推進事 業	18,973	建築物のバリアフリー化を推進するため、民間建築物のバリアフリー整備に係る経費について市 町村と協議して支援するとともに、とっとりUD(ユニバーサルデザイン)施設普及推進プログラ ムを促進することで、全ての人にとって利用しやすいUD施設の普及を図り、福祉のまちづくりを推 進する。	生活環境部	住宅政策課

区分	番号	新規 拡充	事業名	予算額	事業概要	部等	担当課
	(5)	新規	シン・子育て王国とっとり本格始動事業	(34,931)	「シン・子育て王国とっとり」の本格始動に向け、子ども、若者、子育て当事者等から聴取した意見を踏まえて、地域における子育て環境の整備、及び県民全体の子育てへの機運醸成を図るため施策を実施する。 ・子育て世帯に子育て支援に関する情報を届けるためのアプリ改修 ・子育て当事者が気軽に立ち寄れる居場所づくり等の取組に係る「子育て応援市町村交付金」対象経費の拡充 ・民間施設の子育て応援駐車場の整備費用を支援する。 ・子育て世帯、これから出産・子育てに携わる方、企業・事業者等をターゲットとした、子育てに関する県民キャンペーンを実施。	子ども家庭部	子育て王国課
5(2)③ 家庭教育の支援	130		とっとりふれあい家庭教育応援事業	8,748	核家族化、少子化等による地域のつながりの希薄化等により、家庭教育を支える環境が変化するとともに、児童虐待の増加など家庭をめぐる問題が複雑化しており、社会全体での支援の必要性が高まっているため、保護者が安心して子育て及び家庭教育が行えるよう、地域人材の育成及び研修、PTA研修会等への講師派遣等を行う。	教育委員会	社会教育課
5(2)④ 子育て当事者への情報の提供	(1)		子育て王国とっとり推進事業(再掲)	(24,563)	平成22年9月に建国宣言した「子育て王国鳥取県」の実現に向け、地域みんなで子育てを支える機運の醸成を図るとともに、各種施策を実施する。 ・「子育て王国鳥取県」の広報・普及啓発 ・子ども専用ウェブサイト(キッズポータル)の管理運営、子育て応援パスポートの電子化、アプリ運用による情報発信の強化等 ・子育て応援ガイドブックの更新 ・学生等を対象とした出前講座の実施等による鳥取県の子育て環境の周知 ・子育て王国とっとり会議の開催	子ども家庭部	子育て王国課
	131		図書館で「すくすく子育て」応援事業(仕事とくらしに役立つ図書館推進事業の細事業)	480	子連れで図書館に來館された方のための託児サービスを実施する。	教育委員会	図書館
	(5)	新規	シン・子育て王国とっとり本格始動事業	(34,931)	「シン・子育て王国とっとり」の本格始動に向け、子ども、若者、子育て当事者等から聴取した意見を踏まえて、地域における子育て環境の整備、及び県民全体の子育てへの機運醸成を図るため施策を実施する。 ・子育て世帯に子育て支援に関する情報を届けるためのアプリ改修 ・子育て当事者が気軽に立ち寄れる居場所づくり等の取組に係る「子育て応援市町村交付金」対象経費の拡充 ・民間施設の子育て応援駐車場の整備費用を支援する。 ・子育て世帯、これから出産・子育てに携わる方、企業・事業者等をターゲットとした、子育てに関する県民キャンペーンを実施。	子ども家庭部	子育て王国課
	132		当事者・家族等のピアサポート活動支援事業	3,000	ピアサポートの推進や自助グループの育成を図り心の連帯を拡げて孤立を解消するため、ピアサポートに取り組む県内団体に対し、立ち上げ経費、活動費を補助する。	福祉保健部	孤独・孤立対策課
5(3)① 男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	(3)	拡充	健やかな妊娠・出産のための応援事業(再掲)	(20,611)	地域で切れ目のない妊娠・出産支援の強化を進めるとともに、心身に関する相談の受付や正しい知識の普及を行い、安心・安全な妊娠・出産支援の充実を図る。 ・【拡充】助産師への電話・メール・LINE相談事業 ・地域の助産所等による妊産婦への寄り添い支援事業 ・とっとり妊娠SOS相談体制整備事業 ・性と健康の相談センター事業 ・思春期ピアカウンセラー活動支援事業 ・【拡充】描こう！ライフプラン出前講座事業 ・新米パパに贈る子育て教室	子ども家庭部	家庭支援課
	133		職業訓練生託児支援事業	1,173	産業人材育成センターが実施する職業訓練の訓練生が訓練期間中に子どもを保育所等において託児する場合に託児に要する経費の一部を奨励金として支給する。	商工労働部	産業人材課
	134		男女共同参画社会づくり推進事業(男女共同参画推進企業認定)	186	企業におけるワーク・ライフ・バランス等の推進を図るため、誰もが働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を認定し、県内企業における男女共同参画の機運づくりを図る。	地域社会振興 部人権尊重社会推進局	女性応援課
	135	拡充	イクボス・ファミボス普及拡大事業	3,468	働きやすい職場環境づくりを推進するため、ワーク・ライフ・バランスの実践リーダー「イクボス・ファミボス」を県内企業で増やしていくほか、介護等支援コーディネーターの派遣、人事担当者向けの研修会の開催により企業における介護離職を防止する。	地域社会振興 部人権尊重社会推進局	女性応援課
	136	拡充	女性の夢ある未来Smile(スマイル)事業(鳥取県版キャリアサポート事業)	2,888	育児休業中の女性の支援を行う既存の民間コミュニティの枠組みを活用し、育休中から育休復帰後の女性に寄り添いながら、職場復帰後のキャリア継続・形成に向けた支援を行う。支援に当たっては、当該女性のみならず夫婦参加、男性向けのプログラムも実施する。	地域社会振興 部人権尊重社会推進局	女性応援課
	137		家族の笑顔をつくる家事シェア・家事負担軽減促進事業	2,150	家事・育児、介護等の負担が女性に偏りがちな状況を解消するため、働く場や社会全体の機運醸成のための情報発信・普及啓発や、男性が家事参画するきっかけとなるキャンペーン等、男性の家事等への参画を促進する取組を行う。	地域社会振興 部人権尊重社会推進局	女性応援課
	(130)		図書館で「すくすく子育て」応援事業(仕事とくらしに役立つ図書館推進事業の細事業)(再掲)	(480)	男性が絵本の読み聞かせを行う「読みメン」を普及する取組を行う。	教育委員会	図書館
	138	拡充	「シン・子育て王国とっとり」男性育児休業取得応援事業	13,154	令和7年の県内企業の目標取得率を85%に設定、「シン・子育て王国とっとり運動」の取組にも掲げて推進していくため、企業経営者向けの意識醸成セミナー及び人事・労務担当者向けの実務等研修、男性の育児取得に対する事業者への助言・伴走支援の実施や奨励金による支援を行い、男性の育児休業取得率を向上させる。 ・休暇等の制度を整備し、従業員に休暇等取得させた事業者に奨励金を支給 ・男性育児取得する体制を整備した事業者への奨励金 ・企業経営者に対して男性育児休業取得への理解促進や気運醸成のためのセミナーを開催 ・企業の人事・労務担当者に対して育児休業制度や各種保険手続き等に関する理解促進のための研修を開催 ・男性育休導入のための専門家による助言 ・男性育休導入のための専門家による伴走支援 ・くるみん認定に向けた社会保険労務士派遣	子ども家庭部	子育て王国課
5(3)② 安心して子育てできる就労環境の整備	139		育児・介護休業者生活資金支援事業(労働者福祉・相談事業)	123	育児・介護休業者に生活資金を低利で貸し付けることにより、収入の減少を補い、仕事との両立を支援する。	商工労働部	雇用・働き方政策課
	140		働きやすい鳥取県づくり推進事業	13,626	県内企業が「働きやすい職場づくり」と「生産性向上」を両輪とした「働き方改革」の具体的な取組を進めるため、国・支援機関との連携、セミナーによる普及啓発、企業の課題に応じた専門家派遣による基盤づくり支援等を行う。 ・働きやすい職場づくり・人材活用のための専門家派遣事業 ・多様な雇用機会創出促進事業	商工労働部	雇用・働き方政策課
	141		労働者相談・職場環境改善事業(労働者福祉・相談事業)	30,202	鳥取県中小企業労働相談所(愛称:「みなくる」)を県内3か所に設置し、労働者・経営者からの労働・雇用に関する相談に対して、労働・雇用相談員により助言、情報提供等を行い、労働問題の未然防止や適切な労務管理の推進を支援する。	商工労働部	雇用・働き方政策課
	142		多様な人材の活躍による人で不足解消事業(地域活性化雇用創造プロジェクト)	45,347	「企業の採用力・定着力強化と人材掘り起こしによる人手不足解消」をテーマに、人手不足企業の働き方改革支援、採用・育成・定着の一貫支援、潜在労働力の掘り起こし、多様な人材に対応した就職支援等の多様なメニューを展開し、地域における良質で安定的な雇用の実現を図る。 (令和5～7年度)	商工労働部	雇用・働き方政策課
	(136)	拡充	女性の夢ある未来Smile(スマイル)事業(鳥取県版キャリアサポート事業)(再掲)	(3,000)	育児休業中の女性の支援を行う既存の民間コミュニティの枠組みを活用し、育休中から育休復帰後の女性に寄り添いながら、職場復帰後のキャリア継続・形成に向けた支援を行う。支援に当たっては、当該女性のみならず夫婦参加、男性向けのプログラムも実施する。	地域社会振興 部人権尊重社会推進局	女性応援課
	(134)		男女共同参画社会づくり推進事業(男女共同参画推進企業認定)(再掲)	(186)	企業におけるワーク・ライフ・バランス等の推進を図るため、誰もが働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を認定し、県内企業における男女共同参画の機運づくりを図る。	地域社会振興 部人権尊重社会推進局	女性応援課
	(135)	拡充	イクボス・ファミボス普及拡大事業(再掲)	(3,468)	働きやすい職場環境づくりを推進するため、ワーク・ライフ・バランスの実践リーダー「イクボス・ファミボス」を県内企業で増やしていくほか、介護等支援コーディネーターの派遣、人事担当者向けの研修会の開催により企業における介護離職を防止する。	地域社会振興 部人権尊重社会推進局	女性応援課
	143		女性応援企業支援事業	4,714	誰もが安心して働きやすい職場環境づくりを進め、女性従業員の人材育成や就業継続等に向けた取組を行う企業に対して支援するほか、企業経営者等向けに女性等が働きやすい職場づくりに向け課題対応研修を開催等を行う。	地域社会振興 部人権尊重社会推進局	女性応援課
	(137)		家族の笑顔をつくる家事シェア・家事負担軽減促進事業(再掲)	(2,150)	家事・育児、介護等の負担が女性に偏りがちな状況を解消するため、働く場や社会全体の機運醸成のための情報発信・普及啓発や、男性が家事参画するきっかけとなるキャンペーン等、男性の家事等への参画を促進する取組を行う。	地域社会振興 部人権尊重社会推進局	女性応援課

区分	番号	新規 拡充	事業名	予算額	事業概要	部等	担当課
	(138)	拡充	「シン・子育て王国とっとり」 男性育児休業取得応援事業	(13,154)	令和7年の県内企業の実績取得率を85%に設定、「シン・子育て王国とっとり運動」の取組にも 掲げて推進していくため、企業経営者向けの意識醸成セミナー及び人事部・労務担当者向けの実 務等研修、男性の育児休業取得に対する事業者への助言・伴走支援の実施や奨励金による支援を 行い、男性の育児休業取得率を向上させる。 ・休暇等の制度を整備し、従業員に休暇等取得させた事業者へ奨励金を支給 ・男性育児休業取得する体制を整備した事業者への奨励金 ・企業経営者に対して男性育児休業取得への理解促進や気運醸成のためのセミナーを開催 ・企業の人事部・労務担当者に対して育児休業制度や各種保険手続き等に関する理解促進のため の研修を開催 ・男性育休導入のための専門家による助言 ・男性育休導入のための専門家による伴走支援 ・くみん認定に向けた社会保険労務士派遣	子ども家庭部	子育て王国課
5(4)① 子育てや生活支 援の充実	144		ひとり親家庭生活支援事業	20,419	ひとり親家庭等の生活向上のため、児童の学習支援や相談体制の充実に要する経費を補助す る。 ・ひとり親家庭学習支援事業(学習支援、送迎支援) ・ひとり親家庭生活向上事業(家庭生活支援員の派遣、ホームページやメールマガジン、LINEを 活用した情報提供やメール相談、ひとり親家庭同士の交流事業の実施) ・ひとり親家庭寄り添い支援事業(託児付きサロンの実施)	子ども家庭部	家庭支援課
5(4)② 就業支援の充実	145		ひとり親家庭自立支援事業	8,648	ひとり親家庭の就業支援の促進を図るとともに、経済的な自立を支援するために各種事業を行 う。 (就業支援、自立支援給付、母子父子自立支援員設置、高等職業訓練促進資金貸付)	子ども家庭部	家庭支援課
5(4)③ 養育費の確保及 び面会交流の推進	146		ひとり親家庭子ども養育支 援事業	1,352	父母が離婚した子どもの健全な成長を支えるとともに、ひとり親家庭の自立を支援するため、離 婚時における養育費及び面会交流に係る取り決めの促進と面会交流の実施の支援を行う。	子ども家庭部	家庭支援課
5(4)④ 経済的支援の充 実	147		児童扶養手当支給事業	69,766	児童扶養手当(父母の離婚などにより父親又は母親と生計を同じくしていない児童が養育されて いる母子家庭・父子家庭の自立助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手 当)の支給、調査・認定・市町村指導監督等を実施する。	子ども家庭部	家庭支援課
	148		母子父子寡婦福祉資金貸 付事業	84,587	ひとり親家庭の親及び寡婦に対し、その経済的自立の援助と生活意欲の助長を図り、併せて扶 養している児童の福祉を増進するため、修学資金等の資金の貸付を実施する。	子ども家庭部	家庭支援課
	149		特別医療費助成制度 (ひとり親家庭)	74,550	ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、医療費の自己負担部分の一部を助成する。 (対象者:ひとり親及びその18歳の年度末にある子)	福祉保健部、 子育て・人材 局	障がい福祉課、 家庭支援課
6 特に支援が必要な子どもの健やかな生活の支援							
6(1)① ヤングケアラー、 若者ケアラーに対する支援	150		ヤングケアラー支援強化事 業	17,830	ヤングケアラーの悩みや相談に対応するため、相談窓口(LINE相談、電話相談)の設置及びオン ラインサロンを開催する。また、子ども自身や周囲の大人がヤングケアラーに気づき、当事者を 必要な支援につなげることができるようにするため、多様な広告媒体(リーフレット、メディア広告 等)により相談窓口や支援機関等を周知する。 さらに、広く県民にヤングケアラーについて周知し併せて支援者のスキルアップを図るため、 フォーラムを兼ねた研修会を開催するとともに、ヤングケアラーの支援団体への研修費用の補 助等を行う。 ヤングケアラー同士が悩みや経験をより気軽に共有しやすくなるため、SNS上に集いの場(ヤン グケアラーがチャットを通じて意見交換をしたり悩みを共有したりする場)を設置するとともに管理 者を配置して参加者に助言や情報提供を行う事業者に対して、運営費の補助を行う。 また、ヤングケアラー元当事者による出前授業を行い、子どもに対してヤングケアラーの概念や 相談窓口等の理解促進を図る。	福祉保健部	孤独・孤立対策課
6(1)② ひきこもりに関す る支援	151		ひきこもり対策推進事業	45,528	ひきこもりに対する正しい理解を深めるとともに、市町村やとっとりひきこもり生活支援センター等 関係機関との連携強化による相談体制及び職業体験事業所を充実し、ひきこもり状態にある方 の自立を促進する。	福祉保健部	孤独・孤立対策課
6(1)③ 性的マイノリティの 子ども・若者への支援	152		多様な性を認め合う社会づ くり推進事業	3,714	性の多様性を尊重し、誰もが自分らしく生きることができる社会づくりを進めるため、電話相談事 業、啓発事業、人材育成事業、居場所づくり支援事業、「とっとり安心ファミリーシップ制度」の運 用等を行う。	地域社会振興 部人権尊重社 会推進局	人権・同和対策課
6(1)④ 地域で暮らす外国 の子ども・若者とその家族 への支援	153		コミュニケーション支援事業 人材育成事業	12,537	日本語教育に携わる人材の育成や企業等関係機関の連携など全県的な日本語教育推進体制 づくり、日本語クラスにおける日本語の指導、言葉の支援が必要な外国出身の子どもに対する 通訳ボランティア派遣、派遣ボランティアの確保及びスキルアップ等を国際交流財団で実施す る。	輝く鳥取創造 本部	交流推進課
	154	拡充	外国人児童生徒等への日 本語指導等支援事業	12,806	母語での支援員や日本語指導支援員の活用による指導体制の構築、多言語翻訳システム等 ICTを活用した支援の充実など、多文化共生社会の実現に向けた外国人児童生徒等への日本 語指導を含む教育の充実を図る。	教育委員会	小中学校課
6(2)① 教育の支援	(84)	拡充	子どもの貧困対策総合支 援事業(再掲)	(28,321)	鳥取県子どもの貧困対策推進計画(第二期)に基づき、地域の実情に応じた子どもの居場所づく りや学習支援事業の充実に取り組む市町村等を支援する。 ・【拡充】子どもの居場所づくり事業補助金(新たに備品更新を支援するとともに、長期休暇期間 中の開設日数増等に対応できるよう運営費の算定基準を緩和) ・とっとり子どもの居場所ネットワーク活動支援事業補助金 ・学習支援充実事業補助金	子ども家庭部	家庭支援課
	(130)		とっとりふれあい家庭教育 応援事業(再掲)	(8,748)	核家族化、少子化等による地域のつながりの希薄化等により、家庭教育を支える環境が変化す るとともに、児童虐待の増加など家庭をめぐる問題が複雑化しており、社会全体での支援の必要 性が高まっているため、保護者が安心して子育て及び家庭教育が行えるよう、地域人材の育成 及び研修、PTA研修会等への講師派遣等を行う。	教育委員会	社会教育課
	(52)	拡充	地域学校協働活動推進事 業(再掲)	(66,569)	社会全体で子どもたちを育むために、公立学校に学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール) を導入し、学校・家庭・地域の連携・協働体制を確立する。また、学校を核として地域住民等の参 画や地域の特色を生かした事業を展開することで、地域全体で地域の将来を担う子どもたちを 育成するとともに、学校を核とした地域づくりを推進する。	教育委員会	社会教育課
	(55)		児童養護施設等と連携した 自然体験活動推進事業(再 掲)	(452)	児童養護施設及び母子生活支援施設と県立青少年社会教育施設等が連携し、児童養護施設 等の希望や課題意識に応じた自然体験活動を実施する。	教育委員会	社会教育課
6(2)② 生活の安定に資 するための支援	(85)		子どもと家庭の生活・相談 支援拠点サポート事業(再 掲)	(38,805)	家庭や学校に居場所がない学齢期以降の子どもやその世帯を総合的に支援することを目的と して、生活習慣の形成や学習支援、進路等の相談支援、食事の提供に加えて、教員資格などを有 する専門職を配置して、子ども・家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行なう子 どもの居場所づくりに取り組む市町村に対して、運営経費を助成する。	子ども家庭部	家庭支援課
	(86)	新規	子ども食堂運営費高騰対 策支援事業(再掲)	(1,870)	物価高騰の影響を受けている子どもの居場所(子ども食堂)に対して、光熱水費や食材費の引 上げにより上昇した運営費の一部を支援することにより、子ども食堂の運営を支援する。	子ども家庭部	家庭支援課
	(33)		食育地域ネットワーク強化 事業(再掲)	(498)	食育関係者が各圏域で取組や課題を話し合う場を設けることで、食育活動の地域への定着と食 育実践者同士のネットワーク強化を図る。	福祉保健部	健康政策課
	155		孤独・孤立対策の市町村支 援強化事業	20,934	・孤独・孤立に悩む方の相談の窓口としての窓口を設置し、相談内容によって専門の相談窓口 や支援機関につなげること等により支援の充実を図る。 ・施策の調査審議・実施状況の検証を行う「孤独・孤立を防ぐ、温もりある社会づくり審議会」を設 置・運営する。	福祉保健部	孤独・孤立対策課
	156		孤独・孤立対策市町村等支 援強化事業	8,226	複雑化・複合化した課題に対しては、従来の属性別の支援体制では、狭間のニーズ等への対応 が困難であることから、市町村等が属性を問わない包括的な支援体制を構築し、創意工夫をもっ て円滑に実施する体制作りを支援する。 ○孤独・孤立に係る人材育成 ・孤独・孤立の背景は複合的であり、当事者を幅広い視点で理解しつながら、様々な人や機関 を連帯し支え合う力を高めるための人材育成研修を行う。 ○市町村のアウトリーチ・ネットワークづくり等支援 ・町村が実施する課題のある世帯を把握・支援するための世帯訪問調査等について、その経費 を支援 ○生活困窮者の食糧支援 ・世帯訪問等のきっかけにもなる生活困窮者等の世帯に対する食料支援を行う。 ○地域の社会資源を活用して制度の狭間に対応する市町村に対する支援 ・市町村が行う、孤独・孤立対策にかかる経費を補助することにより、安心して暮らせる温もりの ある支え愛社会づくりを行う。 ○包括的支援体制のための整備支援 ・包括的な支援体制については、住民に身近な市町村が主体となって実施することが重要であり 、市町村が包括的支援体制を整備、充実していけるよう、包括的支援体制の一つのスキ ームである「重層的支援体制整備事業」について、当該事業の実施に係る経費の一部を支援す る。	福祉保健部	孤独・孤立対策課

区分	番号	新規 拡充	事業名	予算額	事業概要	部等	担当課
6(2)③ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	(145)		ひとり親家庭自立支援事業(再掲)	(8,648)	ひとり親家庭の就業支援の促進を図るとともに、経済的な自立を支援するために各種事業を行う。 (就業支援、自立支援給付、母子父子自立支援員設置、高等職業訓練促進資金貸付)	子ども家庭部	家庭支援課
	(101)		鳥取県立(鳥取・倉吉・米子・境港)ハローワーク管理運営事業(再掲)	(73,949)	県の「産業施策」「雇用政策」「移住施策」と一体となった求人・求職支援により、「若者」「女性」「中高年者」の活躍推進、「JUJター」就職「企業サポート」などの地域の課題解決に向けた求人・求職マッチングを行う。また、子育てと仕事の両立を支援するため、市町の福祉施設等で、子育て応援出張相談会等を開催する。	商工労働部	県立鳥取ハローワーク 県立倉吉ハローワーク 県立米子ハローワーク 県立境港ハローワーク
	(102)		県立ハローワーク「キャリアデザインLab(ラボ)」設置事業(再掲)	(13,522)	鳥取県立ハローワーク(鳥取・倉吉・米子)内に「キャリアデザインLab(ラボ)」を設置して、支援対象者(求職相談者)に対して就労意欲醸成のためのキャリア形成支援、リスティング支援を行い、多様な人材を新たな労働力として就職へつなげていく。	商工労働部	県立鳥取ハローワーク
	(142)		多様な人材の活躍による人で不足解消事業(地域活性化雇用創造プロジェクト)(再掲)	(45,347)	「企業の採用力・定着力強化と人材掘り起こしによる人手不足解消」をテーマに、人手不足企業の働き方改革支援、採用・育成・定着の一貫支援、潜在労働力の掘り起こし、多様な人材に対応した就職支援等の多様なメニューを展開し、地域における良質で安定的な雇用の実現を図る。 (令和5～7年度)	商工労働部	雇用・働き方政策課
6(2)④ 経済的支援	(147)		児童扶養手当支給事業(再掲)	(69,766)	児童扶養手当(父母の離婚などにより父親又は母親と生計を同じくしていない児童が養育されている母子家庭・父子家庭の自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当)の支給、調査・認定・市町村指導監督等を実施する。	子ども家庭部	家庭支援課
	(148)		母子父子事柄福祉資金貸付事業(再掲)	(84,587)	ひとり親家庭の親及び寡婦に対し、その経済的自立の援助と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童の福祉を増進するため、修学資金等の資金の貸付を実施する。	子ども家庭部	家庭支援課
	157		災害遺児手当助成事業	594	災害遺児の健全な育成を図るため、災害遺児について手当(1人に対し月2,000円)を支給する市町村に対して助成を行う。	子ども家庭部	家庭支援課
6(3) 慢性疾病・難病を抱える子ども・若者への支援	158		小児慢性特定疾病対策事業	99,552	慢性疾病(国が指定する疾病(762疾病)に限る。)により長期にわたり治療を必要とする児童等(以下「慢性疾病児童等」という。)の健全な育成を図るため、慢性疾病児童等に対して医療費の助成、県外受診に要する交通費の一部及び日常生活用具の助成を行う。	子ども家庭部	家庭支援課
	159		小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	5,112	慢性疾病児童等の自立及び成長支援について、慢性疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言を行うとともに、地域の社会的資源を活用し、利用者の環境等に応じた支援を行う。	子ども家庭部	家庭支援課
	160	新規	小児慢性特定疾病児童等支援強化事業	2,970	小児慢性特定疾病児童が長期入院する場合の保護者の付き添いに要する費用を支援する。	子ども家庭部	家庭支援課
	161		特別医療費助成事業費	1,527,480	重度心身障がい者、精神障がい者、小児その他特に医療費の助成を必要とする者の医療費(本人負担分)のうち、市町村が助成した金額の2分の1を県が補助する。 (小児のみの予算額は834,497千円)	福祉保健部	障がい福祉課
6(4)① 障がい児の相談支援及び障がい児施設等の充実	162		児童発達支援センター利用料軽減事業	606	児童発達支援センターを利用している児童の保護者に対し、同一世帯内の第2子や第3子以降の同センターを利用する児童の利用者負担を軽減する。	子ども家庭部	子ども発達支援課
	163		【統合】重い障がいのある子ども等の在宅生活支援事業	13,844	重い障がいのある子ども等の在宅生活の支援のため、障害者総合支援法等による支給の対象とならないサービスのうち、県が定めた事業を実施する市町村への補助や、在宅の重症心身障がい児者・知的障がい児・身体障がい児・発達障がい児及びその保護者等が身近な地域で療育指導・相談を受けられる体制の充実を図る。	子ども家庭部	子ども発達支援課
	164		障がい児施設整備事業	131,675	障害福祉サービス事業所等、県内障がい児福祉関係の社会資本の整備を促進するため、施設整備事業を行う事業者に対して助成を行う。	子ども家庭部	子ども発達支援課
6(4)② きこえない・きこえない子どもとその家族への切れ目のない支援	165		【統合】きこえない・きこえない子どもとの総合支援事業	26,840	きこえない・きこえない子どもとその家族に必要な情報を提供し、相談の窓口となるとともに、関係機関の専門性を生かした支援機能を結び付ける中核となるセンターを整備し、切れ目のない支援を行う。また、聴覚障がい児は早期に発見され、適切な支援が行われることで、聴覚障がいによる音声言語発達への影響が最小限におさえられることから、聴覚障がいの早期発見、早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査に係る検査体制や連携体制の整備を行う。	子ども家庭部	子ども発達支援課
6(4)③ 医療的ケア児及びその家族の地域生活を支えるための体制強化	166		【統合】医療的ケアが必要子ども等の総合支援事業	79,648	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、「医療的ケア児支援センター」を設置して各種相談に応じるとともに、医療的ケア児者の在宅支援に係る人材の育成・確保等を総合的に行うことにより、医療的ケア児等とその家族が、地域で安心して生活できる環境を整える。	子ども家庭部	子ども発達支援課
6(4)④ 発達障がいに関する保護者への情報提供・県民への理解啓発の促進	167		【統合】発達障がいのある子ども等の総合支援事業	16,847	発達障がい等の当事者及びその家族に対し、ライフステージに応じた一貫した支援を行うため、県全体の発達障がいに係る支援施策について検討し、家族支援や人材育成などの支援体制の整備を図る。 また、発達障がいや不登校等の子どもの心の問題に対応するため、鳥取大学医学部附属病院を拠点病院と位置づけ、医療・保健・福祉等のネットワークを構築するほか、エール発達障がい者支援センターに発達障がい者地域支援マネージャーを配置し、市町村や事業所等の後方支援の充実を図ることにより、発達障がい児者の地域生活の充実と各地域における支援体制の確立を目指す。	子ども家庭部	子ども発達支援課
6(4)⑤ 本人、保護者、学校、関係機関が連携した早期からの教育支援体制の整備	168		県立特別支援学校通学支援事業	259,596	県立特別支援学校に通学する児童生徒の通学の安全確保及び保護者の負担軽減を図るため、通学バスを委託運行する。 また、県立特別支援学校の児童生徒の通学の安全確保、社会的自立及び保護者の負担軽減を図るため、通学支援員の外部委託や、市町村等が行う通学支援に対し交付金を交付するなどにより、通学を支援する。	教育委員会	特別支援教育課
	169		特別支援教育充実費	10,709	児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、実態に応じた適切な就学先・進学先の決定、学齢期への円滑な移行、継続的な学びの場の検討を行うことができる体制整備を進めるとともに、一貫した教育をめざした小中学校、高等学校等の特別支援教育の理解啓発の充実を図る。 特別支援学校において児童生徒等が安全かつ安心して学校生活を送ることができる環境整備を行う。	教育委員会	特別支援教育課
	170	拡充	特別支援学校におけるICT教育充実事業	8,278	特別支援学校の児童生徒にICT学習(eラーニング)の学習機会を提供し、個別最適化の学びの充実を図るなど、ICTを活用した教育を推進するとともに、同時双方向通信が可能なICT機器やロボットを活用した病後療養児の遠隔教育を進めるなど、ICTを活用した教育を推進することにより、障がいのある子どもたちの学びの意欲を引き出すとともに、一人一人の能力を最大限に発揮できる指導・支援を展開し、将来の自立と社会参加に向けて情報通信技術を効果的に活用する力を育てる。	教育委員会	特別支援教育課
	171	拡充	特別支援教育専門性向上事業	15,889	・学校等において、発達障がいのある児童生徒に一貫した支援を行うため、早期からの指導・支援の充実、より一層の体制整備充実を図る。 ・特別支援学校教職員の専門性・授業力を向上させ、一人ひとりの障がい特性と発達に応じた指導を実現するため、長期研修や環境整備を実施する。 ・インクルーシブ教育システムの構築に向けて体制整備の充実を図るため、県立特別支援学校に外部専門家を配置するなどして特別支援学校のセンター的機能を強化するとともに、市町村における切れ目のない支援体制の充実を図るための研修会を開催する。 ・「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立・施行を踏まえ、特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加まで切れ目のない支援体制の整備や外部専門家の配置を行うことにより、特別支援教育の推進を図る。 ・障がいのある子ども個々の教育的ニーズに応じた指導及び切れ目のない支援を行うため、障がいのある子どもの学びの場の教育環境整備と特別支援教育の充実を図る。 ・特別支援教育を担う全ての教職員の特別支援教育に関する指導力を高めるため、必要な助言や支援を受けられる体制の構築、オンラインやオンデマンドを含めた研修の充実を図る。	教育委員会	特別支援教育課
	172		県立特別支援学校早朝子ども教室	2,907	特別支援学校において、地域住民や保護者OB等からなる学校支援ボランティアとともに、学校受入時刻(9時前)までの早朝時間帯の子ども達の居場所となる早朝子ども教室を実施し、児童生徒の活動支援と見守りを行う。	教育委員会	特別支援教育課
6(4)⑥ 手話言語や障がい者スポーツ等を通じた交流活動や啓発機会の確保	173		特別支援教育充実事業	5,386	平成30年度からの高校における通級による指導制度の運用開始に伴い、県立高校5校を通級指導教室設置校(以下「設置校」という。)として、特別支援コーディネーターを配置し、特別支援教育の充実に向けて取り組むとともに、設置校以外の県立高校においても障がい等のある生徒の自己理解と高校生の他者理解を深める取組を実施する。	教育委員会	高等学校課
	174		障がい者情報アクセスモデル県推進事業(聴覚障がい関連)	5,403	電話リレーサービス加入促進のため、同サービスを利用できる機器の導入支援等を行う。また、ICTを活用した公共施設等の情報アクセス向上を図る。	福祉保健部	障がい福祉課

区分	番号	新規 拡充	事業名	予算額	事業概要	部等	担当課
	175		手話でコミュニケーション事業	103,580	手話講座等の開催や遠隔手話サービスの実施など、手話を普及し、手話を使いやすい環境の整備を進める。	福祉保健部	障がい福祉課
	176		とっとり手話フェス2024 (全国高校生手話パフォー マンス甲子園)開催事業	85,464	手話言語への理解・普及推進、共生社会の実現及び今後の手話言語のさらなる認知度・普及率の向上のため、これまで手話とかかわりのなかった層や若年層にも広くアプローチし、手話言語の魅力・素晴らしさを体感できる「とっとり手話フェス」を実施する。	福祉保健部	障がい福祉課
	177	拡充	手話で学ぶ教育環境整備 事業	6,955	ろう者とうろう者以外が互いに理解しあう共生社会を目指し、学校におけるろう及び手話への理解が深まるよう、教育面における手話に関する教育環境の充実を図る。	教育委員会	特別支援教育課
	178		共生社会をめざす文化芸術・スポーツ活動推進事業 (文化芸術活動推進事業)	2,844	・児童生徒の自主性や主体性、自信を培うことにつながる芸術・文化活動の推進・充実を進め、より一層の社会参加と理解啓発、共生社会の形成を図る。 ・特別支援学校における文化芸術活動や運動スポーツ活動を推進することで、幼児児童生徒の個性や能力を最大限に伸ばし社会参加を促進するとともに、生涯にわたって文化芸術や運動スポーツに親しもうとする意欲や態度の育成を図る。	教育委員会	特別支援教育課
6(5) 児童虐待防止対策等の推進	179		児童措置費	1,911,536	・要保護児童等が安心して暮らせる環境を確保・支援するため、児童福祉法の規定により施設入所措置等となった児童・母子の委託に要する経費、同法の定める最低基準を維持するための費用を負担する。 ・また、児童養護施設等に入所している児童等が入院治療した際に、保護者がいない等により家族の付き添いが困難な場合において、付き添いに要する費用の一部を補助する。	子ども家庭部	家庭支援課
6(5)① 予防・早期発見に向けた効果的な啓発活動	180		児童相談所体制整備事業	47,584	施設内虐待の発生予防に関する研修の充実を図るとともに、一時保護所及び米子児童相談所において第三者評価を受審する。また、関係機関に対し、児童虐待に関するスキルアップ研修等を行う。併せて、広く県民への広報啓発活動等を行い、児童虐待防止対策を推進する。さらに、児童相談所業務へのICTの活用による業務の効率化により、児童福祉司が支援の必要なこともや家庭と向き合う時間を確保し、ケースへの対応力の向上を図る。	子ども家庭部	家庭支援課
6(5)② 児童相談所の体制強化及び資質向上	181		児童相談所費	79,971	県内3カ所にある児童相談所の管理運営と、要保護児童対応や児童虐待防止に係る各事業を実施する。また、児童福祉法第33条の規定に基づき、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するために一時保護を行う。	子ども家庭部	家庭支援課
	(180)		児童相談所体制整備事業 (再掲)	(47,584)	施設内虐待の発生予防に関する研修の充実を図るとともに、一時保護所及び米子児童相談所において第三者評価を受審する。また、関係機関に対し、児童虐待に関するスキルアップ研修等を行う。併せて、広く県民への広報啓発活動等を行い、児童虐待防止対策を推進する。さらに、児童相談所業務へのICTの活用による業務の効率化により、児童福祉司が支援の必要なこともや家庭と向き合う時間を確保し、ケースへの対応力の向上を図る。	子ども家庭部	家庭支援課
6(5)③ 市町村要保護児童対策の体制強化及び資質向上	(7)		こども家庭センター設置促進等事業(再掲)	(30,145)	令和6年4月の改正児童福祉法の施行に伴い、母子保健の相談機関である子育て世代包括支援センターと児童福祉の相談機関である市区町村子ども家庭総合支援拠点を一体化した相談機関「こども家庭センター」の設置が市町村の努力義務とされることから、市町村におけるこども家庭センター設置を促進するため支援を行う。	子ども家庭部	家庭支援課
6(5)④ 児童養護施設等関係機関の資質向上及び児童相談所等との連携強化	182		児童養護施設等体制強化補助事業	143,893	児童養護施設等における体制強化を図るため、国の配置基準を超えて職員を配置する際の人件費や研修及び実習に係る経費等を補助する。	子ども家庭部	家庭支援課
6(6)① 里親支援の体制強化	183		里親養育包括支援事業	13,596	要保護児童を家庭的な環境で養育する里親の役割が重要となってきた中で、里親の養育技術の向上等の支援及び里親委託児童の養育環境の充実を図る。	子ども家庭部	家庭支援課
6(6)② 社会的養護経験者等の自立支援の充実	184	拡充	退所児童等アフターケア事業	47,790	・児童養護施設等を退所した児童・者に対して、就職や人間関係等の相談に応じ、必要な支援を行う。これまでは1つの事業所(東部)のみが当該事業を実施していたが、新たに西部へと1カ所開設することで、県全域の支援対象者に対してより手厚く支援ができる環境を整備する。 ・また、児童養護施設等に入所している児童が進学・就労・賃貸住宅へ入居する際に、身元保証・連帯保証人となった施設長等が保証債務を履行した場合に弁済した経費を補助する。	子ども家庭部	家庭支援課
	185		児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業(再掲)	84	児童養護施設等を退所し就業した者、又は大学等へ進学した者に対する家賃相当額や生活費の貸付、及び児童養護施設に入所中の者等に対する資格取得費の貸付を行うための経費を補助する。	子ども家庭部	家庭支援課
6(6)③ 子どもアドボカシーの啓発と仕組みづくり	186		こどもの権利擁護を図る県版アドボカシー推進事業	7,039	こどもの権利擁護に関する取組の質の向上を図り、改正児童福祉法の施行に伴いこどもの声を聞く取組を推進するため、こどもの意見表明の機会を確保し、社会的養護の枠組みの中で生活しているこどもの権利擁護の仕組みを整備する。	子ども家庭部	家庭支援課
6(6)④ 社会的養護経験者の当事者団体の育成・サポート	187		鳥取県子どもの権利学習支援事業補助金	593	児童養護施設等の入所児童や退所児童・若者がこどもの権利や意見表明の仕方等、こどもの自立性を高める取組を通して、自分達の意見・提案を施設や行政等に届けるための活動に要する費用を補助する。	子ども家庭部	家庭支援課
6(7)③ 性犯罪・性暴力への対応	188	拡充	犯罪被害者寄り添い支援事業	55,790	犯罪被害者に被害直後から寄り添い、中長期にわたりワンストップで支援を提供できる体制を構築するため総合相談窓口を設置するとともに、被害直後に必要となる医療、生活支援等に要する経費を負担し、被害者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する。	生活環境部	くらしの安心推進課
	189	新規	性暴力に係る啓発事業費	1,831	男性・女性、子ども等への性暴力に関して、関係部局による対策チームを通して情報共有を図るとともに、チーム等での議論を踏まえて、性暴力の防止に向けて啓発・広報、相談・支援を行う。	地域社会振興部人権尊重社会推進局	人権・同和对策課

※予算額の()は再掲

20,493,158

子ども・若者に関する主な相談機関（全国統一共通ダイヤル、SNS 相談等）

令和 6 年 4 月現在

名称	電話番号/受付		内容
こころの健康相談	0570-064-556 (おこなおう まもろうよ こころ)		都道府県が実施している「こころの健康電話相談」等の相談機関に接続します
24 時間 子供 SOS ダイヤル	0120-0-78310(なやみいおう)/ 24時間365日		いじめ等の悩みを相談できます
子どもの人権110番	0120-007-110/平日8:30～17:15		いじめ・体罰等の人権問題について相談できます
児童相談所虐待対応ダイヤル	189(いちはやく)/ 24時間365日		虐待の疑いがある時などに、児童相談所に通告・相談できます
地域の警察署	鳥取県警察の警察署一覧		いじめ・犯罪等の被害に悩む子どもや家族が相談できる窓口です
チャイルドライン	0120-99-7777/16:00～21:00 (12/29～1/3除く)		電話・チャットで悩みを相談できる窓口です
いのちの電話	0120-783-556/毎日16:00～21:00 毎月10日8:00～翌日8:00 0570-783-556/毎日10:00～22:00		電話、メールで悩みを相談できる窓口です
よりそいホットライン	0120-279-338/24時間受付		相談員に電話・SNS等で悩みを相談できる窓口です
性犯罪被害相談電話	#8103(ハートさん)/ 24時間受付		各都道府県警察につながる性犯罪被害相談電話窓口です
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	#8891(はやくワンストップ)/ 24時間受付		性暴力被害者を支援する「ワンストップ支援センター」の窓口です
鳥取県ヤングケアラー LINE相談	24時間365日受付		ヤングケアラーや若者ケアラーの方などがより気軽にLINEで相談できる窓口です
鳥取県ひきこもりSNS(LINE)相談事業	月水金(祝日・年末年始を除く) 13:00～17:00(最終受付16:30)		ひきこもりに関する悩みをLINEで相談できる窓口です
とっとりSNS相談	毎週月水金、毎月第2及び第4土曜 17:00～21:00		いじめ、不登校、家庭での悩みや職場のハラスメントなど、どんな悩みでも専門の相談員が対応する窓口です
こどもいじめ人権相談	0857-29-2115/24 時間受付		いじめの人権問題について相談できます。
消費者ホットライン	188(イヤヤ) 毎日(年末年始、祝日を除く) 8:30～17:00		お近くの市町村又は県の消費生活相談窓口につながり、消費者トラブルについて相談できます。

子ども・若者に関する主な相談機関（相談内容別）

令和6年4月現在

区分	名称	所在地 (番地以下は省略)	電話番号・ファクシミリ番号
ニート	とっとり若者サポートステーション	鳥取市扇町	0857-30-4677・0857-30-4678
	よなご若者サポートステーション	米子市末広町	0859-21-5678・0859-21-5679
	県立鳥取ハローワーク	鳥取市東品治町	0857-51-0501・0857-51-0502
	県立倉吉ハローワーク	倉吉市山根	0858-24-6112・0858-24-6113
	県立米子ハローワーク	米子市末広町	0859-21-4585・0859-21-4586
	県立境港ハローワーク	境港市上道町	0859-44-3395・0859-36-8609
	県立東京ハローワーク	東京都港区新橋	03-6280-6951・03-6274-6975
	県立関西ハローワーク	大阪市北区梅田	06-6346-1786・06-6341-3972
	鳥取県ふるさとハローワーク八頭	八頭郡八頭町郡家	0858-76-7076・0858-72-1099
	ハローワーク鳥取	鳥取市富安	0857-23-2021・0857-22-6906
	ハローワーク倉吉	倉吉市駄経寺町	0858-23-8609・0858-22-6494
	しごとプラザ琴浦	東伯郡琴浦町徳万	0858-53-6060・0858-52-6465
	ハローワーク米子	米子市末広町	0859-33-3911・0859-33-3959
	ふるさとハローワーク境港	境港市上道町	0859-44-1733・0859-44-1736
	ハローワーク根雨	日野郡日野町根雨	859-72-0065・0859-72-1371
ひきこもり	精神保健福祉センター	鳥取市江津	0857-21-3031・0857-21-3034
	いじめ・不登校総合対策センター	鳥取市湖山町	0857-28-2322・0857-31-3958
	とっとりひきこもり生活支援センター (NPO 法人鳥取青少年ピアサポート)	鳥取市相生町	0857-20-0222(ファクシミリ兼) 0857-30-1201・0857-30-1202
	とっとり若者サポートステーション	鳥取市扇町	0857-30-4677・0857-30-4678
	よなご若者サポートステーション	米子市末広町	0859-21-5678・0859-21-5679
	鳥取市保健所	鳥取市富安	0857-22-5616・0857-20-3962
	中部総合事務所県民福祉局	倉吉市東巖城町	0858-23-3152・0858-23-4803
	西部総合事務所県民福祉局	米子市糺町	0859-38-2250・0859-34-1392
不登校	鳥取少年鑑別所(青少年相談室)	鳥取市湯所町	0857-23-4443・0857-37-1051
	いじめ・不登校総合対策センター	鳥取市湖山町	0857-28-2322・0857-31-3958
	福祉相談センター(中央児童相談所)	鳥取市江津	0857-29-5460・0857-21-3025
	倉吉児童相談所	倉吉市宮川町	0858-22-4152・0858-23-6367
	米子児童相談所	米子市博労町	0859-33-2020・0859-23-0621
	精神保健福祉センター	鳥取市江津	0857-21-3031・0857-21-3034
	子ども家庭支援センター「希望館」	鳥取市立川町	0857-27-4153・0857-27-0415
	児童家庭支援センターくわの実	倉吉市山根	0858-24-6306・0858-24-6307
	児童家庭支援センター米子みその	米子市上後藤	0859-21-5085・0859-24-1288
高校中退	鳥取少年鑑別所(青少年相談室)	鳥取市湯所町	0857-23-4443・0857-37-1051
	いじめ・不登校総合対策センター	鳥取市湖山町	0857-28-2322・0857-31-3958
	とっとり若者サポートステーション	鳥取市扇町	0857-30-4677・0857-30-4678
	よなご若者サポートステーション	米子市末広町	0859-21-5678・0859-21-5679
	県立鳥取ハローワーク	鳥取市東品治町	0857-51-0501・0857-51-0502
	県立倉吉ハローワーク	倉吉市山根	0858-24-6112・0858-24-6113
	県立米子ハローワーク	米子市末広町	0859-21-4585・0859-21-4586
	県立境港ハローワーク	境港市上道町	0859-44-3395・0859-36-8609
	県立東京ハローワーク	東京都港区新橋	03-6280-6951・03-6274-6975
	県立関西ハローワーク	大阪市北区梅田	06-6346-1786・06-6341-3972
	鳥取県ふるさとハローワーク八頭	八頭郡八頭町郡家	0858-76-7076
	ハローワーク鳥取	鳥取市富安	0857-23-2021・0857-22-6906
	ハローワーク倉吉	倉吉市駄経寺町	0858-23-8609・0858-22-6494
	しごとプラザ琴浦	東伯郡琴浦町徳万	0858-53-6060・0858-52-6465
	ハローワーク米子	米子市末広町	0859-33-3911・0859-33-3959
	ふるさとハローワーク境港	境港市上道町	0859-44-1733・0859-44-1736
	ハローワーク根雨	日野郡日野町根雨	0859-72-0065・0859-72-1371
	精神保健福祉センター	鳥取市江津	0857-21-3031・0857-21-3034

区分	名称	所在地 (番地以下は省略)	電話番号・ファクス番号
ヤングケアラー	福祉相談センター(中央児童相談所)	鳥取市江津	0857-29-5460・0857-21-3025
	倉吉児童相談所	倉吉市宮川町	0858-22-4152・0858-23-6367
	米子児童相談所	米子市博労町	0859-33-2020・0859-23-0621
	いじめ・不登校総合対策センター	鳥取市湖山町	0857-28-8718・0857-31-3958
非行・問題行動	鳥取市少年愛護センター	鳥取市幸町	0857-22-4318・0857-26-3878
	倉吉地区少年補導センター	倉吉市駄経寺町	0858-23-1217・0857-23-1213
	米子市少年育成センター	米子市錦町	0859-35-0852・0859-23-5137
	境港市青少年育成センター	境港市上道町	0859-47-1014・0859-47-1109
	東部少年サポートセンター	鳥取市西町	0857-22-1574(ファクスなし)
	東部少年サポートセンター中部分室	倉吉市駄経寺町	0858-22-1574(ファクスなし)
	西部少年サポートセンター	米子市糺町	0859-31-1574(ファクスなし)
	福祉相談センター(中央児童相談所)	鳥取市江津	0857-29-5460・0857-21-3025
	倉吉児童相談所	倉吉市宮川町	0858-22-4152・0858-23-6367
	米子児童相談所	米子市博労町	0859-33-2020・0859-23-0621
	精神保健福祉センター	鳥取市江津	0857-21-3031・0857-21-3034
	子ども家庭支援センター「希望館」	鳥取市立川町	0857-27-4153・0857-27-0415
	児童家庭支援センターくわの実	倉吉市山根	0858-24-6306・0858-24-6307
	児童家庭支援センター米子みその	米子市上後藤	0859-21-5085・0859-24-1288
	鳥取少年鑑別所(青少年相談室)	鳥取市湯所町	0857-23-4443・0857-37-1051
	鳥取県警察総合相談室	鳥取市東町	#9110(プッシュ回線専用) 0857-27-9110 0857-23-0110(代表・ファクス兼)
	各警察署警察安全相談所		
	鳥取警察署	鳥取市千代水	0857-32-0110・0857-32-0115
	郡家警察署	八頭郡八頭町郡家	0858-72-0110・0858-72-0112
	智頭警察署	八頭郡智頭町智頭	0858-75-0110・0858-75-0112
	浜村警察署	鳥取市気高町北浜	0857-82-0110・0857-82-0114
	倉吉警察署	倉吉市清谷町	0858-26-7110・0858-26-7114
	琴浦大山警察署	東伯郡琴浦町赤碕	0858-49-8110・0858-49-8112
	米子警察署	米子市上福原	0859-33-0110・0859-33-0112
	境港警察署	境港市上道町	0859-44-0110・0859-44-0114
	黒坂警察署	日野郡日野町下菅	0859-74-0110・0859-74-0112
自死	精神保健福祉センター	鳥取市江津	0857-21-3031・0857-21-3034
	鳥取市保健所	鳥取市富安	0857-22-5616・0857-20-3962
	中部総合事務所倉吉保健所	倉吉市東巖城町	0858-23-3921・0858-23-4803
	西部総合事務所米子保健所	米子市糺町	0859-31-9310・0859-34-1392
	鳥取いのちの電話	-	0857-21-4343(ファクスなし)
障がい	『エール』 発達障がい者支援センター	倉吉市みどり町	0858-22-7208・0858-22-7209
	ペアレントメンター鳥取	鳥取市瓦町	0857-30-0670・0857-30-2785
犯罪被害	鳥取県犯罪被害者総合サポートセンター	鳥取市東町	0120-00-0325
	とっとり犯罪被害者支援センター	鳥取市東町	0120-43-0874
	性暴力被害者支援センターとっとり(クローバーとっとり)	鳥取市東町	0120-94-6328
性的マイノリティ	鳥取県 LGBTQ 寄り添い電話相談窓口	-	0120-65-1010(ファクスなし) ※毎月第1・3水曜日18時～20時、 毎月第2・4土曜日15時～17時
	いじめ・不登校総合対策センター	鳥取市湖山町	0857-31-3956・0857-31-3958
生活(日本での外国の方)	(公財) 鳥取県国際交流財団	鳥取市扇町	0857-51-1165・0857-51-1175

子ども・若者に関する主な相談機関（相談機関別）

令和6年4月現在

名 称	所在地 (番地以下は省略)	電話番号	相談区分										
			ニート	ひきこもり	不登校	高校中退	ヤングケアラー・若者ケアラー	非行・問題行動	自死	障がい	犯罪被害	性的マイノリティ	外国の方(言語・生活)
□県立ハローワーク													
県立鳥取ハローワーク	鳥取市東品治町	0857-51-0501	○			○							
県立倉吉ハローワーク	倉吉市山根	0858-24-6112	○			○							
県立米子ハローワーク	米子市末広町	0859-21-4585	○			○							
県立境港ハローワーク	境港市上道町	0859-44-3395	○			○							
県立東京ハローワーク	東京都港区新橋	03-6280-6951	○			○							
県立関西ハローワーク	大阪市北区梅田	06-6346-1786	○			○							
□ハローワーク													
ハローワーク鳥取	鳥取市富安	0857-23-2021	○			○							
ふるさとハローワーク八頭	八頭郡八頭町郡家	0858-76-7076	○			○							
ハローワーク倉吉	倉吉市駄経寺町	0858-23-8609	○			○							
しごとプラザ琴浦	東伯郡琴浦町徳万	0858-53-6060	○			○							
ハローワーク米子	米子市末広町	0859-33-3911	○			○							
ふるさとハローワーク境港	境港市上道町	0859-44-1733	○			○							
ハローワーク根雨	日野郡日野町根雨	0859-72-0065	○			○							
□若者サポートステーション													
とっとり若者サポートステーション	鳥取市扇町	0857-30-4677	○			○							
よなご若者サポートステーション	米子市末広町	0859-21-5678	○			○							
□その他の相談機関													
精神保健福祉センター	鳥取市江津	0857-21-3031		○	○	○		○	○				
いじめ・不登校総合対策センター	鳥取市湖山町	0857-28-2322		○	○	○							
		0857-31-3956		○	○	○					○		
		0857-28-8718					○						
とっとりひきこもり生活支援センター (NPO 法人鳥取青少年ピアサポート)	鳥取市相生町	0857-20-0222 0857-30-1201		○									
鳥取市保健所	鳥取市富安	0857-22-5616		○					○				
中部総合事務所県民福祉局 倉吉保健所	倉吉市東巖城町	0858-23-3152		○									
		0858-23-3921							○				
西部総合事務所県民福祉局 米子保健所	米子市鞆町	0859-38-2250		○									
		0859-31-9310							○				
鳥取少年鑑別所(青少年相談室)	鳥取市湯所町			○	○			○					
鳥取いのちの電話	—	0857-21-4343							○				
『エール』発達障がい者支援センター	倉吉市みどり町	0858-22-7208								○			
ペアレントメンター鳥取	鳥取市瓦町	0857-30-0670								○			
鳥取県犯罪被害者総合サポートセンター	鳥取市東町	0120-00-0325									○		
とっとり犯罪被害者支援センター	鳥取市東町	0120-43-0874									○		
性暴力被害者支援センターとっとり (クローバーとっとり)	鳥取市東町	0120-94-6328									○		
(公財)鳥取県国際交流財団	鳥取市扇町	0857-51-1165											○

名 称	所在地 (番地以下は省略)	電話番号	相談区分									
			ニート	ひきこもり	不登校	高校中退	ヤングケアラー・若者ケアラー	非行・問題行動	自死	障がい	犯罪被害	性的マイノリティ

□児童相談所

福祉相談センター(中央児童相談所)	鳥取市江津	0857-29-5460			○		○	○					
倉吉児童相談所	倉吉市宮川町	0858-22-4152			○		○	○					
米子児童相談所	米子市博労町	0859-33-2020			○		○	○					

□児童家庭支援センター

子ども家庭支援センター「希望館」	鳥取市立川町	0857-27-4153			○			○					
児童家庭支援センターくわの実	倉吉市山根	0858-24-6306			○			○					
児童家庭支援センター米子みその	米子市上後藤	0859-21-5085			○			○					

□少年愛護・補導・育成センター

鳥取市少年愛護センター	鳥取市幸町	0857-22-4318						○					
倉吉地区少年補導センター	倉吉市駄経寺町	0858-23-1217						○					
米子市少年育成センター	米子市錦町	0859-35-0852						○					
境港市青少年育成センター	境港市上道町	0859-47-1014						○					

□少年サポートセンター

東部少年サポートセンター	鳥取市西町	0857-22-1574						○					
東部少年サポートセンター 中部分室	倉吉市駄経寺町	0858-22-1574						○					
西部少年サポートセンター	米子市糺町	0859-31-1574						○					

□鳥取県警

鳥取県警察総合相談室	鳥取市東町	#9110(プッシュ 回線専用) 0857-27-9110 0857-23-0110						○					
------------	-------	---	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--

□各警察署警察安全相談所

鳥取警察署	鳥取市千代水	0857-32-0110						○					
郡家警察署	八頭郡八頭町郡家	0858-72-0110						○					
智頭警察署	八頭郡智頭町智頭	0858-75-0110						○					
浜村警察署	鳥取市気高町北浜	0857-82-0110						○					
倉吉警察署	倉吉市清谷町	0858-26-7110						○					
琴浦大山警察署	東伯郡琴浦町赤碕	0858-49-8110						○					
米子警察署	米子市上福原	0859-33-0110						○					
境港警察署	境港市上道町	0859-44-0110						○					
黒坂警察署	日野郡日野町下菅	0859-74-0110						○					

※子ども・子育て支援法に基づく本県の子ども・子育て支援事業支援計画として、令和6年度までの教育・保育の提供体制を添付。令和7年度以降の提供体制は、シン・子育て王国とっとり計画の令和6年度の見直しに併せて更新する。

1 区域の設定

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第62条第2項第1号の規定に基づき、市町村が定める教育・保育提供区域（以下「市町村設定区域」という。）を勘案して、県が定める区域（以下「県設定区域（※）」という。）について、以下のとおり定めます。

（※）県設定区域とは、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位であり、教育・保育施設の認可、認定の際に行われる需給調整の判断基準の一つとなるものです。

（1）基本的考え方

県設定区域の設定に際し、以下の点を勘案します。

- 市町村が定める教育・保育提供区域
- 隣接市町村間等における広域利用等の実態

（2）県設定区域の内容

（1）の基本的考え方に基づき、県設定区域は、教育と保育とを区分し、以下のとおりとします。

ア 教育

私立幼稚園において、各圏域で広域的な利用が行われていることを踏まえ、以下の3区域を設定します。

県設定区域	対象市町村
東部区域	鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町
中部区域	倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町
西部区域	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町

イ 保育

児童福祉法第24条第1項に規定されている市町村の保育の実施義務に基づいて、各市町村が、保育所の施設整備・統廃合等を計画的に実施してきている現状及び市町村間での広域利用も一部の隣接地域のみである実態等を踏まえ、各市町村を1区域として設定します。

2 教育・保育の提供体制の確保

（1）教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容に関する基本的考え方

各市町村においては、市町村計画に記載する各年度における教育・保育の量の見込みの算定にあたり、住民に対して教育・保育施設の利用状況や今後の利用希望、保護者の就労状況等に関するアンケート調査を実施し、その結果や子ども・子育て会議での審議を踏まえて、最終的に認定区分（※）ごとに量の見込みとその確保策を定めています。

これを踏まえ、本計画における教育・保育の量の見込み・確保策の算定に当たっては、以下の考え方に基づいて定めます。

- ①市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を県設定区域ごとに集計したものを基本とする。
- ②広域的な観点から市町村子ども・子育て支援事業計画を調整する必要があると認められる場合は、十分な調整を行う。
- ③各年度において、市町村と定期的な情報交換を行い、量の見込みが全て確保されるよう連携・調整を図る。

※保育・教育給付における子どもの認定区分（法１９条第１項）

認定区分	認定要件	受入施設
１号	満３歳以上の小学校就学前の子どもであって、２号認定子ども以外のもの	幼稚園 認定こども園
２号	満３歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所 認定こども園
３号	満３歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所 認定こども園 地域型保育事業

（２）各年度における教育・保育の量の見込み及び確保の内容

（１）の基本的考え方を踏まえた各年度における教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の県全域の内容については、以下のとおりです。（区域ごとについては、別表１及び別表２のとおり）

なお、計画中の量の見込みは、年度中途の潜在的な需要も含めたものであり、また、量の見込みに対し確保の内容が不足している部分についても、定員弾力化による一定の受入が可能であるため、現実の待機児童の発生状況と必ずしも一致するものではありません。

【参考】本県の待機児童の状況

本県では、平成１８年度以降、４月１日現在の待機児童は発生していませんが、年度中途においては、一定の待機児童が発生している状況です。（単位：人）

	４月１日現在	１０月１日現在
令和元年度	０	８５
令和２年度	０	２４
令和３年度	０	２８
令和４年度	０	７

ア 教育

（単位：人）

年度	区分	１号認定	２号認定（教育）	合計
令和元年 （参考）	量の見込み（計画値）	２, 962	—	２, 962
令和２年	量の見込み①	２, 202	626	2, 828
	確保の内容	教育・保育施設		3, 679
		確認を受けない幼稚園		465
		計②		4, 144
	差引②－①			1, 316
令和３年	量の見込み①	2, 159	616	2, 775
	確保の内容	教育・保育施設		3, 705
		確認を受けない幼稚園		464
		計②		4, 169
	差引②－①			1, 394
令和４年	量の見込み①	1, 996	595	2, 591
	確保の内容	教育・保育施設		3, 533
		確認を受けない幼稚園		463
		計②		3, 996
	差引②－①			1, 405
令和５年	量の見込み①	2, 068	557	2, 625
	確保の内容	教育・保育施設		3, 538
		確認を受けない幼稚園		462
		計②		4, 000
	差引②－①			1, 375
令和６年	量の見込み①	2, 010	548	2, 558
	確保の内容	教育・保育施設		3, 532
		確認を受けない幼稚園		462
		計②		3, 994
	差引②－①			1, 436

※教育・保育施設と確認を受けない幼稚園のどちらを利用するかは不明なため、「確保の内容」は合計のみ記載。

イ 保育

(単位：人)

年 度	区 分		2号認定 (保育)	3号認定		合 計
				1・2歳児	0歳児	
令和元年(参考)	量の見込み(計画値)		10,936	6,583	2,000	19,519
令和2年	量の見込み①		10,680	6,295	1,596	18,571
	確保の 内 容	教育・保育施設	10,936	5,995	1,734	18,665
		地域型保育事業		405	209	614
		届出保育施設	538	394	158	1,090
		計②	11,474	6,794	2,101	20,369
	差引②－①		794	499	505	1,798
令和3年	量の見込み①		10,389	6,168	1,600	18,157
	確保の 内 容	教育・保育施設	10,913	6,003	1,747	18,663
		地域型保育事業		425	220	645
		届出保育施設	504	395	159	1,058
		計②	11,417	6,823	2,126	20,366
	差引②－①		1,028	655	526	2,209
令和4年	量の見込み①		10,044	6,167	1,555	17,766
	確保の 内 容	教育・保育施設	10,908	6,053	1,704	18,665
		地域型保育事業		425	220	645
		届出保育施設	470	398	151	1,019
		計②	11,378	6,876	2,075	20,329
	差引②－①		1,334	709	520	2,563
令和5年	量の見込み①		9,781	6,039	1,518	17,338
	確保の 内 容	教育・保育施設	10,827	6,015	1,684	18,526
		地域型保育事業		425	220	645
		届出保育施設等	470	398	151	1,019
		計②	11,297	6,838	2,055	20,190
	差引②－①		1,516	799	537	2,852
令和6年	量の見込み①		9,509	5,966	1,495	16,970
	確保の 内 容	教育・保育施設	10,762	6,000	1,682	18,444
		地域型保育事業		425	220	645
		届出保育施設等	470	398	151	1,019
		計②	11,232	6,823	2,053	20,108
	差引②－①		1,723	857	558	3,138

※「確保の内容」に係る企業主導型保育施設については、地域枠の定員を教育・保育施設に、企業枠の定員を届出保育施設等に含めている。

(3) 県の認可及び認定に係る需給調整の考え方

「量の見込み」に対する確保を適切に行い、円滑に推進していくため、教育・保育施設の県の認可及び認定に係る需給調整については、国の基本指針に基づき以下のとおりとします。

ア 基本的考え方

- ①県は、認可・認定の申請があった教育・保育施設が適格性、認可基準を満たす場合は、原則、認可・認定する。
- ②ただし、支給認定の区分ごとに、県設定区域における教育・保育施設の利用定員の総数が、県計画で定める量の見込み(必要利用定員総数)に既に達しているか、又は認可・認定によってこれを超えることになると認められるときは市町村の意向を踏まえた上で、認可・認定しないこともある。

【教育・保育施設の認可・認定に関する基本的考え方】

①需要(量の見込み＝必要利用定員総数)＞供給(利用定員の総数(※))	⇒ 原則認可 (認定)
②需要(量の見込み＝必要利用定員総数)＜供給(利用定員の総数(※))	⇒ 需給調整 (認可・認定しない場合もある)

※確認を受けない幼稚園も含む。

イ 上記ア（基本的考え方）の例外

上記ア（基本的考え方）に関わらず、本計画の円滑な推進の観点から、以下の（ア）～（エ）の需給調整を行うこととします。

（ア）市町村計画において実施しようとするものとして定められた教育・保育の提供体制の確保の内容に含まれない教育・保育施設の認可及び認定の申請に係る需給調整

市町村が各市町村計画に基づき、教育・保育施設又は地域型保育事業所の整備を行っている場合において、当該整備を行っている教育・保育施設又は地域型保育事業所の認可又は認定が行われる前に、それら以外の教育・保育施設の認可又は認定の申請があった時点で、アの②に該当するときは、県は、教育・保育施設の認可又は認定をしないことがある。

なお、この場合においても、支給認定を受けた人数が、県計画で定めた当該認定区分に係る量の見込みを上回っており、機動的な対応が必要であると認められる場合には、県は、地域の実情に応じて、当該認可申請に係る教育・保育施設の認可を行う。

（イ）幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整

県は、認定こども園の普及を図る観点から、既存の幼稚園及び保育所が認定こども園への移行を目指す場合は、以下のとおりの調整を行います。

- ①県は、幼稚園から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合において、その幼稚園が所在する県設定区域における教育・保育施設の利用定員の総数（2号認定・3号認定に係るもの）が、量の見込みに『県計画で定める数（※1）』を加えた数に達するまでは、認可・認定を行う。
- ②同様に、県は、保育所から幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合において、その保育所が所在する県設定区域における教育・保育施設の利用定員の総数（1号認定に係るもの）が、量の見込みに『県計画で定める数（※1）』を加えた数に達するまでは、認可・認定を行う。

【既存施設が認定こども園へ移行する場合の認可・認定の取扱い】

需要（量の見込み＝必要利用定員総数）＋ <u>県計画で定める数</u> > 供給（利用定員の総数（※）） ⇒ 原則認可（認定）
需要（量の見込み＝必要利用定員総数）＋ <u>県計画で定める数</u> < 供給（利用定員の総数（※）） ⇒ 需給調整（認可・認定しない場合もある）
※ 確認を受けない幼稚園も含む。

- ※1 認定こども園の普及を図る観点から、既存施設が認定こども園への移行を希望する場合は、特段の事情がない限り全て移行できるよう、「県計画で定める数」は、当分の間、「利用定員の総数と量の見込みが同数以上になるために必要な数」とする。

（ウ）確認を受けない幼稚園が存在する場合に係る需給調整

県は、教育・保育施設の認可又は認定の申請があった場合において、当該認可又は認定の申請に係る教育・保育施設が所在する県設定区域における当該年度の教育・保育施設の利用定員の総数（1号認定に係るもの）及び確認を受けない幼稚園の利用定員の総数の合計が、県設定区域における当該年度の教育・保育施設に係る必要利用定員総数（1号認定）に既に達しているか、又は当該認可若しくは認定の申請に係る教育・保育施設の設置によってこれを超えることになると認められるときは、認可又は認定をしないこともある。

（エ）開所年度の翌年度の必要利用定員総数による需給調整

県は、教育・保育施設の認可又は認定の申請に係る需給調整において、待機児童が開所年度以降も引き続き発生することが予想されており、保育の受け皿整備が必要な場合（開所年度の翌年度の必要利用定員総数が開所年度の必要利用定員総数を上回っている場合）には、開所年度の翌年度の必要利用定員総数により需給調整を行うこととする。

別表1 教育の量の見込み、提供体制の内容及びその実施時期

令和2年度

(単位：人)

区域	区分		1号認定	2号認定 (教育)	合計
東部	量の見込み①		1,090	29	1,119
	確保の内容	教育・保育施設			1,320
		確認を受けない幼稚園			340
		計②			1,660
	差引②－①				541
中部	量の見込み①		202	7	209
	確保の内容	教育・保育施設			261
		確認を受けない幼稚園			0
		計②			261
	差引②－①				52
西部	量の見込み①		910	590	1,500
	確保の内容	教育・保育施設			2,098
		確認を受けない幼稚園			125
		計②			2,223
	差引②－①				723

※教育・保育施設と確認を受けない幼稚園のどちらを利用するかは不明なため、
「確保の内容」は合計のみ記載。

令和3年度

(単位：人)

区域	区分		1号認定	2号認定 (教育)	合計
東部	量の見込み①		1,065	28	1,093
	確保の内容	教育・保育施設			1,345
		確認を受けない幼稚園			340
		計②			1,685
	差引②－①				592
中部	量の見込み①		200	7	207
	確保の内容	教育・保育施設			261
		確認を受けない幼稚園			0
		計②			261
	差引②－①				54
西部	量の見込み①		894	581	1,475
	確保の内容	教育・保育施設			2,099
		確認を受けない幼稚園			124
		計②			2,223
	差引②－①				748

※教育・保育施設と確認を受けない幼稚園のどちらを利用するかは不明なため、
「確保の内容」は合計のみ記載。

令和4年度

(単位：人)

区域	区分		1号認定	2号認定 (教育)	合計
東部	量の見込み①		935	26	961
	確保の内容	教育・保育施設			1,173
		確認を受けない幼稚園			340
		計②			1,513
	差引②－①				552
中部	量の見込み①		199	8	207
	確保の内容	教育・保育施設			260
		確認を受けない幼稚園			0
		計②			260
	差引②－①				53
西部	量の見込み①		862	561	1,423
	確保の内容	教育・保育施設			2,100
		確認を受けない幼稚園			123
		計②			2,223
	差引②－①				800

※教育・保育施設と確認を受けない幼稚園のどちらを利用するかは不明なため、
「確保の内容」は合計のみ記載。

令和5年度

(単位：人)

区域	区分		1号認定	2号認定 (教育)	合計
東部	量の見込み①		1,014	0	1,014
	確保の内容	教育・保育施設			1,165
		確認を受けない幼稚園			340
		計②			1,505
	差引②－①				491
中部	量の見込み①		211	8	219
	確保の内容	教育・保育施設			274
		確認を受けない幼稚園			0
		計②			274
	差引②－①				55
西部	量の見込み①		843	549	1,392
	確保の内容	教育・保育施設			2,099
		確認を受けない幼稚園			122
		計②			2,221
	差引②－①				829

※教育・保育施設と確認を受けない幼稚園のどちらを利用するかは不明なため、
「確保の内容」は合計のみ記載。

令和6年度

(単位：人)

区域	区分		1号認定	2号認定 (教育)	合計
東部	量の見込み①		972	0	972
	確保の 内容	教育・保育施設			1,160
		確認を受けない幼稚園			340
		計②			1,500
	差引②－①				528
中部	量の見込み①		210	7	217
	確保の 内容	教育・保育施設			273
		確認を受けない幼稚園			0
		計②			273
	差引②－①				56
西部	量の見込み①		828	541	1,369
	確保の 内容	教育・保育施設			2,099
		確認を受けない幼稚園			122
		計②			2,221
	差引②－①				852

※教育・保育施設と確認を受けない幼稚園のどちらを利用するかは不明なため、
「確保の内容」は合計のみ記載。

別表2 保育の量の見込み、提供体制の内容及びその実施時期

令和2年度

(単位：人)

市町村名	区分		2号認定 (保育)	3号認定		合計
				1・2歳児	0歳児	
鳥取市	量の見込み①		3,599	2,069	230	5,898
	確保の内容	教育・保育施設	3,574	1,940	602	6,116
		地域型保育事業		121	55	176
		届出保育施設	114	54	15	183
		計②	3,688	2,115	672	6,475
	差引②－①		89	46	442	577
米子市	量の見込み①		2,655	1,791	597	5,043
	確保の内容	教育・保育施設	2,577	1,433	350	4,360
		地域型保育事業		216	109	325
		届出保育施設	406	340	140	886
		計②	2,983	1,989	599	5,571
	差引②－①		328	198	2	528
倉吉市	量の見込み①		988	540	208	1,736
	確保の内容	教育・保育施設	1,165	642	210	2,017
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	1,165	642	210	2,017
	差引②－①		177	102	2	281
境港市	量の見込み①		600	309	147	1,056
	確保の内容	教育・保育施設	631	345	115	1,091
		地域型保育事業		20	18	38
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	631	365	133	1,129
	差引②－①		31	56	-14	73
岩美町	量の見込み①		185	122	22	329
	確保の内容	教育・保育施設	183	116	22	321
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	183	116	22	321
	差引②－①		-2	-6	0	-8
若桜町	量の見込み①		30	21	3	54
	確保の内容	教育・保育施設	30	21	3	54
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	30	21	3	54
	差引②－①		0	0	0	0
智頭町	量の見込み①		128	57	12	197
	確保の内容	教育・保育施設	110	55	12	177
		地域型保育事業		2	0	2
		届出保育施設	18	0	0	18
		計②	128	57	12	197
	差引②－①		0	0	0	0

(単位：人)

市町村名	区分		2号認定 (保育)	3号認定		合計
				1・2歳児	0歳児	
八頭町	量の見込み①		330	180	38	548
	確保の内容	教育・保育施設	313	161	47	521
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	313	161	47	521
	差引②－①		-17	-19	9	-27
三朝町	量の見込み①		124	61	23	208
	確保の内容	教育・保育施設	140	65	25	230
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	140	65	25	230
	差引②－①		16	4	2	22
湯梨浜町	量の見込み①		394	279	74	747
	確保の内容	教育・保育施設	401	279	74	754
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	401	279	74	754
	差引②－①		7	0	0	7
琴浦町	量の見込み①		354	202	72	628
	確保の内容	教育・保育施設	357	240	76	673
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	357	240	76	673
	差引②－①		3	38	4	45
北栄町	量の見込み①		324	157	31	512
	確保の内容	教育・保育施設	369	211	66	646
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	369	211	66	646
	差引②－①		45	54	35	134
日吉津村	量の見込み①		56	44	13	113
	確保の内容	教育・保育施設	92	26	10	128
		地域型保育事業		24	6	30
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	92	50	16	158
	差引②－①		36	6	3	45
大山町	量の見込み①		368	165	49	582
	確保の内容	教育・保育施設	368	165	49	582
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	368	165	49	582
	差引②－①		0	0	0	0

(単位：人)

市町村名	区分		2号認定 (保育)	3号認定		合計
				1・2歳児	0歳児	
南部町	量の見込み①		196	107	32	335
	確保の内容	教育・保育施設	226	118	37	381
		地域型保育事業		9	15	24
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	226	127	52	405
	差引②－①		30	20	20	70
伯耆町	量の見込み①		220	135	33	388
	確保の内容	教育・保育施設	271	122	27	420
		地域型保育事業		13	6	19
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	271	135	33	439
	差引②－①		51	0	0	51
日南町	量の見込み①		50	29	3	82
	確保の内容	教育・保育施設	50	29	0	79
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	3	3
		計②	50	29	3	82
	差引②－①		0	0	0	0
日野町	量の見込み①		36	15	6	57
	確保の内容	教育・保育施設	36	15	6	57
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	36	15	6	57
	差引②－①		0	0	0	0
江府町	量の見込み①		43	12	3	58
	確保の内容	教育・保育施設	43	12	3	58
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	43	12	3	58
	差引②－①		0	0	0	0

※「確保の内容」に係る企業主導型保育施設については、地域枠の定員を教育・保育施設に、企業枠の定員を届出保育施設等に含めている。

令和3年度

(単位：人)

市町村名	区分		2号認定 (保育)	3号認定		合計
				1・2歳児	0歳児	
鳥取市	量の見込み①		3,425	2,044	239	5,708
	確保の内容	教育・保育施設	3,567	1,985	590	6,142
		地域型保育事業		129	59	188
		届出保育施設	80	55	16	151
		計②	3,647	2,169	665	6,481
	差引②－①		222	125	426	773
米子市	量の見込み①		2,618	1,768	587	4,973
	確保の内容	教育・保育施設	2,577	1,433	350	4,360
		地域型保育事業		216	109	325
		届出保育施設	406	340	140	886
		計②	2,983	1,989	599	5,571
	差引②－①		365	221	12	598
倉吉市	量の見込み①		970	531	205	1,706
	確保の内容	教育・保育施設	1,165	642	210	2,017
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	1,165	642	210	2,017
	差引②－①		195	111	5	311
境港市	量の見込み①		577	299	143	1,019
	確保の内容	教育・保育施設	631	345	115	1,091
		地域型保育事業		20	18	38
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	631	365	133	1,129
	差引②－①		54	66	-10	110
岩美町	量の見込み①		175	97	21	293
	確保の内容	教育・保育施設	165	113	27	305
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	165	113	27	305
	差引②－①		-10	16	6	12
若桜町	量の見込み①		33	21	3	57
	確保の内容	教育・保育施設	33	21	3	57
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	33	21	3	57
	差引②－①		0	0	0	0
智頭町	量の見込み①		125	50	11	186
	確保の内容	教育・保育施設	107	48	11	166
		地域型保育事業		2	0	2
		届出保育施設	18	0	0	18
		計②	125	50	11	186
	差引②－①		0	0	0	0

(単位：人)

市町村名	区分		2号認定 (保育)	3号認定		合計
				1・2歳児	0歳児	
八頭町	量の見込み①		320	180	37	537
	確保の内容	教育・保育施設	312	154	60	526
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	312	154	60	526
	差引②－①		-8	-26	23	-11
三朝町	量の見込み①		112	60	36	208
	確保の内容	教育・保育施設	127	60	40	227
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	127	60	40	227
	差引②－①		15	0	4	19
湯梨浜町	量の見込み①		405	258	73	736
	確保の内容	教育・保育施設	412	258	73	743
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	412	258	73	743
	差引②－①		7	0	0	7
琴浦町	量の見込み①		319	197	74	590
	確保の内容	教育・保育施設	357	240	76	673
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	357	240	76	673
	差引②－①		38	43	2	83
北栄町	量の見込み①		316	149	29	494
	確保の内容	教育・保育施設	369	211	66	646
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	369	211	66	646
	差引②－①		53	62	37	152
日吉津村	量の見込み①		55	46	13	114
	確保の内容	教育・保育施設	92	27	10	129
		地域型保育事業		24	6	30
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	92	51	16	159
	差引②－①		37	5	3	45
大山町	量の見込み①		380	162	50	592
	確保の内容	教育・保育施設	380	150	43	573
		地域型保育事業		12	7	19
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	380	162	50	592
	差引②－①		0	0	0	0

(単位：人)

市町村名	区分		2号認定 (保育)	3号認定		合計
				1・2歳児	0歳児	
南部町	量の見込み①		213	100	34	347
	確保の内容	教育・保育施設	226	118	37	381
		地域型保育事業		9	15	24
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	226	127	52	405
	差引②－①		13	27	18	58
伯耆町	量の見込み①		224	130	33	387
	確保の内容	教育・保育施設	271	122	27	420
		地域型保育事業		13	6	19
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	271	135	33	439
	差引②－①		47	5	0	52
日南町	量の見込み①		44	32	3	79
	確保の内容	教育・保育施設	44	32	0	76
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	3	3
		計②	44	32	3	79
	差引②－①		0	0	0	0
日野町	量の見込み①		45	30	6	81
	確保の内容	教育・保育施設	45	30	6	81
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	45	30	6	81
	差引②－①		0	0	0	0
江府町	量の見込み①		33	14	3	50
	確保の内容	教育・保育施設	33	14	3	50
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	33	14	3	50
	差引②－①		0	0	0	0

※「確保の内容」に係る企業主導型保育施設については、地域枠の定員を教育・保育施設に、企業枠の定員を届出保育施設等に含めている。

令和4年度

(単位：人)

市町村名	区分		2号認定 (保育)	3号認定		合計
				1・2歳児	0歳児	
鳥取市	量の見込み①		3,322	2,048	219	5,589
	確保の内容	教育・保育施設	3,634	2,003	579	6,216
		地域型保育事業		129	59	188
		届出保育施設	46	58	9	113
		計②	3,680	2,190	647	6,517
	差引②－①		358	142	428	928
米子市	量の見込み①		2,526	1,770	578	4,874
	確保の内容	教育・保育施設	2,577	1,433	350	4,360
		地域型保育事業		216	109	325
		届出保育施設	406	340	140	886
		計②	2,983	1,989	599	5,571
	差引②－①		457	219	21	697
倉吉市	量の見込み①		952	522	201	1,675
	確保の内容	教育・保育施設	1,165	642	210	2,017
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	1,165	642	210	2,017
	差引②－①		213	120	9	342
境港市	量の見込み①		550	302	138	990
	確保の内容	教育・保育施設	631	345	115	1,091
		地域型保育事業		20	18	38
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	631	365	133	1,129
	差引②－①		81	63	-5	139
岩美町	量の見込み①		155	96	20	271
	確保の内容	教育・保育施設	174	99	29	302
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	174	99	29	302
	差引②－①		19	3	9	31
若桜町	量の見込み①		34	21	3	58
	確保の内容	教育・保育施設	34	21	3	58
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	34	21	3	58
	差引②－①		0	0	0	0
智頭町	量の見込み①		114	47	10	171
	確保の内容	教育・保育施設	96	45	10	151
		地域型保育事業		2	0	2
		届出保育施設	18	0	0	18
		計②	114	47	10	171
	差引②－①		0	0	0	0

(単位：人)

市町村名	区分		2号認定 (保育)	3号認定		合計
				1・2歳児	0歳児	
八頭町	量の見込み①		300	195	36	531
	確保の内容	教育・保育施設	304	193	28	525
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	304	193	28	525
	差引②－①		4	-2	-8	-6
三朝町	量の見込み①		104	66	35	205
	確保の内容	教育・保育施設	120	70	40	230
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	120	70	40	230
	差引②－①		16	4	5	25
湯梨浜町	量の見込み①		400	254	72	726
	確保の内容	教育・保育施設	408	254	72	734
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	408	254	72	734
	差引②－①		8	0	0	8
琴浦町	量の見込み①		327	194	74	595
	確保の内容	教育・保育施設	357	240	76	673
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	357	240	76	673
	差引②－①		30	46	2	78
北栄町	量の見込み①		308	142	27	477
	確保の内容	教育・保育施設	369	211	66	646
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	369	211	66	646
	差引②－①		61	69	39	169
日吉津村	量の見込み①		52	47	14	113
	確保の内容	教育・保育施設	92	27	10	129
		地域型保育事業		24	6	30
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	92	51	16	159
	差引②－①		40	4	2	46
大山町	量の見込み①		336	163	50	549
	確保の内容	教育・保育施設	336	151	43	530
		地域型保育事業		12	7	19
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	336	163	50	549
	差引②－①		0	0	0	0

(単位：人)

市町村名	区分		2号認定 (保育)	3号認定		合計
				1・2歳児	0歳児	
南部町	量の見込み①		206	97	34	337
	確保の内容	教育・保育施設	226	118	37	381
		地域型保育事業		9	15	24
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	226	127	52	405
	差引②－①		20	30	18	68
伯耆町	量の見込み①		244	124	33	401
	確保の内容	教育・保育施設	271	122	27	420
		地域型保育事業		13	6	19
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	271	135	33	439
	差引②－①		27	11	0	38
日南町	量の見込み①		42	32	2	76
	確保の内容	教育・保育施設	42	32	0	74
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	2	2
		計②	42	32	2	76
	差引②－①		0	0	0	0
日野町	量の見込み①		45	30	6	81
	確保の内容	教育・保育施設	45	30	6	81
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	45	30	6	81
	差引②－①		0	0	0	0
江府町	量の見込み①		27	17	3	47
	確保の内容	教育・保育施設	27	17	3	47
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	27	17	3	47
	差引②－①		0	0	0	0

※「確保の内容」に係る企業主導型保育施設については、地域枠の定員を教育・保育施設に、企業枠の定員を届出保育施設等に含めている。

令和5年度

(単位：人)

市町村名	区分		2号認定 (保育)	3号認定		合計
				1・2歳児	0歳児	
鳥取市	量の見込み①		3,233	2,024	218	5,475
	確保の内容	教育・保育施設	3,634	2,003	579	6,216
		地域型保育事業		129	59	188
		届出保育施設	46	58	9	113
		計②	3,680	2,190	647	6,517
	差引②－①		447	166	429	1,042
米子市	量の見込み①		2,489	1,743	569	4,801
	確保の内容	教育・保育施設	2,577	1,433	350	4,360
		地域型保育事業		216	109	325
		届出保育施設	406	340	140	886
		計②	2,983	1,989	599	5,571
	差引②－①		494	246	30	770
倉吉市	量の見込み①		934	513	197	1,644
	確保の内容	教育・保育施設	1,165	642	210	2,017
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	1,165	642	210	2,017
	差引②－①		231	129	13	373
境港市	量の見込み①		529	292	133	954
	確保の内容	教育・保育施設	631	345	115	1,091
		地域型保育事業		20	18	38
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	631	365	133	1,129
	差引②－①		102	73	0	175
岩美町	量の見込み①		167	112	30	309
	確保の内容	教育・保育施設	167	112	30	309
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	167	112	30	309
	差引②－①		0	0	0	0
若桜町	量の見込み①		36	21	3	60
	確保の内容	教育・保育施設	36	21	3	60
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	36	21	3	60
	差引②－①		0	0	0	0
智頭町	量の見込み①		111	44	10	165
	確保の内容	教育・保育施設	93	42	10	145
		地域型保育事業		2	0	2
		届出保育施設	18	0	0	18
		計②	111	44	10	165
	差引②－①		0	0	0	0

(単位：人)

市町村名	区分		2号認定 (保育)	3号認定		合計
				1・2歳児	0歳児	
八頭町	量の見込み①		280	190	35	505
	確保の内容	教育・保育施設	280	190	35	505
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	280	190	35	505
	差引②－①		0	0	0	0
三朝町	量の見込み①		90	42	12	144
	確保の内容	教育・保育施設	100	48	12	160
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	100	48	12	160
	差引②－①		10	6	0	16
湯梨浜町	量の見込み①		423	251	72	746
	確保の内容	教育・保育施設	431	251	72	754
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	431	251	72	754
	差引②－①		8	0	0	8
琴浦町	量の見込み①		300	168	74	542
	確保の内容	教育・保育施設	334	220	76	630
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	334	220	76	630
	差引②－①		34	52	2	88
北栄町	量の見込み①		300	135	25	460
	確保の内容	教育・保育施設	369	211	66	646
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	369	211	66	646
	差引②－①		69	76	41	186
日吉津村	量の見込み①		46	47	14	107
	確保の内容	教育・保育施設	92	27	10	129
		地域型保育事業		24	6	30
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	92	51	16	159
	差引②－①		46	4	2	52
大山町	量の見込み①		308	160	50	518
	確保の内容	教育・保育施設	308	151	43	502
		地域型保育事業		12	7	19
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	308	163	50	521
	差引②－①		0	3	0	3

(単位：人)

市町村名	区分		2号認定 (保育)	3号認定		合計
				1・2歳児	0歳児	
南部町	量の見込み①		184	95	32	311
	確保の内容	教育・保育施設	226	118	37	381
		地域型保育事業		9	15	24
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	226	127	52	405
	差引②－①		42	32	20	94
伯耆町	量の見込み①		238	123	33	394
	確保の内容	教育・保育施設	271	122	27	420
		地域型保育事業		13	6	19
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	271	135	33	439
	差引②－①		33	12	0	45
日南町	量の見込み①		45	32	2	79
	確保の内容	教育・保育施設	45	32	0	77
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	2	2
		計②	45	32	2	79
	差引②－①		0	0	0	0
日野町	量の見込み①		45	30	6	81
	確保の内容	教育・保育施設	45	30	6	81
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	45	30	6	81
	差引②－①		0	0	0	0
江府町	量の見込み①		23	17	3	43
	確保の内容	教育・保育施設	23	17	3	43
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	23	17	3	43
	差引②－①		0	0	0	0

※「確保の内容」に係る企業主導型保育施設については、地域枠の定員を教育・保育施設に、企業枠の定員を届出保育施設等を含めている。

令和6年度

(単位：人)

市町村名	区分		2号認定 (保育)	3号認定		合計
				1・2歳児	0歳児	
鳥取市	量の見込み①		3,127	2,009	218	5,354
	確保の内容	教育・保育施設	3,634	2,003	579	6,216
		地域型保育事業		129	59	188
		届出保育施設	46	58	9	113
		計②	3,680	2,190	647	6,517
	差引②－①		553	181	429	1,163
米子市	量の見込み①		2,456	1,716	561	4,733
	確保の内容	教育・保育施設	2,577	1,433	350	4,360
		地域型保育事業		216	109	325
		届出保育施設	406	340	140	886
		計②	2,983	1,989	599	5,571
	差引②－①		527	273	38	838
倉吉市	量の見込み①		917	504	194	1,615
	確保の内容	教育・保育施設	1,165	642	210	2,017
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	1,165	642	210	2,017
	差引②－①		248	138	16	402
境港市	量の見込み①		513	281	128	922
	確保の内容	教育・保育施設	631	345	115	1,091
		地域型保育事業		20	18	38
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	631	365	133	1,129
	差引②－①		118	84	5	207
岩美町	量の見込み①		170	115	30	315
	確保の内容	教育・保育施設	170	115	30	315
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	170	115	30	315
	差引②－①		0	0	0	0
若桜町	量の見込み①		36	21	3	60
	確保の内容	教育・保育施設	36	21	3	60
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	36	21	3	60
	差引②－①		0	0	0	0
智頭町	量の見込み①		100	41	9	150
	確保の内容	教育・保育施設	82	39	9	130
		地域型保育事業		2	0	2
		届出保育施設	18	0	0	18
		計②	100	41	9	150
	差引②－①		0	0	0	0

(単位：人)

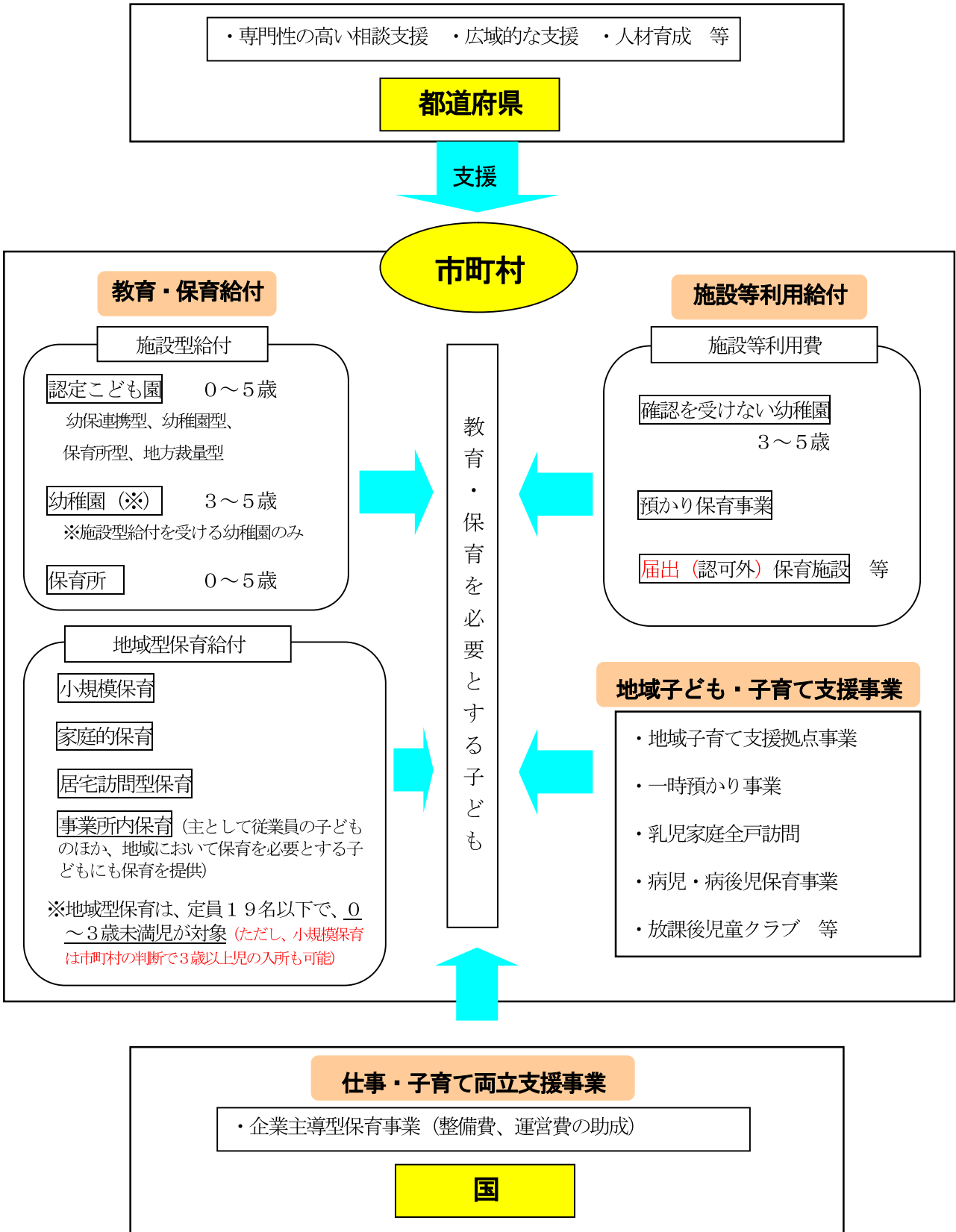
市町村名	区分		2号認定 (保育)	3号認定		合計
				1・2歳児	0歳児	
八頭町	量の見込み①		280	185	34	499
	確保の内容	教育・保育施設	280	185	34	499
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	280	185	34	499
	差引②－①		0	0	0	0
三朝町	量の見込み①		73	45	10	128
	確保の内容	教育・保育施設	80	48	12	140
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	80	48	12	140
	差引②－①		7	3	2	12
湯梨浜町	量の見込み①		401	248	72	721
	確保の内容	教育・保育施設	408	248	72	728
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	408	248	72	728
	差引②－①		7	0	0	7
琴浦町	量の見込み①		276	177	74	527
	確保の内容	教育・保育施設	334	220	76	630
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	334	220	76	630
	差引②－①		58	43	2	103
北栄町	量の見込み①		293	128	23	444
	確保の内容	教育・保育施設	369	211	66	646
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	369	211	66	646
	差引②－①		76	83	43	202
日吉津村	量の見込み①		48	47	14	109
	確保の内容	教育・保育施設	92	27	10	129
		地域型保育事業		24	6	30
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	92	51	16	159
	差引②－①		44	4	2	50
大山町	量の見込み①		287	156	50	493
	確保の内容	教育・保育施設	287	144	43	474
		地域型保育事業		12	7	19
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	287	156	50	493
	差引②－①		0	0	0	0

(単位：人)

市町村名	区分		2号認定 (保育)	3号認定		合計
				1・2歳児	0歳児	
南部町	量の見込み①		179	92	32	303
	確保の内容	教育・保育施設	226	118	37	381
		地域型保育事業		9	15	24
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	226	127	52	405
	差引②－①		47	35	20	102
伯耆町	量の見込み①		233	122	32	387
	確保の内容	教育・保育施設	271	122	27	420
		地域型保育事業		13	6	19
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	271	135	33	439
	差引②－①		38	13	1	52
日南町	量の見込み①		48	32	2	82
	確保の内容	教育・保育施設	48	32	0	80
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	2	2
		計②	48	32	2	82
	差引②－①		0	0	0	0
日野町	量の見込み①		45	30	6	81
	確保の内容	教育・保育施設	45	30	6	81
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	45	30	6	81
	差引②－①		0	0	0	0
江府町	量の見込み①		27	17	3	47
	確保の内容	教育・保育施設	27	17	3	47
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	27	17	3	47
	差引②－①		0	0	0	0

※「確保の内容」に係る企業主導型保育施設については、地域枠の定員を教育・保育施設に、企業枠の定員を届出保育施設等を含めている。

【参考】 子ども・子育て支援法の体系図



(用語の定義)

基本指針	……	子ども・子育て支援法第60条第1項に基づき国が定める基本的な指針。 (「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針 (平成26年内閣府告示第159号)」)
確認を受けない幼稚園	……	子ども・子育て支援法第27条第1項に基づく施設型給付費の支給に係る施設として市町村長からの <u>確認を受けない幼稚園</u>
企業主導型保育施設	……	子ども・子育て支援法第59条の2による仕事・子育て両立支援事業として、国から支援を受け設置・運営される認可外の事業所内保育施設。 (平成28年度創設)

シン・子育て王国とっとり計画

令和6年3月

鳥取県子ども家庭部子育て王国課

〒680-8570

鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7148

ファクシミリ 0857-26-7863



地域みんなで子育て応援！

シン・子育て王国とっとり